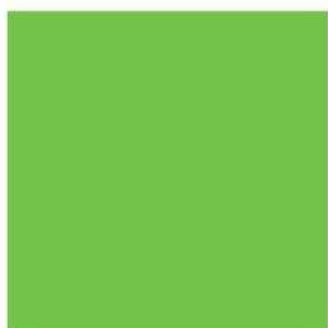
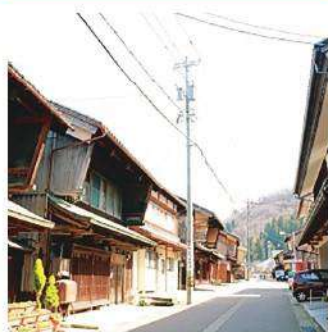


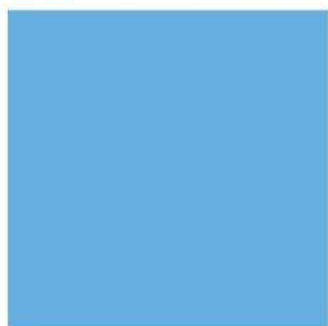
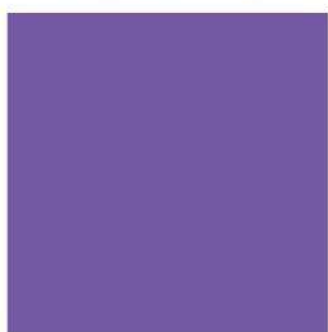
M I N A M I E C H I Z E N T O W N



第 2 次
南 越 前 町
総 合 計 画



後期基本計画
2020～2024



C O M P R E H E N S I V E P L A N

目次

総論

第1章 総合計画の策定にあたって	2
第2章 町のすがた	4
第3章 関連する個別計画.....	17

基本構想

第1章 町の将来像	20
第2章 計画の基本指標	24
第3章 土地利用構想	26

後期基本計画

第2次南越前町総合計画 後期基本計画体系図	30
-----------------------------	----

第1章 町民に優しいまちづくり

1 健康な心と体づくり、保健・医療・福祉・介護の連携の強化と充実	34
2 地域で暮らせる高齢者福祉の充実.....	42
3 自立を支援する障害者福祉の推進.....	45
4 子育ての支援、児童福祉の充実と次世代育成	48
5 協力し助け合う地域福祉の推進	54

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

6 安全安心な環境づくり	58
7 道路交通網の整備	68
8 上下水道の整備	72
9 自然環境との共生	76
10 快適な住環境づくり	80

第3章 活き活きと働けるまちづくり

11 農林水産業の振興	88
12 商工業の振興	94
13 観光の振興	96

第4章 人と文化を育むまちづくり

14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備	102
15 生涯にわたる学習社会の充実	114
16 歴史文化の継承と芸術文化の振興	118

第5章 住民主体のまちづくり

17 住民と行政の協働によるまちづくり	124
18 共に活躍できる人づくり、まちづくり	128

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

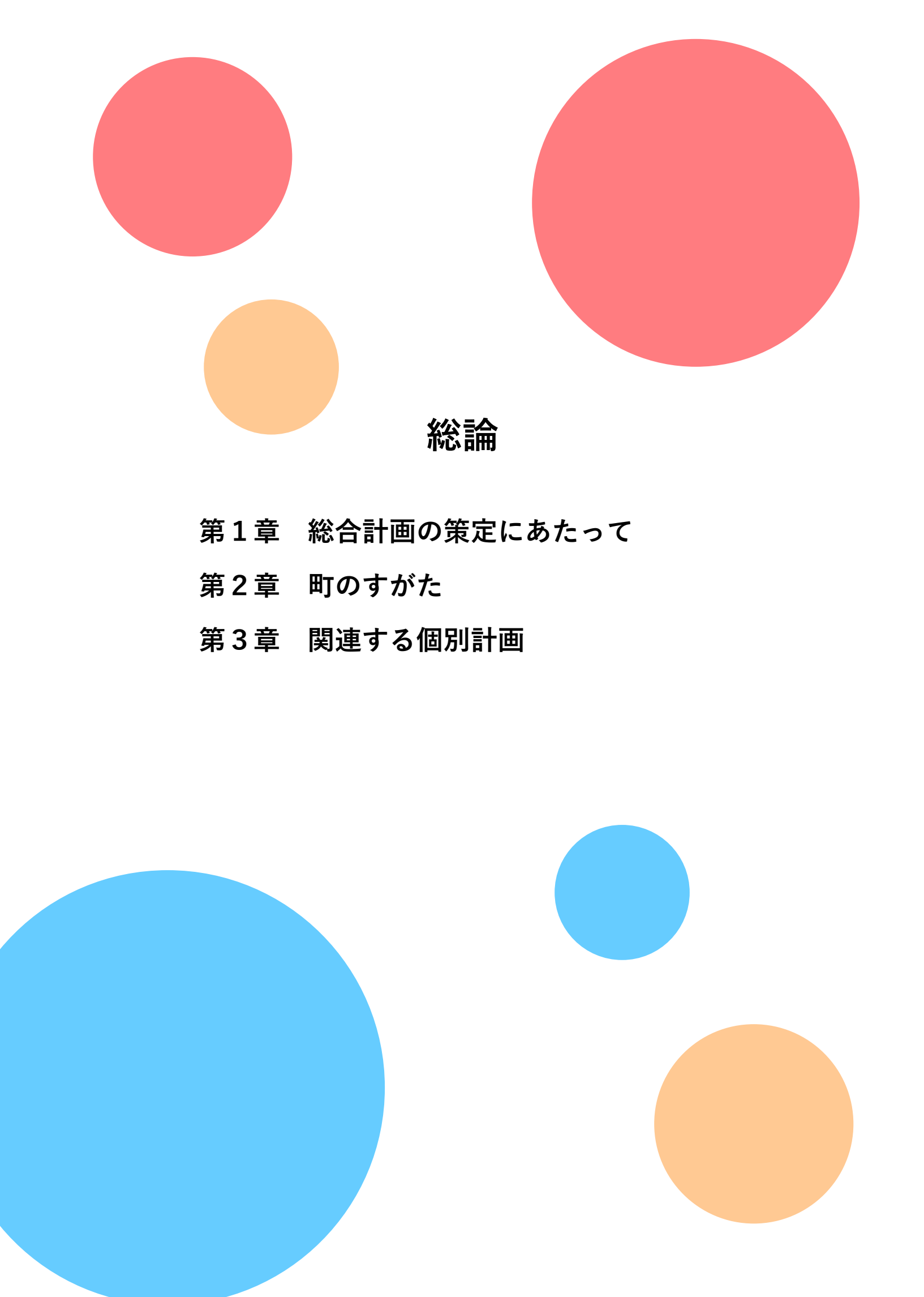
19 住民の視点に立った行政サービス	136
20 効率的な財政運営の推進	140
21 チャレンジする組織改革	146

未来づくりプログラム

(1) 地域をささえる	152
(2) 地域のつながり	153
(3) 地域のにぎわい	154

参考資料

■ 総合計画策定にかかる諮問・答申の写し	156
■ 南越前町総合計画策定条例	159
■ 南越前町総合計画審議会条例	160
■ 第2次南越前町総合計画 後期基本計画審議会委員名簿	161
■ 第2次南越前町総合計画 後期基本計画策定の経過	162



総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 町のすがた

第3章 関連する個別計画

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年度より、第2次南越前町総合計画に基づき、住民の誰もが豊かに暮らすことができる環境づくり、条件づくりに向け、総合的に施策を展開してきました。

平成27年度から令和元年度の5年間に実施した施策の検証を行い、必要な見直しを図るとともに、社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応するため、新たな施策の展開が必要です。

基本計画は、令和元年度で前期の期間を終えることから、基本構想に掲げた町の将来像である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に向けて、引き続き令和2年度以降の5年間で取り組むべき方向性を示した後期基本計画を策定します。

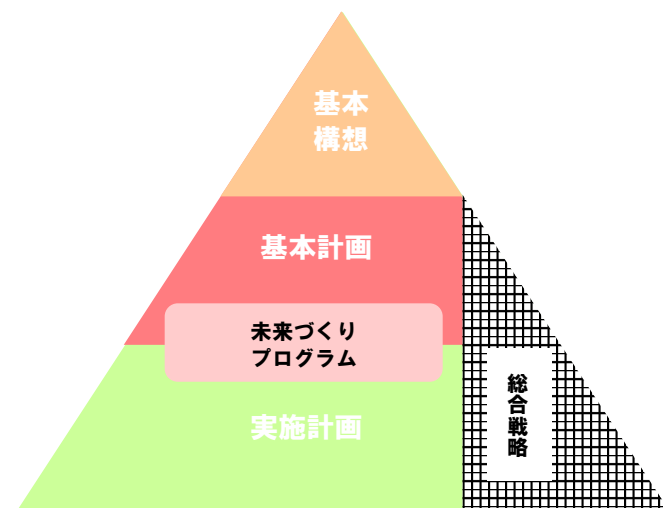
なお、本計画では、施策・事業の中で特に戦略的に取り組むものについては、施策・事業の垣根を越えた「未来づくりプログラム」と位置づけ、総合的かつ計画的に施策を推進します。

2 計画の名称

この計画の名称は「第2次南越前町総合計画 後期基本計画」とします。

3 計画の全体像

本計画は、平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための目標や具体的な施策を示した「南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）との整合を図り、重点的かつ効果的な取組を進めます。



4 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。

基本構想⇒基本計画⇒実施計画⇒予算編成方針⇒事業実施の順で、より具体的な取組内容となります。

基本構想

第1次南越前町総合計画の基本理念を継承し、地域発展に向けた指針と、真に豊かなふるさと「南越前町」の実現に必要な将来像を示します。

【計画期間】

10年／平成27(2015)年度～令和6(2024)年度

基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するため、6つの基本目標ごとに体系的に施策を示し、「目標実現のために取り組むこと」を定めます。

特に戦略的に取り組むものについては、「未来づくりプログラム」と位置づけ、将来像と基本目標の達成を目指します。

【計画期間】

5年／後期基本計画…令和2(2020)年度～令和6年(2024)年度

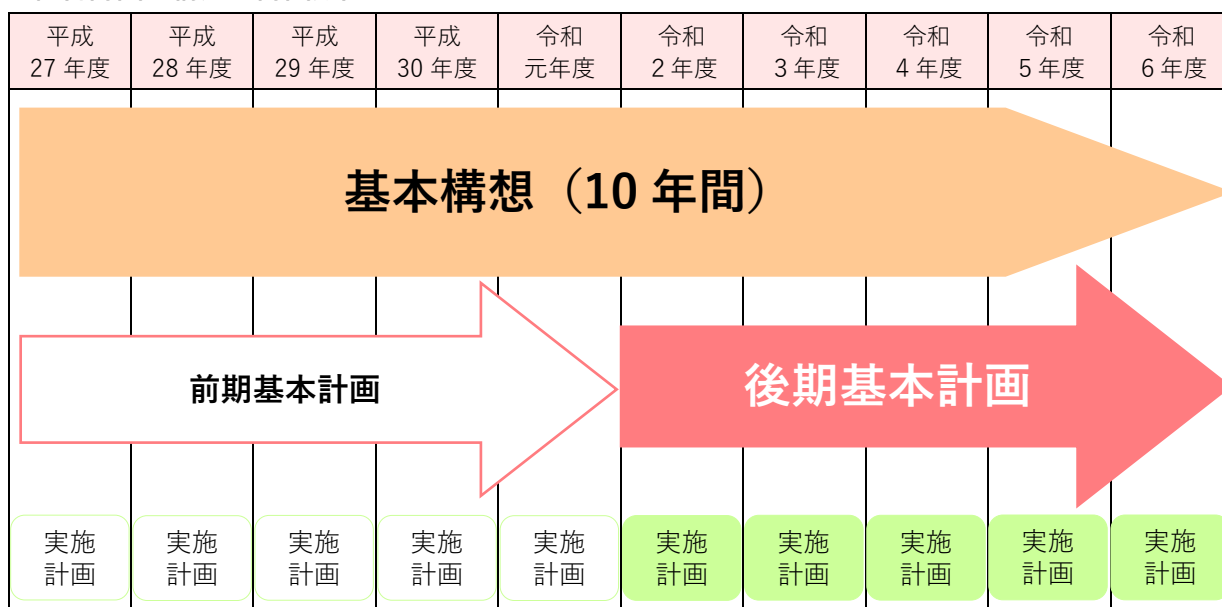
実施計画

基本目標を実現するために、具体的な事業を示します。

【計画期間】

5年間の計画期間を設け、1年ごとに「計画の実行」→「分析・評価」→「計画の修正」→「実行」というサイクルを繰り返します。

<総合計画の構成と計画期間>



実施計画は、5年間の計画期間を設け、1年ごとに「計画の実行」→「分析・評価」→「計画の修正」→「実行」というサイクルを繰り返します。

第2章 町のすがた

1 地勢

■位置・地勢

本町は、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は越前市、越前町と池田町、東および南は岐阜県・滋賀県、西は敦賀市と日本海に接する海・山・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町です。

町土面積は福井県全体の8.2%にあたる343.69km²を有します。

地形は極めて急峻であり、総面積の約92%が山林で占められ、海岸部は標高差200～300m平均斜度35度の甲楽城断層と呼ばれる断層海岸となっています。冬は越前加賀海岸国定公園※にも指定されている海岸線一帯に、凜と咲く可憐な越前水仙の花が咲き誇ります。

また、田倉川や鹿蒜川等が合流した日野川が町の中央を南北に流れ、河川沿いに田園風景が広がります。

■気 候

気候は、平野部と山間部、海岸部とで大きく異なります。平野部は、内陸型で比較的温かい気候ですが、山間部は寒暖の差が激しく、県下有数の多雪地帯で、昭和51年には特別豪雪地帯（今庄地域のみ）に指定されています。

一方海岸部では、対馬海流の影響により温暖な気候で、積雪はほとんどありません。

※越前加賀海岸国定公園（延長：108 km／全体面積：9,794ha）

石川県加賀市から福井県敦賀市までの海岸線を中心に指定された国定公園で、甲楽城断層を境とした隆起海岸のため、海蝕崖や奇岩が多くみられる。

交通

道路は、北陸自動車道や国道 8 号、国道 365 号といった北陸地方と関西・中京方面を結ぶ動脈となる道路が町の南北を縦走し、北陸自動車道今庄インターチェンジ、南条スマートインターチェンジおよび南条サービスエリアが設置されており、周辺地域への広域高速交通の利便性が確保されています。

福井県の嶺北地方と嶺南地方を結ぶ国道 476 号は、本町と敦賀市を結ぶ木ノ芽峠トンネルが平成 16 年 3 月に開通したことから、嶺南地域との交通の利便性が飛躍的に向上しました。さらに、平成 26 年 7 月に全線開通した舞鶴若狭自動車道による関西方面との交流が活発化しています。

国道 305 号は、合併後の町の最重要施策であったホノケ山トンネルが平成 25 年 11 月に開通したことから、町内の道路ネットワークが向上し、北陸自動車道今庄インターチェンジや南条スマートインターチェンジと越前海岸とのアクセスが飛躍的に向上しました。ホノケ山トンネルの開通は、地域間の連携をさらに深めるとともに、観光、産業の振興、さらに地域防災、行政運営等さまざまな面において大きな役割を果たしています。

また、越前加賀海岸国定公園に指定されている海岸線に沿って、主に観光道路として利用されている越前・河野しおかぜラインが、国道 305 号や県道大谷杉津線と連絡し、敦賀市との間を結んでいます。



町内主要道路・鉄道図

鉄道は、ＪＲ北陸本線が幹線道路と同様に南北に縦走し、町内には南条、湯尾、今庄、南今庄の４駅が設置され、福井市・越前市方面や敦賀市方面に向かう通勤通学をはじめとする日常生活に欠かせない役割を果たしています。

路線バスは、河野地域と越前市を結ぶ民間の路線バスが運行されています。また、地域内における公共交通として、住民利用バスを７路線運行しています。



地域公共交通網図（路線バスを含む）

※施設管理者が運行している施設利用者専用の送迎バスは除外。

■ その他の社会的条件

特筆すべき本町の社会的条件としては、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」において、原子力発電施設等立地地域に指定されています。これらを踏まえたうえで、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法に基づき南越前町地域防災計画〈原子力災害対策編〉を策定し、総合的かつ計画的な原子力防災事務と業務の遂行により、住民の生命、身体、財産を原子力災害から保護するよう努めています。

2 歴史とあゆみ

■ 歴史

平安時代に敦賀から木ノ芽峠を越える「北陸道」が開かれ、近世には栃ノ木峠越えの「北国街道」が整備されるなど、都と北陸を結ぶ陸路の玄関口でした。南北朝時代には、杣山に「瓜生保」が居城するなど戦略上の要衝であったとともに、今庄や鯖波、脇本には本陣が置かれるなど宿場町としても賑わいました。

また、海路は中世に敦賀湊と河野浦等が結ばれ、江戸時代中期から明治時代中期にかけ、蝦夷地（北海道）をはじめとした日本海諸港と瀬戸内・大阪を西廻り航路で往来した「北前船」によって、廻船業が栄えました。

明治19年に、白崎村から春日野トンネルを経て具谷、大谷を抜け、当時の敦賀郡旧東浦村に通じる旧国道8号である春日野道が完工され、それまで嶺北と嶺南の分水嶺であった木ノ芽峠に代わり、両地域の交流の主軸となりました。

明治29年には、町の中央の日野川に沿うように国鉄北陸本線が開通し、今庄駅には機関区が置かれ、「鉄道のまち」として賑わいをみせましたが、昭和37年の北陸トンネルの開通と複線電化により、今庄機関区はその役割を終えました。

昭和43年には、河野海岸線一帯が「越前加賀海岸国定公園」に指定されたことにより、風光明媚な海岸線と、越前ガニや越前水仙等を求めて多くの観光客が訪れるようになりました。

昭和52年に北陸自動車道が開通し、福井県内で唯一、南条サービスエリアが設置されるとともに今庄インターチェンジが開設され、地域経済の発展や余暇活動の活発化等に影響を与えました。

昭和60年には杣山荘、平成2年には今庄365スキー場がオープン、次いで今庄サイクリングターミナルの改築や今庄365温泉やすらぎ、花はす公園が完成し、観光客が増加しました。

平成6年には道の駅河野が開設され、翌平成7年には杣山荘が花はす温泉そまやまとしてリニューアルしています。

■ あゆみ

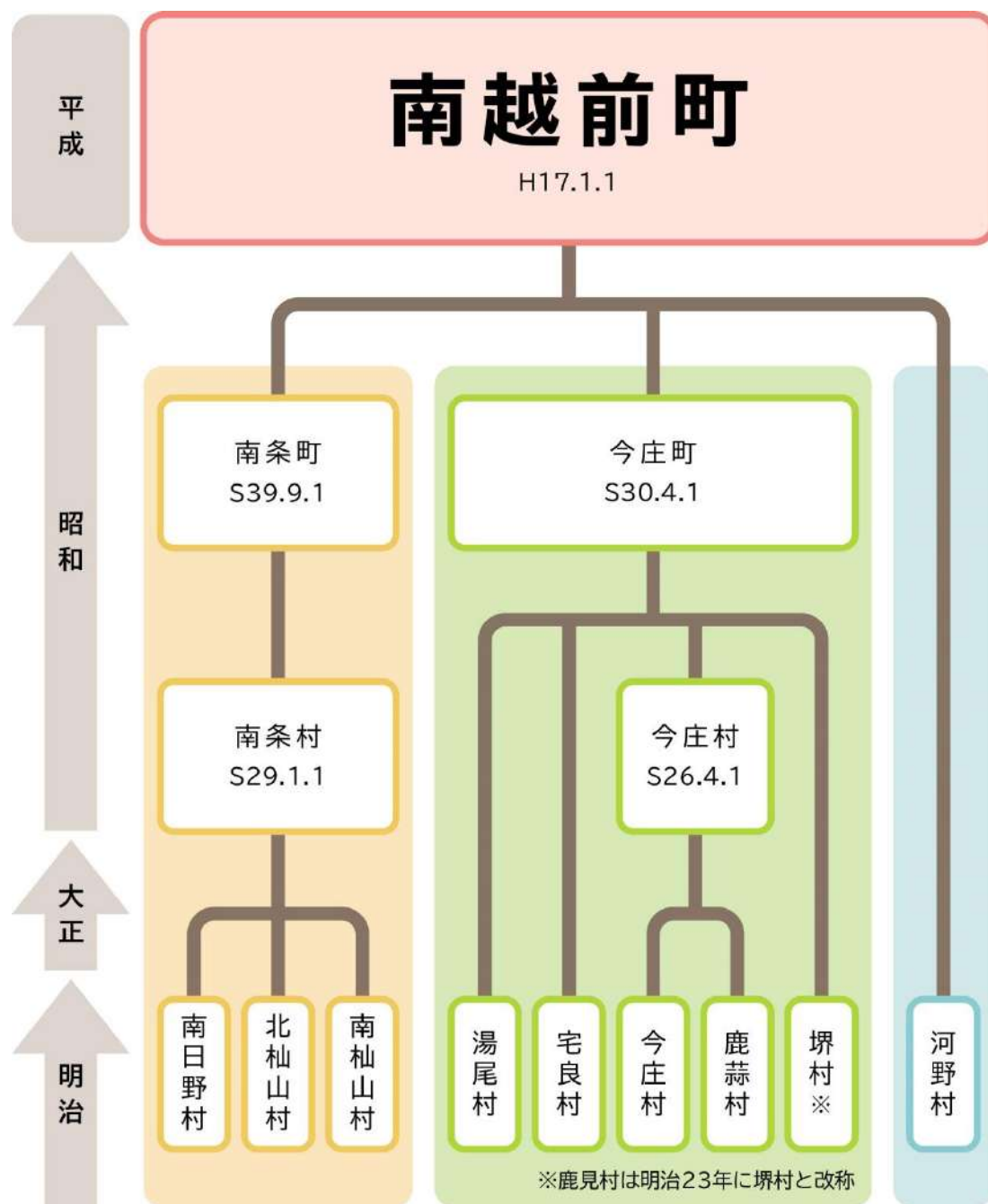
市町村合併の変遷は、明治22年、市制町村制の制定により、現在の南越前町を構成することになる南日野村、北杣山村、南杣山村、湯尾村、宅良村、今庄村、鹿蒜村、堺（鹿見）村、河野村が誕生しました。

その後、昭和26年に今庄村と鹿蒜村が合併し今庄村となり、昭和29年には南日野村、北杣山村、南杣山村の3村が合併し南条村が誕生しました。

昭和30年には湯尾村、宅良村、今庄村、堺村の4村が合併し今庄町となり、南条村は昭和39年に町制を施行し、南条町となりました。

平成17年1月、南条町、今庄町、河野村が合併し、「南越前町」が誕生しました。

< 町村合併の経緯 >



<南越前町の誕生からのあゆみ>

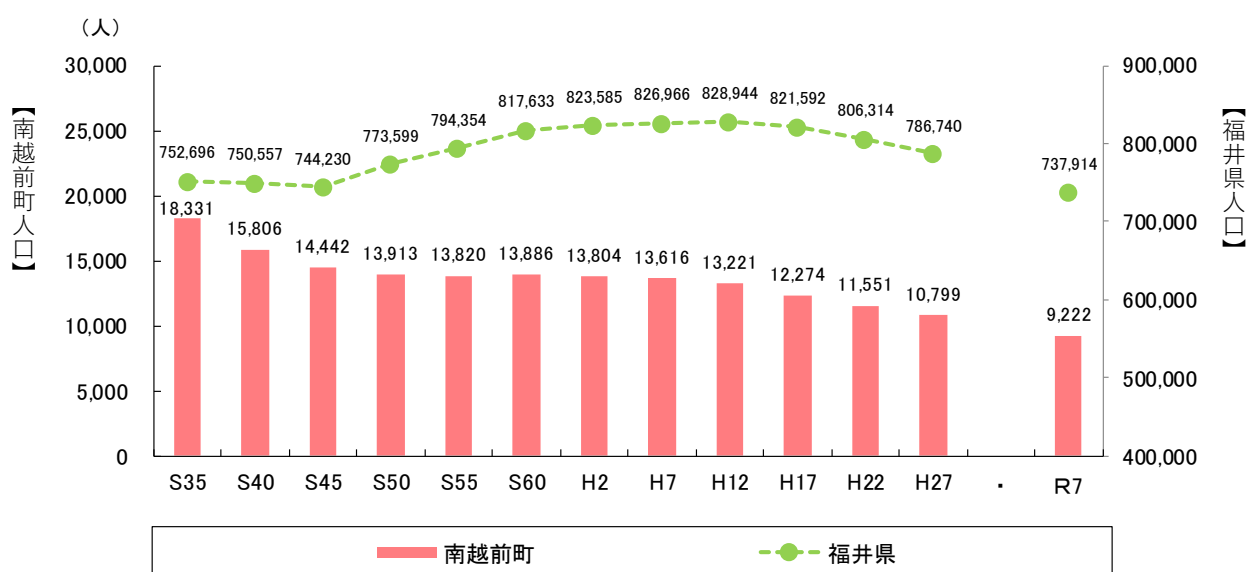
平成17年	1月 1日	南越前町誕生
	1月 9日	南越前消防団発足
	2月13日	初代町長に増澤善和氏就任
	4月10日	南越前町誕生記念式典挙行
	9月 2日	榎谷ダム完成
	11月24日	岐阜県羽島市と友好提携盟約調印
平成18年	3月19日	町民指標発表（第1回南越前町まちづくり大会）
平成19年	3月20日	第1次南越前町総合計画策定
	4月 9日	河野小学校体育館落成
	7月 3日	皇太子殿下ご来町「北前船主の館 右近家」ご視察
	8月29日	今庄小学校落成
平成20年	4月26日	南越前ダイビングパーク完成
平成21年	2月13日	第二代町長に川野順万氏就任
	3月23日	今庄なないろこども園落成
	12月 1日	南越前町ケーブルテレビ地上デジタル放送開始
平成22年	3月28日	南条スマートインターチェンジ上り下り双方向供用開始
平成23年	1月31日	観測史上最大の積雪を観測（今庄地区最深積雪 244 cm）
平成24年	2月29日	役場庁舎別館耐震大規模改造工事完成
	3月31日	河野児童館落成
平成25年	2月13日	川野順万氏町長再選
	2月15日	役場庁舎本館耐震大規模改造工事完成
	11月 4日	ホノケ山トンネル開通
平成26年	10月26日	南越前町合併10周年記念式典挙行
平成27年	3月20日	第2次南越前町総合計画策定
平成28年	3月24日	南条こども園落成
	12月 1日	防災行政無線運用開始
平成29年	2月13日	第三代町長に岩倉光弘氏就任
	3月26日	今庄駅リニューアルオープン
	4月 1日	超高速通信大容量通信開通
	4月28日	「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」日本遺産認定
平成30年	5月19日	河野地区コンビニエンスストア一体型施設落成
	5月26日	台湾台南市白河区と友好交流協定締結
	10月 5日	福井しあわせ元気国体 2018 桜橋総合運動公園野球場にて 正式競技軟式野球 2 試合開催
	11月24日	今庄住民センター落成

3 人口・世帯

■人口の推移

平成 27 年の国勢調査によると総人口は 10,799 人で、福井県の人口の 1.4%を占めており、前回調査（平成 22 年）と同じ比率となっています。昭和 35 年ピーク時点の人口 18,331 人と比べて 55 年間で 7,532 人、41.1%減少しており、平成 12 年以降は 15 年間で 2,422 人減と減少幅が大きくなっています。現在のペースで推移した場合、令和 7 年には 9,222 人になると推計されています。

<人口の推移>



資料：国勢調査

※令和 7 年は国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

<人口動態の推移>

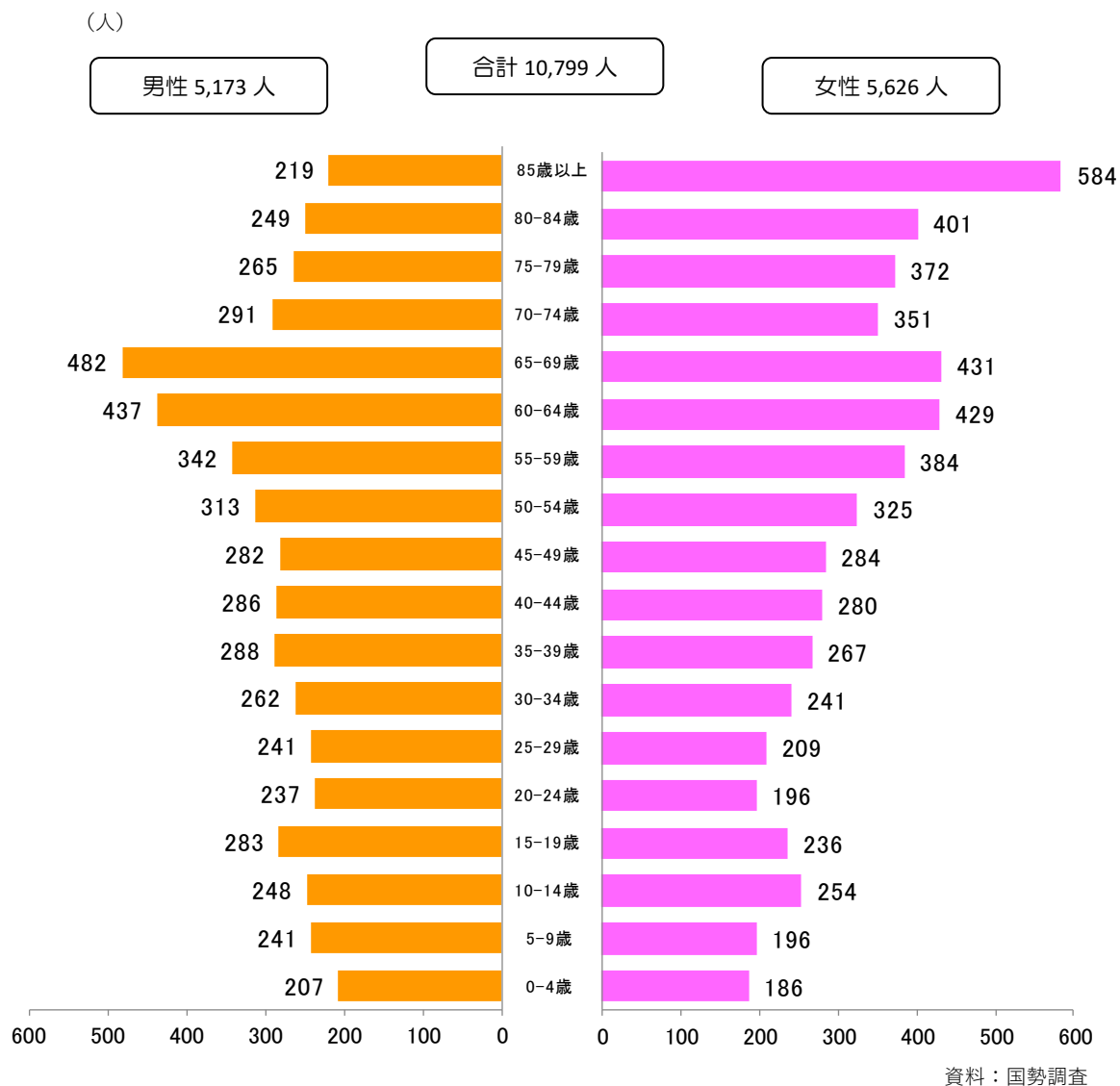
項目		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然動態 (人)	出生	64	82	78	60	62
	死亡	174	145	151	177	152
	増減	△ 110	△ 63	△ 73	△ 117	△ 90
社会動態 (人)	転入	273	254	170	210	172
	転出	330	297	236	238	246
	増減	△ 57	△ 43	△ 66	△ 28	△ 74
差引増減		△ 167	△ 106	△ 139	△ 145	△ 164

資料：人口動態調査(各年 10 月～9 月)

■ 年齢構成

平成 27 年の国勢調査による年齢 5 歳階級別の男女別人口構成をみると、男性では 65 歳～69 歳、女性では 85 歳以上が最も多くなっています。人口構成の傾向としては、つぼ型の分布となっており、中でも子育て世代や生産年齢人口の中心となる 20 歳～49 歳が少なく、それに伴い 0 歳～14 歳の子ども数も減少しています。

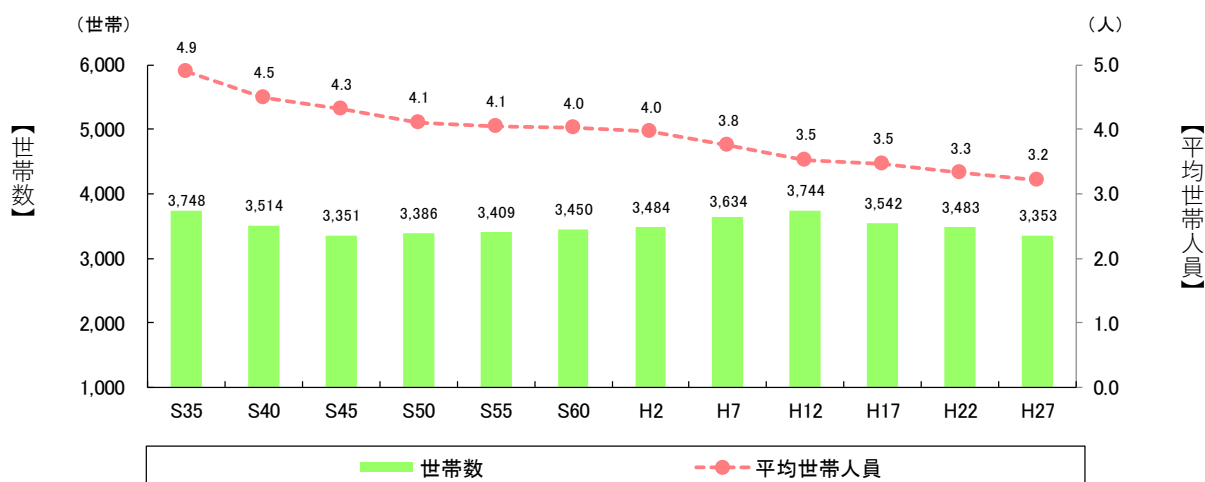
< 年齢構成 >



■世帯数等の推移

世帯数は昭和45年以降増加傾向となり、平成12年には3,744世帯をピークにその後減少に転じ、平成27年の国勢調査では3,353世帯となっています。平均世帯人員は昭和35年の4.9人から減少傾向となっており、平成27年には3.2人となり、昭和35年と比べて1.7人減少し、核家族化が進んでいます。

<世帯数・平均世帯人員の推移>



<人口・世帯等の推移>

項 目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	南越前町	13,886	13,804	13,616	13,221	12,274	11,551	10,799
	うち男性	6,695	6,628	6,555	6,437	5,850	5,501	5,173
	うち女性	7,191	7,176	7,061	6,784	6,424	6,050	5,626
	福井県	817,633	823,585	826,966	828,944	821,592	806,314	786,740
人口密度(人/km ²)		40.2	40.2	39.6	38.5	35.7	33.6	31.4

項 目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年齢別 人口 (人)	年少人口 0～14歳	2,831 20.4%	2,608 18.9%	2,355 17.3%	2,031 15.4%	1,754 14.3%	1,504 13.0%	1,332 12.3%
	生産年齢人口 15歳～64歳	8,845 63.7%	8,675 62.8%	8,236 60.5%	7,750 58.6%	6,968 56.8%	6,563 56.8%	5,822 53.9%
	高齢人口 65歳以上	2,210 15.9%	2,521 18.3%	3,025 22.2%	3,440 26.0%	3,552 28.9%	3,484 30.2%	3,645 33.8%
	世帯数							
南越前町(世帯)		3,450	3,484	3,634	3,744	3,542	3,483	3,353
平均世帯人員		4.0	4.0	3.8	3.5	3.5	3.3	3.2

項 目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業 人口 (人)	第1次産業 (農業・林業・水産業)	1,172 15.3%	933 12.3%	868 11.7%	506 7.4%	494 8.0%	406 7.0%	401 7.3%
	第2次産業 (鉱業・建設業・製造業)	3,340 43.6%	3,496 46.0%	3,240 43.5%	3,007 43.7%	2,376 38.5%	2,014 34.9%	1,887 34.3%
	第3次産業 (※)	3,141 41.0%	3,169 41.7%	3,333 44.8%	3,361 48.9%	3,296 53.4%	3,299 57.2%	3,187 57.9%
	分類不能	2 0.0%	2 0.0%	- -	1 0.0%	10 0.1%	52 0.9%	28 0.5%

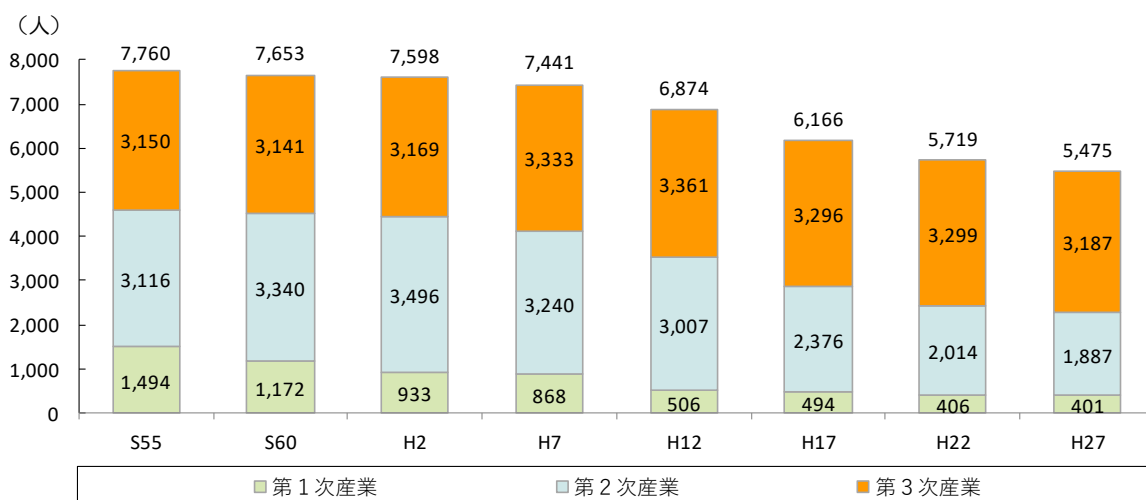
※…電気・ガス・水道業、情報通信業、運輸郵便業、卸売小売業、金融・保険業、不動産業、各種サービス業、教育、公務等
資料：国勢調査

産業別就業人口の推移

経済の国際化が進み、日本の産業構造は大きく変化してきている中、本町の産業別就業人口の推移をみると、平成 27 年の国勢調査では、5,475 人が就業しており、第 1 次産業人口が 7.3%、第 2 次産業人口が 34.3%、第 3 次産業人口が 57.9%を占めています。

昭和 55 年と比較すると、全体では 29.4%減少しており、中でも第 1 次産業は 73.2%、第 2 次産業は 39.4%減少しています。一方、第 3 次産業は 1.2%増加しています。

<産業別就業人口の推移>



資料：国勢調査

第 1 次産業の推移（農業の推移）

第 1 次産業のうち、農業は町の中央を南北に流れる日野川沿いの両岸に圃場整備された田園が広がり、稲作を中心に「花はす」や「そば」等が栽培されているほか、海岸部においては稲作に代わる振興作物として「梅」、「水仙」が栽培されています。

農地の集約、集団化を進めるほか、地域ぐるみの営農活動の取組の一環として、集落営農の法人化を推進しています。しかし、担い手の不足、高齢化、鳥獣害被害により、主要農産物の生産量は減少傾向となっています。

<農業の推移>

項目	平成17年	平成22年	平成27年
経営体数（経営体※）	702	537	376
就業者数（人）	905	587	382
平均年齢（歳）	65	71	72
水稲収穫量（t）	3,370	3,230	2,990

※経営体：産物の生産を行うか又は委託を受けて作業を行う者

資料：農林業センサス、北陸農林水産統計データ【農林水産統計年報】

■第1次産業の推移（林業の推移）

林業は、町土の約9割を占める山林で優良材のスギやヒノキが生産されていますが、近年の木材価格の低迷と林家の減少により森林管理が困難になっています。

<林業の推移>

項目	平成17年	平成22年	平成27年
経営体数（経営体）	222	346	149
スギ中丸太全国価格（円／m ³ ）	13,700	13,100	13,200

※福井県の木材価格の指標「スギ中丸太価格」を参照

資料：農林業センサス・木材統計調査

■第1次産業の推移（水産業の推移）

水産業は、近年の異常気象状況等により、漁業資源の減少、漁業関連施設の老朽化等の問題を抱えています。

一方、栽培漁業による資源管理型漁業の促進を進めるとともに、水産カレッジを活用した新規就業者の確保等、新たな取組を行っています。

<水産業の推移>

項目	平成15年	平成20年	平成25年
経営体数（経営体）	63	43	49
就業者数（人）	100	98	85

資料：漁業センサス

■第2次産業の推移

第2次産業については、工業団地を整備し数社の企業誘致に取り組んできましたが、依然、建設業の占める割合が高くなっています。

工業は、北陸自動車道今庄インターチェンジや南条スマートインターチェンジを中心に複数の企業が立地していますが、企業のほとんどが小規模で、社会情勢の動向に左右されやすい不安定要素を含む厳しい環境の中、経営されています。

<製造業事業所数、従事者数、製造品出荷額等>

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業事業所数	23	22	15		22	16
製造業従事者数（人）	608	533	434		528	458
製造品出荷額等（百万円）	9,505	9,470	9,107		10,813	8,561

※平成27年工業統計調査は不実施

資料：工業統計調査

■第3次産業の推移

第3次産業のうち商業については、商業集積度が低いことに加え、近年の消費者ニーズの多様化や近隣市への大型量販店の進出が背景にあり、年間商品販売額は減少しています。

観光産業については、近年、観光・レジャーの多様化等の社会的要因や、インバウンド対策の遅れなどにより、観光客の増加には至っていません。

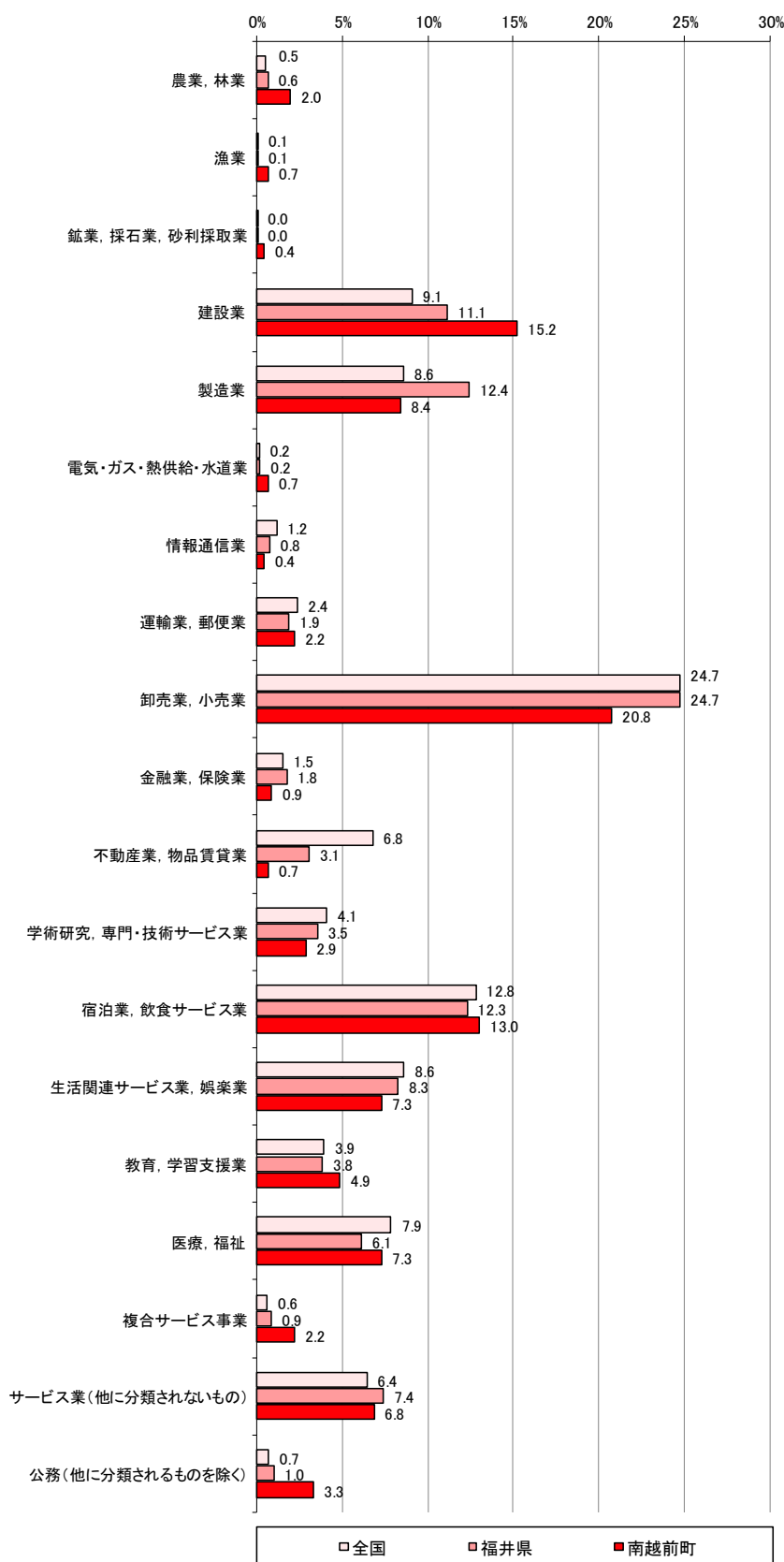
<商業事業所数、従事者数、年間商品販売額>

項目	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
商業事業所数	148	132	118	89	84	81
商業従事者数（人）	495	457	626	325	377	344
年間商品販売額（百万円）	5,916	5,190	7,824	6,080	6,618	6,548

資料：商業統計調査

産業大分類別事業所数の全事業に占める割合では、全国および福井県と比べて、「農業、林業」や「漁業」、「建設業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「教育、学習支援業」等の割合が高くなっています。

<産業大分類別事業所数の全事業に占める割合>



資料：平成 26 年経済センサス - 基礎調査福井県基本集計 統計表

第3章 関連する個別計画

総合計画の施策を着実に推進するため、総合計画との整合性に配慮し、各分野において次の関連する個別計画を策定し、実施しています。

<関連する個別計画>

計画名	策定年度	計画期間
南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略	R元年度	R2年度～R6年度
南越前町財政計画	R元年度	R2年度～R6年度
南越前町公共施設等総合管理計画	H28年度	H29年度～R13年度
南越前町地域防災計画	H18年度（改訂H30年度）	H18年度～
南越前町国民保護計画	H18年度	H18年度～
南越前町災害時要援護者避難支援計画	H20年度	H20年度～
南越前町空家等対策計画	H29年度	H29年度～R3年度
第2次南越前町男女共同参画計画（推進プラン）	H28年度	H29年度～R3年度
南越前町過疎地域自立促進計画	H27年度	H28年度～R3年度
南越前町地域公共交通計画	H29年度	H29年度～
南越前町景観計画	R元年度	R元年度～
第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画	H27年度	H28年度～R2年度
第2次南越前町健康増進計画・食育推進計画	H28年度	H29年度～R4年度
南越前町高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画	H29年度	H30年度～R2年度
南越前町第3次南越前町障害者計画および 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	H29年度	H30年度～R2年度
南越前町子ども・子育て支援事業計画	R元年度	R2年度～R6年度
いのち支える南越前町自殺対策行動計画	H30年度	R元年度～R5年度
第3期南越前町特定健康診査等実施計画	H29年度	H30年度～R5年度
第2期南越前町国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）	H30年度	R元年度～R5年度
南越前町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	H26年度	H26年度～
南越前町鳥獣被害防止計画	R元年度	R2年度～R4年度
南越前町森林整備計画	H27年度	H28年度～R8年度
南越前町農業振興地域整備計画	H25年度	H25年度～R4年度
南越前町建築物耐震改修促進計画	H19年度（改訂H28年度）	H20年度～R3年度
南越前町地球温暖化対策実行計画	H21年度（改訂H29年度）	H30年度～R4年度
南越前町無雪化計画	H21年度（H29年度改訂）	H21年度～
南越前町公営住宅等長寿命化計画	H23年度	H24年度～R3年度
南越前町環境基本計画	H29年度	H30年度～R4年度
南越前町水道ビジョン	H30年度	R元年度～R10年度
南越前町橋梁長寿命化修繕計画	H30年度	R元年度～R50年度
南越前町道路除雪基本計画	毎年策定	



基本構想

第1章 町の将来像

第2章 計画の基本指標

第3章 土地利用構想

第1章 町の将来像

1 まちづくりの基本理念

まちづくりの目的は、住民の誰もが豊かに暮らすことができる環境づくり、条件づくりを計画的、総合的に推進していくことにあります。

本町は、これまで恵まれた立地特性や自然環境、歴史・文化等を活かしてまちづくりを進めてきましたが、現在は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、地方分権の進展をはじめとする社会潮流の大きな変化の中にあり、時代環境の急速な変容に適応しつつ、個性あるまちづくりを進める必要があります。

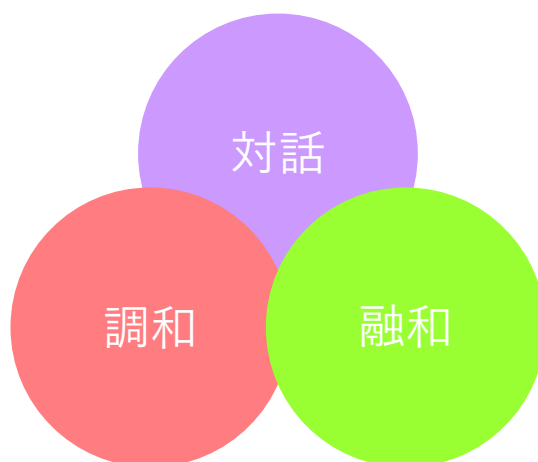
こうしたことから、恵まれた特性や、これまでのまちづくりの中で育んできた地域資源や個性を改めて評価し、磨きをかけ、活用していくことで、住民の誰もが豊かに暮らすことができる活力あふれるまちを目指します。

また、まちづくりの主体はこの地域に住むすべての人びとです。

性別や年齢等にかかわらず誰もが意欲を持って、自らの力を発揮でき主役になれる、人にやさしいまちをつくるのが大切です。

このため、住民と行政が協働し、住民の多様なアイデアを活かすことができる仕組みをつくり、一人一人のさまざまな可能性を広げ、住民の誰もが「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりを目指します。

これからのまちづくりや施策の企画立案のキーワードとして、「対話」、「調和」、「融和」の3つの言葉を施策展開の基本として継承しつつ、この総合計画が計画期間とする平成27年度からの10年間で、新たなまちづくりの第一歩と位置づけ、まちづくりに取り組みます。



2 町の将来像

「まちづくりの基本理念」を踏まえ、本町における町の将来像は、次のように定めます。



海と緑

海と森の豊かな自然に囲まれて私たちは生活しています。森の豊かな緑はさまざまな恵みをもたらすだけでなく、水源として広く地域を潤し、豊かな海を育みます。

歴史の恵みに抱かれて

本町は、古くから陸と海の交通の要衝として人びとが行き交った拠点です。街道や港に行き交うたくさんの人びとが地域を創り、豊かな人間性を育んできました。また、北前船の歴史・文化などは、他には見られないこの地域特有のものです。こうしたさまざまな地域の歴史・文化資源を活かした、個性あるまちづくりを創意と工夫により実現していきます。

出会いから活力の花ひらく町

新しいまちは、新しい「出会い」からはじまります。「出会い」から多様な個性が花ひらき、すべての人が元気でいきいきと暮らすことができる、活力あふれるまちを目指します。

3 6つの基本目標

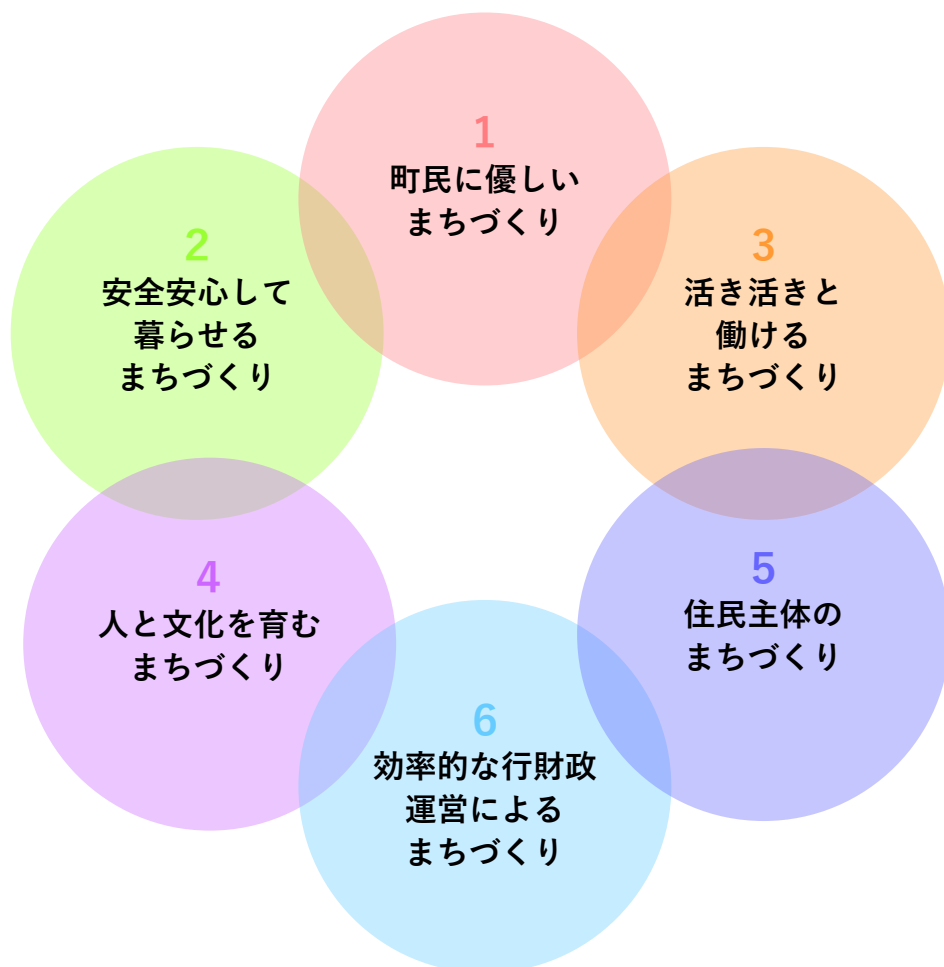
行政と住民が一体となって活力のある魅力と個性にあふれるまちづくりをより一層前進し、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応するためには、住民の理解と協力のもと、自立した効率的・効果的な行財政基盤を確立する必要があります。

こうした状況を踏まえ、町の将来像である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に向け、以下の6つの柱を基本目標として掲げ、目標年度の令和6年度までの具体的な事業を計画的に進めます。

<町の将来像>

海と緑と歴史の恵みに抱かれて、
出会いから活力の花ひらく町

6つの基本目標



(1) 町民に優しいまちづくり

保健・医療・介護・福祉の連携の強化を図ることで、住み慣れたまちで、みんなが健康に安心して暮らせるまちをつくります。

(2) 安全安心して暮らせるまちづくり

防災対策の充実と住民を取り巻く住環境整備の充実を図ることで、快適に生活できるまちをつくります。

(3) 生き活きと働けるまちづくり

地域間の連携を活かした地域資源の有効利用と新しいアイデアの創造や人材の育成、雇用の確保により、活力あふれるまちをつくります。

(4) 人と文化を育むまちづくり

豊かな人間性を育む教育環境の充実を図り、未来を担う子どもたちがのびのび学び、みんなの未来に夢が描けるまちをつくります。

歴史文化の継承活動の活発化を図り、「まちとしての価値」を高め、それを地域に還元することで地域を潤すまちをつくります。

(5) 住民主体のまちづくり

財政状況の厳しさが増す中、高まる公的サービスニーズに応えていくことが困難となっています。これまでの行政主導のまちづくりから住民、各種団体、行政が一体となった協働によるまちづくりへの転換と補完性の原理に基づいたまちづくりを進めます。

(6) 効率的な行財政運営によるまちづくり

最小限の経費で最大限の効果を引き出すよう、事務事業の集中と選択により、真に必要とするセーフティネット機能を確保しつつ、持続可能な財政運営を行うことが必要です。公共施設の統廃合や行政組織の見直し、さらには定員適正化計画の着実な実行により、将来に負担を残さないまちをつくります。

第2章 計画の基本指標

1 定住人口の目標

本町の人口は、昭和35年から山間奥地集落からの転出や若者の都市への流出によって大きく減少しました。昭和50年代に入って幾分緩やかになったものの、若者の流出や少子化等により、自然減・社会減の傾向は続き、平成27年の国勢調査人口は10,799人となっています。

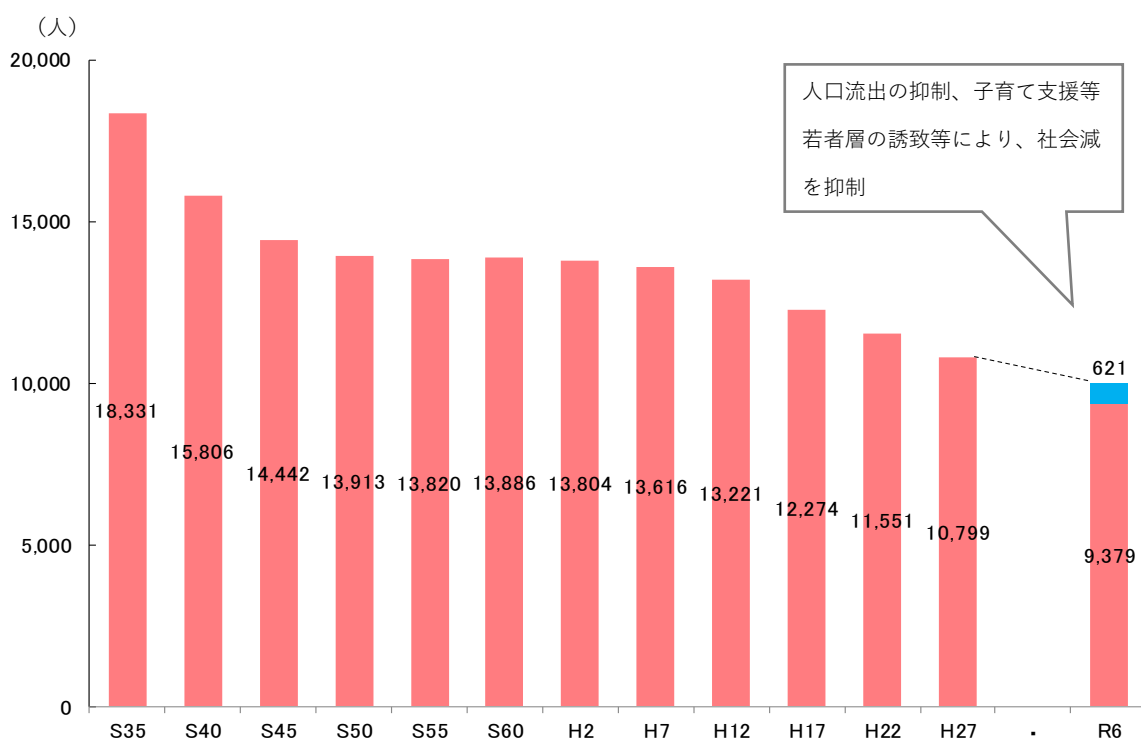
国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によると、令和7年の本町の人口は、約9,200人となり、少子化・高齢化が進むとともに、高齢者を含む人口減少局面を迎えることが予測されます。

今後も子育て支援や住宅政策等による定住促進を推進するとともに、若者や子育て世代の定住意欲を高め、人口流出を抑制することが必要です。併せて、移住交流にも取り組むことで社会減を最小限にとどめるなど、総合的な取組の推進により、令和6年度における定住人口は10,000人を目標とします。

令和6（2024）年度における定住人口目標

10,000 人

<人口の推移>



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所人口推計準拠

2 交流人口の目標

交流人口とは「まち」に住む人だけでなく、産業、文化、レクリエーション等さまざまな分野で人びとが活発に交流することによって、その「まち」に与える経済効果等から「まち」の活力を評価するもので、年間の観光客入込数を基礎に設定します。

本町の観光客入込数は、平成 15 年の約 89 万人、平成 18 年の約 86 万人をピークに、平成 19 年以降は減少傾向であり、平成 30 年は約 57 万人となっています。

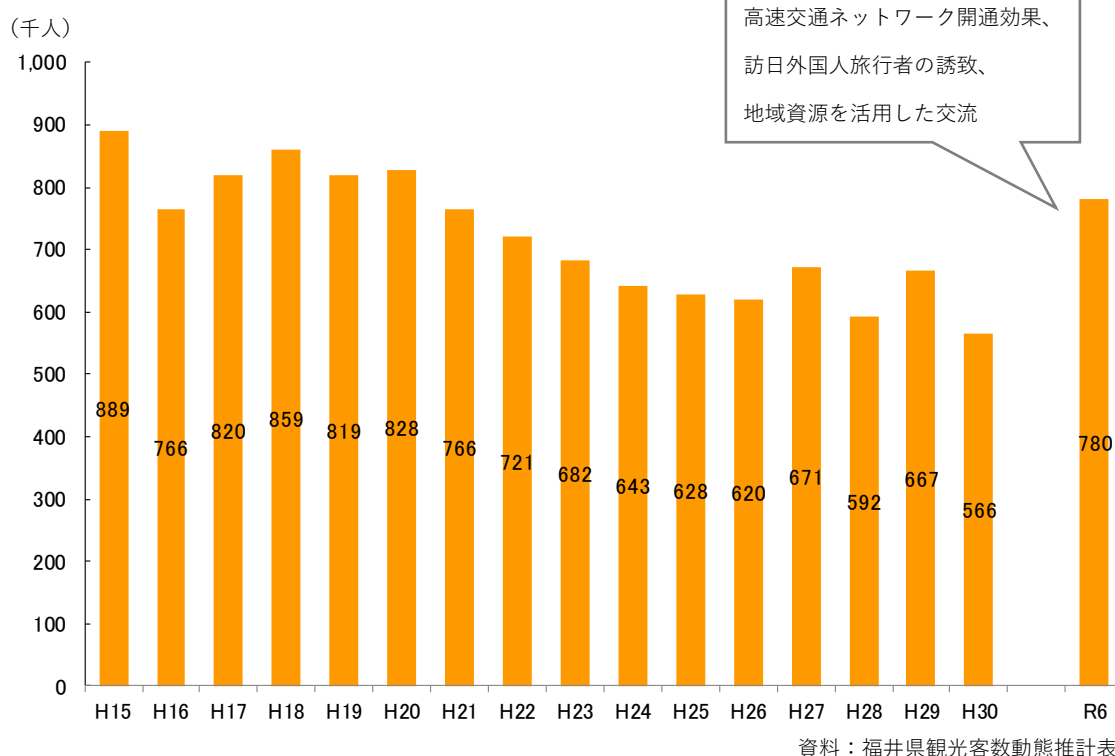
この間、旅行形態の多様化や「モノの消費」だけでなく、地域ならではの歴史・文化等を体験・体感する「コトの消費」への消費スタイルの変化等、旅行者のニーズは日々傾向が変化しています。また、IT 化の進展や SNS の普及等、観光情報の発信・収集は大きな変化がみられます。

本町では、今庄宿、北前船主通り、旧北陸線トンネル群等の歴史・文化を活かした整備を進めるなど、観光交流の新たな受け皿やネットワークづくりを進めています。令和 5 年北陸新幹線金沢・敦賀間開業による相乗効果を活かすほか、訪日外国人旅行者の誘致の推進により、令和 6 年における交流人口は 78 万人を目標とします。

令和 6（2024）年度における交流人口目標

78 万人

<観光客入込数の推移>



第3章 土地利用構想

1 土地利用構想

■基本事項

本町の区域における町土は、現在および将来における住民生活に、必要かつ不可欠な限りある資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤です。

このことから、町土の利用にあたっては、住民の理解と協力のもとに、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本町の特性を十分に活かした、安全、健康で文化的な生活環境の確保と本町の均衡ある発展を図ることを基本事項とします。

行政だけではなく、住民との協働や、国や県との連携により土地利用のあるべき姿の実現に向けて、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

町土利用をめぐる基本的条件の変化

少子・高齢化社会、人口減少の加速

グローバル化の進展、
高速交通網整備による産業構造の変化

安全・安心や環境に対する意識の高まり

公共の担い手の多様化と役割の増大

地方分権の進展と
戦略的町政運営の必要性

地球規模での
環境問題

自然災害の
多発

必要な措置の概要

町土の保全と 安全性の確保

- 自然条件を踏まえた防災の推進
- 災害に強いまちづくりの推進
- 土砂、水害対策の総合的な推進

環境保全と 美しい町土形成

- 恵まれた自然環境の保全
- 快適で質の高い生活環境の創造
- 歴史・文化を活かしたまちづくり

土地の有効利用

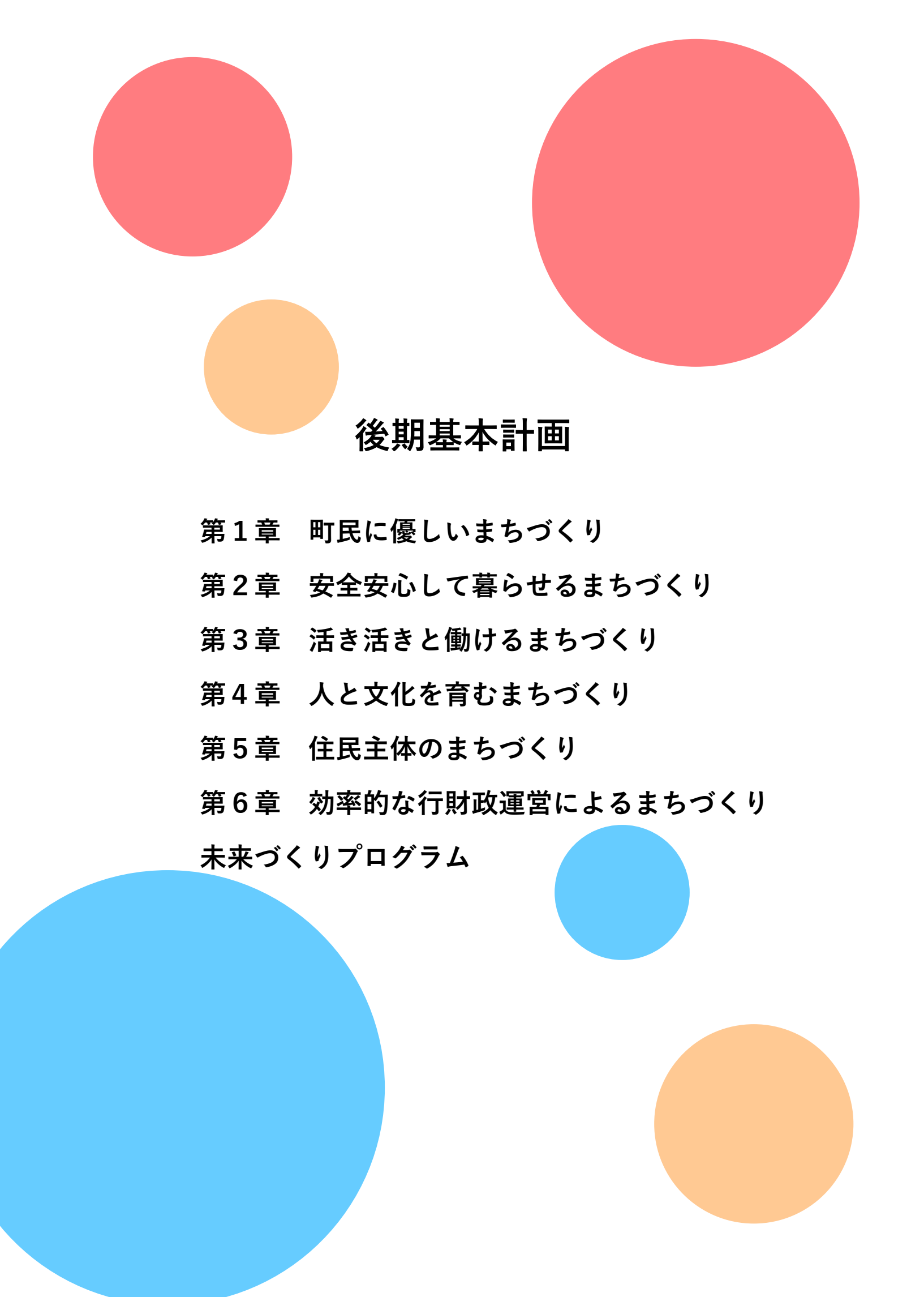
- 空き店舗、空き家、空き地等、既存ストックの有効活用
- 農地の多面的機能を踏まえた活用促進

住民参加による町土利用

- 地域における交流促進、コミュニティの維持発展
- みんなが参加する町土管理

■利用区分別の町土地利用の基本方向

区分		基本方向
農用地		●農産物の安定供給のために、耕作放棄地の発生防止と再利用による農用地の確保と整備 ●良好な管理による多面的機能の維持 ●安全・安心な農産物の供給や環境負荷の軽減に配慮した農業生産の推進
森林		●林業の持続的かつ健全な発展と多面的機能維持のために、多様で健全な森林の整備と保全 ●野生鳥獣被害対策を考慮した里山の整備と保全および森林の適正な利用
原野		●貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生
水面・河川水路		●河川・海岸における安全性の確保（減災対策の促進） ●既存用地の持続的な利用
道路		●交流・連携の促進、町土の有効利用や生活・生産基盤の整備を進めるために必要な用地の確保 ●農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な管理のために必要な道路用地の確保 ●既存用地の持続的な利用 ●生活道路の整備改良
宅地	宅地	●空き家・空き地の有効利用や耐震・環境性能を含めた質の向上と商業の活性化、さらには良好な居住環境を形成するために必要な宅地の確保 ●未利用地の有効活用の促進
	工業用地	●既存工業団地の有効利用
その他		●空き店舗・空き工場等の低未利用や農山村の耕作放棄地の積極的な再利用・有効利用



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 生き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

未来づくりプログラム

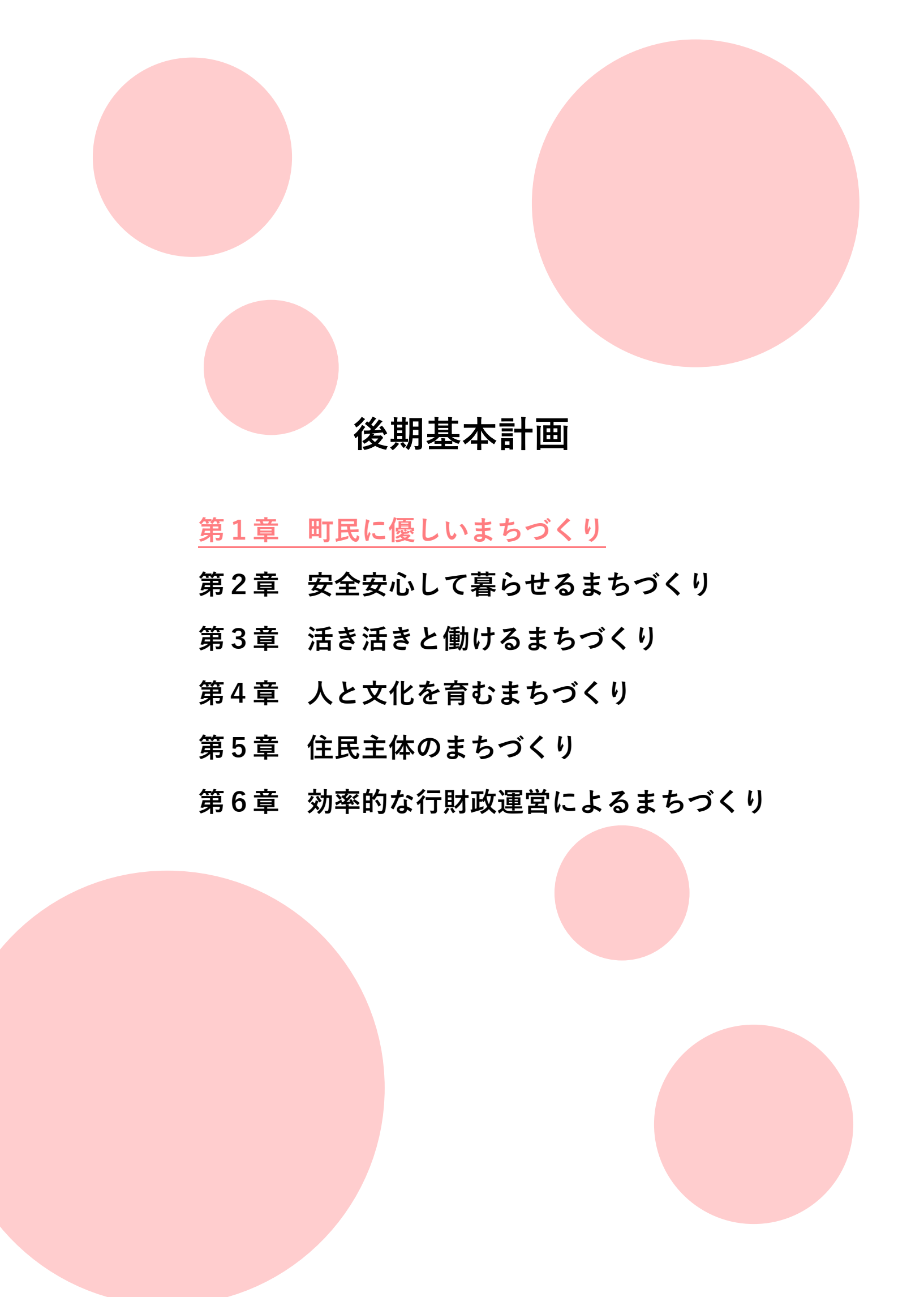
第2次南越前町総合計画

基本構想	町の将来像	海と緑と歴史の恵みに抱かれて、									
	基本目標	町民に優しい まちづくり					安全安心して暮らせる まちづくり				
	基本施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
基本計画	基本施策	健康な心と体づくり、 保健・医療・福祉・介護の連携の強化と充実	地域で暮らせる高齢者福祉の充実	自立を支援する障害者福祉の推進	子育ての支援、児童福祉の充実と次世代育成	協力し助け合う地域福祉の推進	安全安心な環境づくり	道路交通網の整備	上下水道の整備	自然環境との共生	快適な住環境づくり
	細施策	1 心とからだの健康づくり支援体制の整備、充実……P 34 2 母子の健康づくり支援体制の整備、充実……P 36 3 地域包括ケアシステムの構築と運用……P 38 4 医療・保健施設の整備と機能の充実……P 40	5 高齢者を支援するサービスの充実……P 42 6 高齢者の元気づくりの促進……P 44	7 自立と社会参加の促進……P 47 8 生活支援の推進……P 45	9 子育てを支援するサービスの充実……P 48 10 子どもたちを取り巻く環境の整備……P 50 11 「次代の親」の育成……P 52	12 人に優しいまちづくりの推進……P 54 13 地域福祉活動への住民参加の推進……P 56	14 防災体制の充実……P 58 15 原子力安全対策の充実……P 60 16 地域防犯体制の充実……P 62 17 交通安全対策の充実……P 64 18 相談体制の充実……P 66	19 幹線道路の整備……P 68 20 生活道路の整備……P 70	21 上下水道の安定供給……P 72 22 下水道および合併浄化槽の普及・管理……P 74	23 自然環境の保全と衛生環境の整備……P 76 24 美しいふるさと景観の保存と継承……P 78	25 住環境の整備……P 80 26 公共交通手段の充実……P 82 27 公共交通安全の充実……P 84

後期基本計画体系図

出会いから活力の花ひらく町

活き活きと 働けるまちづくり			人と文化を育む まちづくり			住民主体の まちづくり		効率的な行財政運営 によるまちづくり																					
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																			
農林水産業の振興	商工業の振興	観光の振興	豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備	生涯にわたる学習社会の充実	歴史文化の継承と芸術文化の振興	住民と行政の協働によるまちづくり	共に活躍できる人づくり、まちづくり	住民の視点に立った行政サービス	効率的な財政運営の推進	チャレンジする組織改革																			
28 農業の振興と基盤の整備・保全……………P 88	29 水産業の振興と森林資源の確保……………P 90	30 林業の振興と漁業関連施設の整備・長寿命化……………P 92	31 商工業の振興と雇用の促進……………P 94	32 観光基盤の整備充実と情報発信の強化……………P 96	33 公共施設管理公社の利用促進……………P 98	34 就学前の教育・保育の充実と連携の強化……………P 102	35 「生きる力」を育む学校教育の充実……………P 104	36 安全な教育環境の整備……………P 106	37 地域・家庭教育の推進……………P 108	38 個々のニーズに応じた教育の充実……………P 110	39 ふるさと教育の推進……………P 112	40 生涯スポーツの振興……………P 114	41 生涯学習環境の充実……………P 116	42 歴史・伝統文化の保存と継承……………P 118	43 芸術・文化の振興……………P 120	44 行政情報の積極的な発信……………P 124	45 住民参加システムの構築……………P 126	46 人権を尊重する教育、啓発の推進……………P 128	47 男女共同参画の推進……………P 129	48 社会教育の推進……………P 130	49 交流・移住の促進……………P 132	50 行政サービスの充実……………P 136	51 ICT化の推進と活用……………P 138	52 効率的な財政運営の確立……………P 140	53 安定した税収と自主財源の確保……………P 142	54 積極的な歳出改革と効果的財源運用……………P 144	55 職員の意識改革……………P 146	56 行政組織の見直し……………P 147	57 公共施設の最適配置と適正管理……………P 148



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 活き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策1 健康な心と体づくり、保健・医療・福祉・介護の連携の強化と充実

細施策1

心とからだの健康づくり支援体制の整備、充実

目指すまちの姿

健康に関心を持ち、身体も心も大切にできるまち

■現状と課題

40歳～50歳代における特定健診の低受診

特定健康診査¹の受診率は、60歳～74歳までは年々増加傾向にありますが、40歳～50歳の働き盛りの世代で受診率が低い状況です。また、毎年継続して受診する人は、受診者全体の20%程度となっています。がん検診においても同様に、受診者数が減少傾向です。一律的な受診勧奨ではなく、年齢層や受診歴等の特徴に応じた効果的な受診勧奨を実施し、継続的な受診に結びつけることが重要です。

医療費に占める生活習慣病の高割合

国民健康保険被保険者の医療費において、がん、糖尿病、高血圧、脂質異常症、脳血管疾患、狭心症等の生活習慣病の割合が高い状況であり、医療が必要になる前の発症予防と疾病の早期発見、重症化予防が重要です。

心の健康を相談できる相手の不在

心に悩みを持つ方や家族等が心の負担を軽減できるように、精神科医師や臨床心理士による個別相談、心の健康への理解者を増やすための普及啓発を実施しています。一方で、不安や悩み、苦労等があった場合に相談相手がいらない人もいるため、相談しやすい環境整備や、心に悩みを持った人を地域で見守り、相談相手となる人材を確保していくことが重要です。

1/特定健康診査：40歳～74歳までの方を対象にした生活習慣病の予防のための健診



目標実現のために取り組むこと

①がん検診、特定健康診査の受診勧奨と環境整備

- ・年齢や受診歴等の対象に応じた受診勧奨により受診率の向上を図ります。
- ・集団や個別、休日や早朝の健診（検診）等、誰もが受診しやすい環境を整えます。

②病気の早期発見と重症化予防

- ・生活習慣病の早期発見と適切な保健指導により、病気の発症を予防します。
- ・生活習慣病にて治療中の場合は、主治医との連携により重症化を予防し、医療費の増加を抑制します。

③心の健康を相談できる場所と人の充実

- ・各地区で実施している「心の相談」や健診会場での個別相談等、身近で気軽に心の健康を相談できる場所を提供します。
- ・誰もが身近な人に相談できるように、町民が集まる機会において、何らかの悩みを抱えている人が発するサインに気付く方法やストレスへの対処法等を普及啓発することで、地域における心の健康への理解者を増やします。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
特定健康診査受診率	%	39	60
健診結果相談会参加率	%	41	60

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策1 健康な心と体づくり、保健・医療・福祉・介護の連携の強化と充実

細施策2

母子の健康づくり支援体制の整備、充実

目指すまちの姿

気軽に相談する場所と人のつながりがあり、
妊娠・出産・子育ての時期を安心して過ごせるまち

■現状と課題

妊娠・出産・子育ての不安を気軽に相談できる体制の不足

ライフスタイルの多様化、女性の社会的自立等により、妊娠出産・子育ての環境は変化しています。子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査では、8割近くの保護者が子育ての不安や悩みを抱えていますが、多くの方は親族、友人、医師、保育士、保健師等に相談できていると回答しています。

引き続き、孤立した子育てにつながらないように、育児不安を相談できる体制づくりが求められています。

子どもの成長に応じて変化する悩み

子育ての悩みは、病気や発育・発達に関する悩みから、しつけや友達づき合い等多岐にわたり、成長に応じて内容は変化していきます。町には発達支援²の専門機関がなく、遠方への通院、通所が必要になることから、負担も大きく治療や療育を中断してしまうことが危惧されます。

医療費助成の継続

出生から18歳年度末までの子どもの医療費の無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減しています。医療費の無料化により受診しやすくなったため、早期発見と重症化予防に貢献しています。

2/発達支援：心身の障害やその可能性のある人に対し行われる、個々の障害、発達の個性・特性に合わせた支援



目標実現のために取り組むこと

①妊娠から子育て期までの相談体制の充実

- ・子育て世代包括支援センター³の総合相談窓口の機能を強化します。
- ・妊娠届出時から保健師に相談できる体制を整備し、育児不安の増大や孤立した子育てを予防します。

②成長段階に応じた子育てへの切れ目のない支援の実施

- ・子育て世代包括支援センターが中心となり、保育所や認定こども園、子育て支援センター、学校等の関係機関と連携し、子どもの特性に合わせた支援体制の強化を図ります。
- ・子育てに関する悩みを保護者同士が共有するとともに、子どもの特性について理解を深め、特性に合った対応について学ぶ場を提供します。
- ・発達支援の専門機関に通所、通院する保護者の経済的負担の軽減を図ります。

③医療費助成の維持

- ・出生から18歳年度末までの子ども医療費の無料化を今後も継続して実施します。
- ・町の広報紙やホームページを通じて、適正な受診を呼び掛けます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
子育ての相談相手や相談できる場所があると 感じている割合	%	96	100

3／子育て世代包括支援センター：南越前町役場保健福祉課内に平成31年4月1日設置。妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策1 健康な心と体づくり、保健・医療・福祉・介護の連携の強化と充実

細施策3

地域包括ケアシステムの構築と運用

目指すまちの姿

すべての高齢者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で
助け合いながら安心して暮らし続けることができるまち

■現状と課題

介護予防活動の場と支援者の不足

健康寿命を延ばし、高齢になっても元気でいきいきと生活を続けるためには、介護予防の普及啓発と高齢者の社会参加の機会を増やすことが必要です。高齢者が自主的に介護予防に取り組む場所（受け皿）として、地域ふれあいサロン⁴の充実に取り組んでいますが、協力員等の介護予防の支援者（担い手）不足と高齢化による負担増大が課題です。

認知症への理解と重症化予防の推進

認知症に対する正しい知識の普及啓発に向け、認知症サポーターを養成してきましたが、養成後の活動の場が不十分です。また、もの忘れ検診の実施や、認知症初期集中支援チーム⁵により早期把握・早期対応への取組を行っていますが、認知症が進行してから相談や介護保険申請をする傾向がみられます。本人や介護する家族が、安心して地域で暮らし続けることができる仕組みづくりが求められています。

独り暮らしや高齢者世帯の増加による医療や介護の需要の増大

第1号被保険者一人当たりの介護保険サービス給付月額が県内でも高く、特に施設給付の割合が高くなっていることから、高齢者の自立支援・重度化防止への取組が望まれます。町内で利用できる医療・介護のサービスには限りがあるため、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、サービスが適切かつ効果的に提供されるようにケアマネジメント⁶を行う必要があります。また、生活支援のニーズも多様化しており、地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築を図りながら、地域全体で高齢者を支えていく体制づくりが必要です。

4／地域ふれあいサロン：年齢や心身の状況等によって高齢者等を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動に資する住民主体の通いの場

5／認知症初期集中支援チーム：医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人やその家族を訪問し、必要なサービスの調整や家族支援等を包括的、集中的に行うチーム

6／ケアマネジメント：介護サービスを利用するご本人の要介護状態や生活状況を把握し、ご本人が望む生活が送れるようにさまざまなサービスを組み合わせてケアプランを作成し調整等行う一連の業務



目標実現のために取り組むこと

①介護予防の推進

- ・住民主体の身近な通いの場として、地域ふれあいサロンの活動を支援し、会場毎の回数増を目指します。
- ・介護予防サポーターなどの介護予防の支援者（担い手）を増やすとともに、区長、民生委員児童委員⁷との連携を図りながら、サロン協力員の負担軽減と継続的な介護予防活動を支援します。

②認知症にやさしいまちづくり

- ・認知症サポーター養成後に、「介護予防のつどい」や「地域ふれあいサロン」、「認知症介護者のつどい」等における活動を支援します。
- ・「認知症カフェ⁸」の設置を推進し、本人や介護者支援の充実に努めます。
- ・認知症初期集中支援チームの取り組みについて普及啓発を行い、早期支援につなげて重症化予防に努めます。
- ・認知症高齢者声かけ訓練を実施し、地域での見守り体制を強化します。

③地域連携・支え合いの体制づくり

- ・ケアマネジャー⁹の事例を多職種で検討する地域ケア会議¹⁰に、介護サービス事業所の参加を促し、関係者間で連携しながら高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。
- ・かかりつけ医の確保と、訪問看護・介護事業所等の在宅医療・介護の連携強化により、サービス提供体制を充実し、高齢者の在宅生活を支援します。
- ・地域の関係機関とのネットワーク構築を図るとともに、生活支援の担い手を養成し、地域の見守り・支え合いの体制づくりを推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
地域ふれあいサロン実施回数	延回数	768	1,000
町内における「認知症カフェ」設置数	設置数	1	6
調整済重度認定率 ¹¹ （要介護 3～5）	%	5.5	5.3

7／民生委員児童委員：地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成等の福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手

8／認知症カフェ：認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

9／ケアマネジャー：介護や支援を必要とする人が介護保険制度を利用して自立した生活を送れるようサポートする介護支援専門員

10／地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実に、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法

11／調整済重度認定率：第 1 号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外した要介護 3 以上の重度者の認定率

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策1 健康な心と体づくり、保健・医療・福祉・介護の連携の強化と充実

細施策4

医療・保健施設の整備と機能の充実

目指すまちの姿

住民に信頼される町の診療所・施設を存続し、
充実した医療・介護を受けることができるまち

■現状と課題

今庄・河野診療所の施設設備・医療機器の老朽化

計画的に設備・機器の更新を実施し、適切に管理しているところですが、購入から10年が経過した医療機器については、部品供給が出来ないなどの理由で修理不能となり、診察に支障をきたすことが懸念されます。

今庄・河野診療所間における医師などの連携

河野診療所医師の急な不在の際、他院からの医師の派遣は困難な状況です。また、河野診療所整形外科診療日には、今庄診療所の放射線技師、作業療法士が対応しており、引き続き今庄・河野診療所相互の連携が必要です。

施設の定員に見合った人員数の確保

施設の定員に見合った人員数を確保していますが、今後、定年退職などにより専門職員の確保が課題となることが予想されます。

質の高い医療を提供するための資質向上

複雑・多様化する医療ニーズの増加に対応し、質の高い医療を提供するため、職員のスキルアップが重要です。

在宅医療の推進

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅医療体制の充実が必要です。



目標実現のために取り組むこと

①今庄・河野診療所の施設設備・医療機器の更新

- ・設備・機器の更新計画を再度見直し、保守契約の延長や計画的な設備・機器の更新を実施します。

②今庄・河野診療所間で医師などの連携を実施

- ・河野診療所医師の急な不在の際の今庄診療所医師の代診、河野診療所整形外科診療日にあわせた今庄診療所放射線技師、作業療法士の定期的な派遣を継続して実施します。

③施設の定員に見合った計画的な職員採用

- ・計画的な職員採用により、施設の定員に見合った人員を確保します。

④研修に参加しやすい環境の構築

- ・研修機会の確保・充実を図るとともに、テレビ会議システムを用いることにより、研修に参加しやすい環境を整備し、資質向上に努めます。

⑤在宅医療の提供体制の構築

- ・今庄・河野診療所のほか、町内医療機関と連携し、訪問診療・往診、訪問看護、訪問リハビリなど、患者のニーズに応じた医療が提供できる体制を構築します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
診療所の外来患者数	人	19,657	19,700
訪問リハビリ件数	件	107	125

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策2 地域で暮らせる高齢者福祉の充実

細施策5

高齢者を支援するサービスの充実

目指すまちの姿

地域で暮らす高齢者を支えるまち

■現状と課題

独居・高齢者単独世帯の増加

高齢人口（65歳以上）の比率の上昇や少子化、核家族化等に伴い、独居高齢者世帯が増加しており、緊急時の対応等、安心して在宅生活を送ることができる支援が必要です。

住み慣れた地域における生活の継続

要介護状態の場合においても、住み慣れた地域を離れずに在宅で生活を継続できるよう、必要な介護・福祉等のサービスの充実が求められています。また、仕事を続けながら介護を担う家族の負担軽減のための支援も必要です。

自立生活への支援

加齢による心身の変化等で、外出せずに自宅にこもる高齢者は少なくありません。長期間、閉じこもりの状態が続くことにより、運動機能の低下による転倒骨折や認知症等を発症するリスクが高まるため、要介護状態に移行しないための支援が必要です。



目標実現のために取り組むこと

①緊急通報装置の設置促進

- ・地域の民生委員児童委員の協力を得ながら、必要な人には緊急通報装置の設置を行い、見守り体制の確保と維持に努めます。

②地域密着型サービス施設の整備

- ・地域密着型サービス施設小規模多機能型居宅介護事業所¹²を新たに指定し、住み慣れた地域で生活を継続できる環境を整えます。

③家族介護継続事業の継続

- ・在宅で生活する要介護認定者に紙おむつ購入費用の助成を行い、在宅介護を支援し、家に閉じこもりがちな高齢者が、安心して外出できるように機会を確保します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
緊急通報装置の年間利用数	件	32	32
地域密着型サービスの利用者数	人	139	157
介護用品（紙おむつ）の年間利用者数	人	233	250

12／小規模多機能型居宅介護事業所：利用者が可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の選択に応じて、施設でのデイサービス・短期間宿泊や、居宅への訪問介護を行う事業所

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策2 地域で暮らせる高齢者福祉の充実

細施策6

高齢者の元気づくりの促進

目指すまちの姿

高齢者が生きがいをもち活力あるまち

■現状と課題

老人クラブ加入者数の減少

高齢者の活動促進に大きな役割を担う老人クラブ¹³の活動に対し支援を進めています。一方、各地区老人クラブが中心となり積極的なクラブへの勧誘活動を行っていますが、加入者の増加にはつながっていません。

高齢者を対象とした類似事業の運用

高齢者を対象とする事業について、類似した敬老会と高齢者保養事業¹⁴の運用の在り方を検討していく必要があります。

■目標実現のために取り組むこと

①魅力ある老人クラブの育成への支援

- ・会員のニーズに合わせた活動を実施し、活発な交流を進めるための支援を行います。

②事業運用の検討

- ・類似事業について、運用の検討を行います。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
老人クラブ加入者数	人	1,717	1,750

13／老人クラブ：地域を基盤とする高齢者の任意団体。町内会に付随又は連携し、高齢者福祉に取り組んでいる

14／高齢者保養事業：町内の施設を活用した高齢者向けの保養事業

第1章	基本目標 1 町民に優しいまちづくり 基本施策 3 自立を支援する障害者福祉の推進
細施策 7	生活支援の推進

目指すまちの姿

障害のある人が住み慣れた地域で
生き生きと暮らしているまち

■現状と課題

相談機能の不足

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決等の相談を行う相談支援業務は、障害者とその家族において重要な事業となります。本町では、町内に相談支援を行う事業所がないため、身体障害者・知的障害者と精神障害者にかかる相談支援業務を近隣の市町業者に委託しています。今後のサービス向上には、身近な地域における相談機能の強化が必要となります。

事業所数の不足

在宅福祉サービスは、希望者に適切に提供されており、住み慣れた地域での生活を支援することができています。今後、高齢化が進むにつれ、利用者のニーズは増加することが想定されますが、町内にある居宅介護サービス事業所は一箇所のみであるため、ニーズに即した量的整備が必要です。



■目標実現のために取り組むこと

①相談機能の強化

- ・より専門的な相談にも対応するため、職員の専門性の向上と専門人材の確保・育成に努めます。

②居宅介護サービスを提供し、障害者の日常生活を支援

- ・障害者ニーズを把握し、町内にある居宅介護サービス事業所数を維持するための支援を行います。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
障害福祉専門人材の確保	人	0	1
居宅介護サービスの充足率	%	100	100
町内の居宅介護サービス事業所数	箇所	1	1

第1章	基本目標1 町民に優しいまちづくり 基本施策3 自立を支援する障害者福祉の推進
細施策8	自立と社会参加の推進

目指すまちの姿	障害のある人が自立した生活を送り さらに潤い豊かな生活を送るまち
---------	-------------------------------------

■現状と課題

町内における施設の未整備

障害者が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようになるために、自立支援給付事業（障害福祉サービス）として、就労移行支援サービスや就労継続支援サービスを提供し雇用就業の促進に努めています。また、地域生活支援事業（地域活動支援センター¹⁵事業等）として余暇活動や芸術活動を支援するとともに、福祉団体連合スポーツ大会を開催しています。一方、町内には、地域活動支援センターがないため、障害者の交流促進の場が狭められていることが課題となっています。

■目標実現のために取り組むこと

①地域活動支援センターの設置

- ・ 障害者が日常的に自立し、社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターの設置に向けた取組を促進し、創作的活動又は生産活動の機会の提供および社会との交流を図ります。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
町内の地域活動支援センターの設置	箇所	0	1

15／地域活動支援センター：障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策4 子育ての支援、児童福祉の充実と次世代育成

細施策9

子育てを支援するサービスの充実

目指すまちの姿

誰もが安心して就業と子育てが両立できるまち

■現状と課題

保育サービスの安定した供給

保護者のニーズは年々多様化しています。本町では、町内の保育所および認定こども園における延長保育、一時預かり保育、土曜保育の実施に加え、休日保育や病児・病後児保育等の受け皿を確保することにより、多様化するニーズへの対応に努めています。

障害児への支援

保護者からの相談や、通常保育での気付きにより特別な配慮が必要であると判断される児に対して保育士を配置し、健全な社会性の成長発達を促進していきます。対象児に対する適切な指導を行うため、支援にかかる保育士の確保が重要です。

保育士の確保

安定した保育サービスの提供を継続的に行うためには、保育士の確保が必要となるため、新卒採用での保育士の確保に限らず、潜在保育士¹⁶の確保対策も求められます。保育士の負担を軽減し、働きやすい職場環境を整備することにより、より多くの保育士が確保でき、かつ離職率を下げる対策が必要です。

16／潜在保育士：保育士の有資格者でなおかつ、保育園等の保育に関係した職場に就業していない人



目標実現のために取り組むこと

①事業所の確保による保育サービスの安定した供給

- ・町内の保育所および認定こども園による延長保育、一時預かり保育、土曜保育事業を継続的に実施するとともに、シルバー人材センターが行う一時預かり事業や、私立認定こども園への休日保育事業の委託を実施します。
- ・町内に実施事業所がない病児・病後児保育¹⁷については、近隣市町と委託契約によりサービス提供する事業所を確保します。

②障害児への支援

- ・保育士については、発達障害児への支援にかかる研修の積極的な受講を促すとともに、障害児保育に対する加配保育士の確保に努めます。

③保育士の確保

- ・町内の保育所や認定こども園、子育て支援センター等に保育士や保育教諭の確保について、新採用保育士の確保や潜在保育士の現場復帰支援等に取り組みます。
- ・保育補助者や保育の周辺業務を行う職員を配置することで、常勤保育士の負担を軽減し、働きやすい職場環境を整備することにより、より多くの保育士の確保を可能とし、かつ離職率を下げる対策を推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
子育て支援センター相互交流会	日	6	8
障害児保育に対する加配保育士の確保	人	8	15
途中入園の乳幼児の受入れを確保	人	0	5
保育支援者の確保	人	0	2
保育士の負担軽減への取組	人	0	3

17／病児・病後児保育：病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで預かるサービス

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策4 子育ての支援、児童福祉の充実と次世代育成

細施策10

子どもたちを取り巻く環境の整備

目指すまちの姿

子どもと事業に携わる大人の双方が、
遊びや学習活動を通して充実した時間を過ごす環境のあるまち

■現状と課題

児童館活動の推進

児童館¹⁸では、地域や団体、異年齢との交流を促進していますが、多様化するニーズに対応するためには、環境の変化や時代の移り変わりに合わせて、柔軟に児童館の機能・規模・活動内容等を再構築できる体制づくりが求められています。

子どもの居場所づくり

働き方の多様化により、放課後等に子どもたちが安全で健やかに過ごすことができる居場所づくりのニーズは年々高まっています。本町では、各地区の児童館で放課後児童クラブ¹⁹と放課後子ども教室²⁰を一体的に実施することで、子どもたちの居場所と学習体験・交流の場を確保しています。今後、より高まるニーズを充足するためには、指導者等の人的資源の拡充が必要となってきます。

18／児童館：健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設

19／放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにする取組

20／放課後子ども教室：全児童を対象に放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組



■目標実現のために取り組むこと

①児童館活動の拡充

- ・地域と異年齢との交流活動については、地域、保護者、各種団体との連携を強化し、時勢に合わせたニーズに柔軟に対応するとともに、円滑に児童館活動が行えるよう、児童館の環境整備を実施します。
- ・交流活動を実施しているボランティア団体の継続に加え、新たなボランティア団体との交流を促進し、子どもの居場所づくりの充実に努めます。

②子どもの居場所づくり

- ・放課後等に子どもたちが安全で健やかに過ごすことができる居場所づくりにおいて、活動が円滑に実施できるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進するとともに現行体制の維持と指導者等の確保に努めます。
- ・南条児童館の利用者が増加していることから、旧南条幼稚園を改修し、児童館として利用することで、安全で健やかに過ごすことができる居場所を確保することに努めます。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
児童館利用者延べ人数 （放課後児童クラブ登録者を含む）	人	30,662	31,000
放課後児童クラブ登録者数	人	199	250
指導者の確保（児童厚生員数）	人	4	10
地域との交流活動（年間開催回数）	回	10	10
ボランティア団体の訪問活動（訪問回数）	回	8	8
放課後子ども教室に参加する児童の延べ人数	人	18,367	20,000

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策4 子育ての支援、児童福祉の充実と次世代育成

細施策11

「次代の親」の育成

目指すまちの姿

出会いから結婚までの全般的なサポートに取り組むまち

■現状と課題

困難を伴う結婚支援イベントの参加者の確保

婚活の支援希望者を公募しているだけでは参加者が集まりにくいいため、個別に参加の呼びかけを行い企画を実施していますが、参加者が固定されたイベントになるため、潜在者の掘り起こしが必要になります。

出会いから結婚まで継続した支援者の確保

支援事業によるイベントを開催後、カップルは成立しますが、結婚に至るまでのサポートを継続的に行う支援者がいないため、結婚支援イベントが出会いの場の創出までに留まっています。



目標実現のために取り組むこと

①自身の魅力を高める出会いの創出

- ・従来の結婚支援イベントを実施するだけでなく、婚活支援希望者自身の魅力を高め、さまざまな方との人脈形成が可能になるイベントを、民間事業者と協働で推進します。婚活支援希望者が参加しやすいイベント環境を構築することで、参加人数の増加を図り、多くの出会いを創出することにより、結婚へと結びつけます。

②継続した支援者の育成

- ・婦人福祉協議会と協働で結婚相談所を開設し、結婚希望者への相談をはじめ、お見合いから成婚までのサポートも実施していることから、結婚相談員の養成に取り組み、結婚希望者へのサポートを切れ目なく行える人材の確保に努めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
結婚祝金受給者数	組	9	30
出会いの場の創出	回	0	4
結婚相談員の養成	人	17	23

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策5 協力し助け合う地域福祉の推進

細施策12

人に優しいまちづくりの推進

目指すまちの姿

障害のある人が安心・快適に暮らすことができるまち

■現状と課題

公共施設の状況に合わせたバリアフリー化の検討

公共施設のバリアフリー化は概ね完了していますが、車椅子・障害者用駐車区画の整備、階段手すりの両側設置等の改良や修繕が必要な箇所の確認、施設利用者数の増加によるバリアフリー化の検討等が今後より一層求められます。

障害者等への現状の認識不足

高齢者との交流事業は増加傾向にあり、高齢者に対する理解は広がっています。一方、障害者との交流やボランティア活動への参加については、活動がまだ十分ではありません。今後は、障害者との交流スペースを設けるとともに、学校や地域の各種団体と連携を図りながら福祉教育・活動を進めていく必要があります。



目標実現のために取り組むこと

①町公共施設等現地調査の実施

- 町身体障害者連合会役員と現地調査を実施し、公共施設バリアフリー化の進捗状況を確認するとともに、利用者数や修繕・改良箇所の状況に応じてバリアフリー化を検討し、高齢者や障害者に配慮した公共施設の整備を推進します。

②小中学校における交流会、講習会等の開催

- 障害者に対する意識の醸成を図るため、小中学校において障害者との交流会等を開催し心のバリアフリー化を進めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
町公共施設等現地調査の実施（年間実施回数）	回	1	1
小中学校における障害者との交流の場（年間実施回数）	回	0	4

第1章

基本目標1 町民に優しいまちづくり

基本施策5 協力し助け合う地域福祉の推進

細施策13

地域福祉活動への住民参加の推進

目指すまちの姿

住民みんなが地域のボランティアに参加しているまち

■現状と課題

ボランティア参加者の継続した登録と活動の不足

ボランティア育成講座への参加者はいますが、ボランティア登録や継続した活動には十分つながっていません。

福祉に対する理解や関心を促すための取組不足

幼少期から福祉への関心を高める取組や、幼保小中で一貫した福祉意識の改革を図ることが必要です。

■目標実現のために取り組むこと

①福祉意識改革のセミナーの開催

- ・定期的に福祉意識改革セミナーを開催します。

②保育所・認定こども園の施設慰問

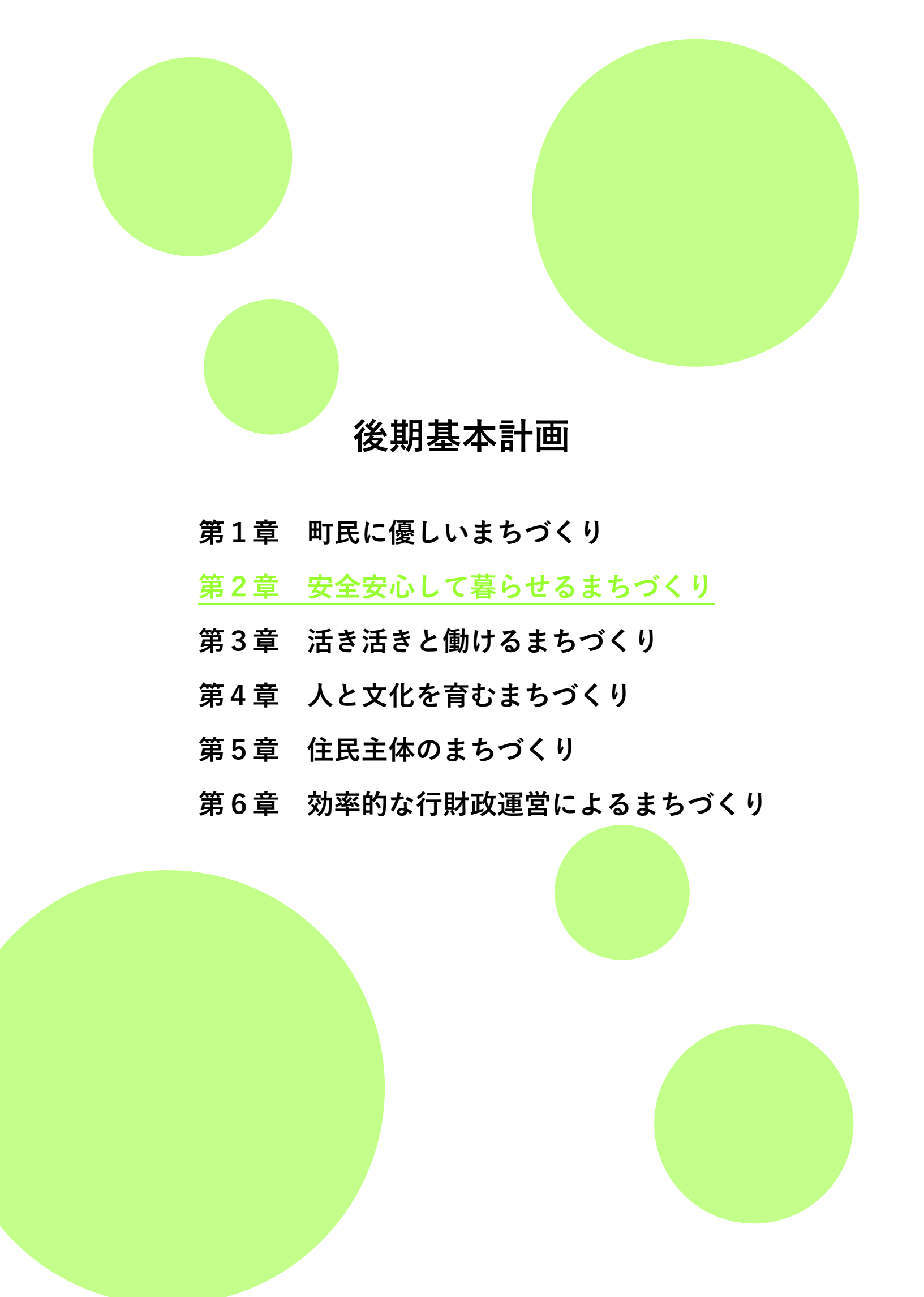
- ・保育所および認定こども園の園児が年に数回町内の施設を慰問し、高齢者と交流を図る機会を設けます。

③広報および啓蒙活動

- ・ケーブルテレビや町の広報紙を利用し、福祉意識の啓蒙活動を図ります。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
ボランティアセンター登録の促進 （年間延べ登録者数）	人	19	50



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 生き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策6 安全安心な環境づくり

細施策14

防災体制の充実

目指すまちの姿

住民みんなが地域のボランティアに参加しているまち

■現状と課題

防災機能と防災施設の充実

平成26年度～平成28年度にかけて、町内全域に一斉に情報伝達する防災行政無線、音声告知端末、さらには全国瞬時警報システム「アラート」が整備され、ケーブルテレビ自主放送と併せて有事の際の情報伝達手段は充実しています。特に音声告知機とIP電話機は、双方向あるいはエリア指定の情報伝達（情報交換）が可能のため、町からの緊急放送に加え、区長等が集落センター等に設置している電話機から特定の集落へ緊急放送や、IP電話機同士の通話等、幅広い活用が可能です。

一方で、町内20箇所の指定避難所や要配慮者²¹利用施設の中に、耐震改修が行われていない施設や浸水想定区域内（想定最大規模）および土砂災害警戒区域内にある施設が見受けられます。また、消防団活動の拠点となる消防団車庫に詰所機能がないもの、さらには設置後50年が経過している防火水槽が増えてきていることなどから、今後の施設整備等に向けた対応が必要です。

防災組織の構築

防災に関する組織体制については、町の地域防災計画に基づく災害対策本部体制が起点となり、それぞれの部署が防災に関する役割を担っています。

中でも、消防組織は南越消防組合南消防署および河野分署が常備消防としての役割を担い、210人の消防団員が火災の初期消化をはじめとする住民の生命・身体・財産を守る役割を担っています。自警消防隊に関しても、女性隊5隊を含む62隊が集落単位で整備されています。また、平成29年9月に結成された南越前町防災士の会は、住民向けの防災意識の普及啓発等に積極的に取り組んでいます。一方、自主防災組織の結成数は、平成30年度末で7組織と依然として低い結成率のため、早急な整備が必要です。

21／要配慮者：災害時等に自力で避難できない高齢者、乳幼児、外国人、妊婦等



目標実現のために取り組むこと

①防災関係施設の整備・充実

- ・現状の消防団車庫に詰所機能を備えた高機能の消防団車庫を整備するとともに、消防水利に必要な 50 年超の防火水槽の定期点検および計画的更新を行い、防災関係施設の整備・充実を図ります。

②防災組織等の結成促進

- ・町職員以外の消防団員の入団を推進します。
- ・町防災士の会や女性消防団の充実を図り、火災予防等の啓発活動や災害時の後方支援等積極的な参加を行います。
- ・自主防災組織の育成を行うとともに、集落単位の災害に対する協力体制を促進し、地区全体における防災組織の結成強化を推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
詰所機能を備えた消防団車庫の整備	施設	7	10
防火水槽の計画的更新	基	0	5
自主防災組織の育成	組織	7	20

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策6 安全安心な環境づくり

細施策15

原子力安全対策の充実

目指すまちの姿

原子力災害への正しい認識と訓練を通して迅速かつ
正確な行動ができる原子力防災体制が確立されたまち

■現状と課題

原子力災害に対する認識

敦賀・美浜原発から30キロ以内に位置する本町では、常に原子力災害と隣り合わせであることを理解する必要があります。原子力災害に対する正しい認識と繰り返し訓練を実施することにより、そこで得た反省や教訓を次の訓練に活かすことが大事です。

原子力防災体制の確立

町職員をはじめ、消防団、防災士の会等が、原子力防災全般に関する見識を深め、さまざまな機会を利用して住民に伝達することにより、原子力発電と原子力災害への正しい認識と迅速かつ正確な行動ができることが重要です。また、地域防災計画の適宜見直しにより、より充実した原子力防災体制を確立することが課題となります。





目標実現のために取り組むこと

①原子力防災の普及・啓発

- ・原子力広報誌の全世帯配布（年4回）やモニタリングポスト²²の周知等を行うとともに、住民、消防団、防災士の会、町職員を対象とする原子力防災研修を実施し、原子力発電、原子力防災の普及・啓発を推進します。
- ・地域防災計画の適宜見直しを行います。

②原子力防災訓練の実施

- ・広域避難訓練（永平寺町との連携）、放射線防護施設²³への住民避難訓練、安定ヨウ素剤の配布等、原子力防災の基礎となる訓練を継続して実施することにより、原子力災害に向けた防災体制づくりを促進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
原子力防災研修の実施回数	回	1	4
原子力防災訓練の実施回数	回	1（令和元年）	1

22／モニタリングポスト：大気中の放射線量を定期的に、又は、継続的に測定する据え置き型の装置
23／放射線防護施設：原発事故における避難について放射線物質等から身を守るための一時避難施設

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策6 安全安心な環境づくり

細施策16

地域防犯体制の充実

目指すまちの姿

犯罪のない安全で安心して暮らせるまち

現状と課題

犯罪の現状

福井県内の刑法犯認知件数は、平成15年以降16年連続で減少するなど治安は改善傾向にあります。一方、越前署管内では依然として一定の犯罪件数があり、特に振り込め詐欺やひったくり、声かけ事案、車上荒らし等、住民に身近なところで発生する犯罪は依然多い状況にあります。

防犯体制の取組

誰もが安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するためには、犯罪を防止するためのみせる活動や、犯罪の防止に配慮した環境の整備等を行い、犯罪を誘発する機会を減らすことが必要です。また、「自らの安全は自らが守る」という住民一人一人の防犯意識の向上と主体的な取組が必要になります。





目標実現のために取り組むこと

①地域防犯体制の強化

- ・防犯隊による町内全域の防犯パトロールを継続して実施するとともに、自主防犯意識の啓発を推進します。

②犯罪の防止に配慮した環境整備の強化

- ・町内の主要箇所 zu 計画的に防犯カメラを設置するとともに、地域の防犯灯の未設置箇所の設置を推進することにより、犯罪を未然に防止し、通学路等の夜間歩行の安全にも貢献します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
防犯パトロール実施回数	回	6	6
防犯カメラ整備済箇所数	箇所	10	24

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策6 安全安心な環境づくり

細施策17

交通安全対策の充実

目指すまちの姿

交通安全施設の充実と交通事故のない安全で安心して暮らせるまち

■現状と課題

交通安全普及活動の強化

交通指導員による保育所・認定こども園や小中学校、高齢者向けの交通安全教室や街頭指導等を定期的に行うとともに、越前交通安全協会による交通安全茶屋や自動車運転者安全講習会を開催し交通安全の普及・啓発を推進しています。また、運転免許証自主返納支援事業については、平成30年度に見直し・拡充を行い、高齢ドライバーの運転免許証自主返納を促進しています。

高齢者の交通事故抑止

近年、全国的に高齢ドライバーによる重大な交通事故が多発しており、町内においても重大な事故が発生している現状があるため、運転免許証自主返納支援事業について、平成30年度に見直し・拡充を行い、免許証返納後の外出等を支援しています。今後も、高齢者に係る交通事故の増加が予想されるため、高齢者に対する交通安全普及活動を充実し、安全運転および歩行者の交通安全について啓発していく必要があります。

交通安全施設の整備・充実

交通安全施設に関する集落要望を踏まえて交通安全施設検討委員会を開催し、交通安全施設や交通制限等の設置の有無について関係団体と協議・検討します。



目標実現のために取り組むこと

①交通安全普及・啓発の推進

- ・自動車運転者安全講習会への参加促進に加え、高齢者向けの交通安全教室の拡充を図ります。
- ・65歳以上の高齢ドライバーを対象に、ドライブレコーダーを自家用自動車に設置(後付け)した場合に補助を行い、交通安全の普及・啓発に努めます。
- ・65歳以上の高齢ドライバーが運転免許証を自主返納した際に、タクシー利用券や住民利用バス無期限無料乗車券の交付など支援を充実し、高齢者の外出を支援します。

②交通安全施設の整備促進

- ・交通安全施設検討委員会の開催を継続するとともに、交通安全施設の点検パトロールを実施し、施設の整備を促進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
町内の人身事故件数	件	9	前年度比 50%以上削減
町内の人身事故件数うち、高齢運転者が第 1 当事者 ²⁴ となる人身事故件数	件	3	前年度比 50%以上削減
自動車運転者安全講習会への参加者数	人	359	400
高齢者交通安全教室の開催回数	回	4	6
交通安全施設のパトロール回数	回	1	2

24／第 1 当事者：当事者の中で一番過失が重い人

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策6 安全安心な環境づくり

細施策18

相談体制の充実

目指すまちの姿

身近な相談窓口が整備され、安心して暮らせるまち

■現状と課題

行政相談の周知継続

女性相談委員の配置や広報、SNS²⁵、ケーブルテレビの文字放送、さらには、町内小学校への出前教室等で相談窓口の周知を行っています。行政に対する苦情や要望を受けつける行政相談制度は、行政に対する信頼を確保するうえで大きな役割を果たしていることから、今後、ますます重要性が高まっていきます。

巧妙化する特殊詐欺

消費生活相談窓口が広く認知されたことにより相談件数は増加していますが、特殊詐欺の手口は日々変化し巧妙化しているため、多岐に渡る情報収集が必要となります。

相談内容の多様化

特殊詐欺の手口は巧妙化し、消費者問題は多様化しているため、個々の相談への的確な対応が難しくなっています。

相談件数の減少

人権相談会は年4回開催し、人権擁護委員が相談員として実施しており、相談があれば各関係機関につないでいます。一方、相談件数は平成29年度に1件、平成30年度は0件と減少しています。

25／SNS：ソーシャルネットワークサービスサービスの略語で、インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス



目標実現のために取り組むこと

①出張行政相談所の開催

- ・町の広報紙やホームページ等に行政相談のコーナーを設け、積極的な周知を図るとともに出前教室や出張行政相談所を開設することで、相談しやすい環境の構築を促進します。

②消費者問題に関する情報提供

- ・広報紙、ホームページ等で、製品トラブル等の消費者問題や特殊詐欺の手口について、広く情報提供を行います。また、特殊詐欺等の手口についての啓発冊子を作成し、町内の全世帯に配布し注意喚起を行います。

③相談対応職員のスキル向上

- ・多様化する消費生活相談に対応するため職員の相談対応力の強化を図ります。

④人権相談会の周知方法等の充実

- ・町広報紙やホームページによる周知を継続するとともに、相談会の内容を具体的に表示することにより、相談しやすい環境づくりを推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
行政相談受付件数	件数	7	10
消費生活情報に関する広報の実施	回	3	4
人権相談の回数	回	4	4
ケーブルテレビ周知期間 （人権相談会開設周知期間）	週間	2	2

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策7 道路交通網の整備

細施策19

幹線道路の整備

目指すまちの姿

地域間交流を支える幹線道路の計画的な新設・改良により
安心・安全な生活環境が整うまち

■現状と課題

安定した交通の確保

国・県道の局部改良や消雪施設の整備・修繕は着実に進められています。さらに、安定した交通の確保を図るためには、国道365号（栃ノ木峠）の冬季不通区間の解消や国道305号から南条スマートインターチェンジ²⁶に至る道路の改良、国道8号（具谷～赤萩間）の改良、国道305号（上別所～奥野々間）等の改良促進が求められます。

安定財源の確保による計画的な整備点検

町内の道路整備における安定した財源確保のため、国や県等の関係機関に継続して要望を行っていますが、今後、防災、減災、国土強靱化のため緊急な対策が求められています。



26／スマートインターチェンジ：高速道路の本線上又はサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されている ETC 専用のインターチェンジ



目標実現のために取り組むこと

①幹線道路の整備や修繕

- ・ 幹線道路の整備や修繕を計画的に進めるため、国、県の事業に対しての地元との調整や用地交渉を行います。

②関係機関への働きかけ

- ・ 国・県道の維持に関する集落要望に対応するため、関係機関に要望するとともに、幹線道路の改築整備や改良整備の着工に向けて関係機関に働きかけを行います。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
国道・県道の改良延長	m	113,526	116,106

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策7 道路交通網の整備

細施策20

生活道路の整備

目指すまちの姿

町内の地域間を結ぶ道路網による、
生活利便性の高い、安心・安全なまち

■現状と課題

橋梁等長寿命化修繕

町内全橋梁の定期点検を行い、長寿命化計画を策定し、補修工事の優先づけを行いました。今後ますます老朽化が進んでいく橋梁や道路構造物の点検・修繕については、継続して実施していく必要があります。

町道、交通安全施設の維持補修

道路交通の量的増大および車両の大型化、広域化、長距離化が進み、道路損傷が進んでいます。今後は、舗装道の耐久性、走行性を維持し、道路利用者に対する安全性、快適性を高める必要があります。

防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

近年、頻発する異常気象等に対応するため、安全で快適な道路交通を確保するための対策が必要となります。



目標実現のために取り組むこと

①橋梁の架替と橋梁長寿命化修繕計画に沿った整備の推進

- ・上平吹橋の架替を促進するとともに、町内全橋梁の定期点検を行い、ひび割れ、コンクリートの剥離、腐食等を確認した橋梁については、寿命を延ばす修繕および架替方法の優先づけを行い、整備を進めます。

②町道、交通安全施設の維持補修の実施

- ・整備後一定期間を経過した町道については、道路交通量の増大および車両の大型化等に対応するため、舗装道の耐久性、走行性を維持し、道路交通の安全性、快適性を確保します。また、通学路のほか、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全確保も緊急に点検し、児童保育関係部局とも情報を共有します。さらに、高齢者等も含め、歩行者等にとって非常に危険であり対応が必要と判断された箇所について、さらなる交通安全施設の整備を実施します。

③防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の実施

- ・近年、頻発する異常気象や落石等による道路通行の危険防止、道路損傷の早期発見等のため、定期的に道路パトロールを実施するとともに、集落要望等、地域住民の方々から道路の危険箇所等について情報提供をいただくなど、道路管理の強化を図り、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を実施します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕済橋梁数	橋	6	80
町道の改良済み延長	m	188,536	191,498
工事实施済み歩道合計距離	m	10,197	10,985

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策8 上下水道の整備

細施策21

上水道の安定供給

目指すまちの姿

水資源の適切な利用や施設整備、管理体制の充実等により、
町内全域に安全な水を安定供給できるまち

現状と課題

安全で安定した水の供給

平成26年度から、浄水場等の上水道施設の運転管理は専門業者に委託しており、町の担当者と緊密に連携することで、安定した水の供給を行っています。今後も、老朽化施設や設備の修繕により、適正な管理が必要です。

水道ビジョンの改訂

本町の水道施設は、地形的特性から水道施設が多く点在し、管路延長も長いため、施設運営が効率的でなく維持管理に費用が多くかかっています。また、人口減少や施設の老朽化により水道施設の再構築を検討する必要もあるため、平成30年度に各施設の重要性や更新の緊急性等を考慮した水道ビジョン²⁷を改訂しました。



²⁷／水道ビジョン：水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、すべての水道関係者が共通目標を持って、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示すビジョン



目標実現のために取り組むこと

①適正な管理による安全で安定した水の供給

- ・安全で安定した水の供給を図るため、浄水場の維持管理、配水管の修繕等計画的な維持管理と修繕整備を実施します。
- ・町の職員と専門業者が連絡を密にして、24 時間体制での施設運転管理を実施します。
- ・有収率を向上させるため、給配水管の漏水調査を継続的に実施します。

②水道ビジョンの確実な実行

- ・施設の老朽化による更新・再編・耐震化への対応、水道料金の見直し等を計画した水道ビジョンにより、長期的展望に立って水道施設を計画的かつ効率的に管理します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
有収率（料金収入水量／年間総配水量）	%	77	80
老朽管の更新	km	0	8.4

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策8 上下水道の整備

細施策22

下水道および合併浄化槽の普及・管理

目指すまちの姿

水を貴重な財源として未来に残し、
美しい自然と清潔で快適な環境が守られるまち

■現状と課題

下水道施設の適切な維持管理

下水道施設の維持管理については、町の担当者と専門業者が緊密に連携することにより適切に行っています。今後も、老朽化した設備の修繕により、適切に管理していく必要があります。

下水道施設管理計画の策定

2つの下水道施設の状況を把握し、計画的かつ効率的に管理していくため、平成29年度に下水道ストックマネジメント²⁸計画を策定しました。現在13施設ある農業集落排水処理施設については、老朽化の状況を捉えた更新計画が必要になります。

特別会計の運営形態

下水道事業は、下水道特別会計、農業集落排水特別会計及び個別排水処理施設特別会計による3つの特別会計で運営していますが、経営分析や自己検証のために経営統合による公営企業会計化が求められています。

28／下水道ストックマネジメント：長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること



目標実現のために取り組むこと

①下水道施設の適切な維持管理の継続

- ・管路施設や処理施設等を適切に維持管理していくため、計画的な維持管理と修繕を実施します。
- ・町の職員と専門業者が連絡を密にして、24 時間体制で施設運転管理を専門業者に委託します。

②下水道ストックマネジメント計画の確実な実行

- ・下水道資産の状態把握やリスク評価により更新計画を策定した下水道ストックマネジメント計画により、施設の耐震化や構造物・設備・管路等の更新を計画的かつ効率的に実施します。

③農業集落排水処理施設最適整備構想の策定

- ・農業集落排水処理施設の集約や再編を検討したうえで、老朽化の進捗状況を捉えた今後の更新計画として農業集落排水処理施設最適整備構想²⁹を策定します。

④公営企業会計への移行

- ・経営分析するための資料の作成や複式簿記による自己検証を行うため、下水道事業、農業集落排水事業、個別排水事業の3つの特別会計を統合し、公営企業会計への移行を目指します。また、下水道使用料の計画的な見直しにより健全な運営に努めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
汚水処理率	%	97.8	98.0
老朽化対策による設備更新施設数	施設	0	2

29／**最適整備構想**：長期的な視点で農業集落排水施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、機能診断により劣化度合いの測定を行った上で、統合を視野に入れたコスト比較や対策の優先度を盛り込んだ機能保全計画のこと

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり
基本施策9 自然環境との共生

細施策23

自然環境の保全と衛生環境の整備

目指すまちの姿

住民の環境に対する関心の高まりにより、豊かな自然を次代に引き継げるまち

■現状と課題

ごみの不法投棄

関係機関と連携を図りながら、監視パトロールの実施や不法投棄禁止看板の設置を継続的に行っています。不法投棄の件数は年々減少傾向にありますが、未だ後を絶たない状況は続いています。

新ごみ処理施設整備の推進

可燃ごみを処理する第1清掃センターの老朽化により、南越清掃組合が新たな焼却施設を町内に建設しており、令和2年度末の稼働を目指しています。

環境の保全

環境事業を取り巻く現状は大きく変化しています。本町では、環境の保全に関して調査・審議する環境審議会³⁰を設置し、環境基本計画における施策の実施や進捗状況の点検を行っています。また、今後は希少動植物の保護にも力を入れる必要があります。

河川環境の維持

老朽化の進んだ河川構造物が多く、延長も長いことから、維持管理に要する費用が増大することが懸念されます。また、近年多発している豪雨等に備えるためにも、計画的な浚渫工事の実施が求められています。

今庄斎場の維持管理

業務委託の経費が高額であり、また、改築から14年を経過するため、施設管理にかかる経費が、今後さらに増加することが懸念されます。

30／環境審議会：環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する場



目標実現のために取り組むこと

①ごみの不法投棄撲滅の意識啓発

- ・地元や関係機関との連携を図りながら、監視パトロールの強化や不法投棄禁止看板の設置等広報活動を実施することにより、不法投棄撲滅の意識啓発を行います。

②新ごみ処理施設整備の検証

- ・稼働後に実施する環境影響調査の結果や、排ガスの数値を公表し、環境に影響が出ないよう監視します。

③環境の保全に関する施策の促進

- ・環境の保全に関する施策の推進や、新たに発生した環境問題を調査・審議していくため環境審議会を運営します。
- ・環境基本計画において重点的に取り組む施策の実施や進捗状況の点検を行うため、環境パートナーシップ会議運営を継続します。
- ・ヤシャゲンゴロウといった絶滅危惧種等を保全していくため、フォーラムの開催や資料の展示等、普及啓発活動を実施します。

④河川の維持補修と浚渫の実施

- ・河川構造物の維持補修を実施するとともに、砂防河川の浚渫を実施します。

⑤今庄斎場の運営方法の転換

- ・今庄斎場の維持管理に努めつつ、すべての住民が越前市斎場を使用できるように越前市との協議を進めるなど、今後の運営について検討を行います。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
不法投棄パトロール件数	件	3	5
看板作製（設置数）	箇所	102	130
河川の清掃を行うボランティアの募集 （ボランティア団体数）	団体	11	14

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策9 自然環境との共生

細施策24

美しいふるさと景観の保存と継承

目指すまちの姿

美しいふるさと景観を守りつなぐまち

■現状と課題

景観に対する関心の高まり

景観行政団体³¹への移行や、再生可能エネルギーの開発計画等の影響により、景観に対する関心は高まりつつあります。地域に即した景観計画³²を策定することで、長年にわたり育まれてきた固有の景観資源をより良いかたちで次の世代に保全・継承するとともに、地域の景観特性との調和を図りながら未来に残すべき価値ある景観の創出・誘導を図ることが必要です。



31／**景観行政団体**：景観行政を担う主体であり、景観計画を策定することができる。県又は、県と協議し景観行政を実施する市町が景観行政団体となる。

32／**景観計画**：良好な景観の形成に関する計画であり、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を景観行政団体が定める。建築物や工作物だけでなく、屋外広告物、公共施設、農地、森林等を一体的に位置づけることにより、調和のとれた景観形成を図ることができる。



目標実現のために取り組むこと

①自然風景の保全

- ・本町の誇る「海、山、里」の美しいふるさとの保全に努めます。

②歴史・文化的景観の保全および活用

- ・今庄宿や河野北前船主通り等本町特有のまちなみを継承するとともに、これらを活かした取組を促進します。

③住民との協働による景観まちづくり

- ・住民が誇りをもち、誰もが住み続けたい・訪れたいと思えるまちを創造するために、一人一人の景観に対する意識の醸成を推進します。
- ・ふるさとに対する思いと行動による地域の活力向上を促進します。
- ・景観に配慮した屋外広告物の整備、集約化および景観を阻害する屋外広告物の除却に努めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
景観保全・活用団体数	団体	2	3

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり
基本施策10 快適な住環境づくり

細施策25

住環境の整備

目指すまちの姿

多様な世帯に合わせて快適に暮らすことができる
住環境が整備されたまち

■現状と課題

町営住宅長寿命化

町営住宅の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る必要があります。

町営住宅の建設

子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯等の、幅広いニーズに沿った居住環境の整備を目指す必要があります。

若年層への移住・定住化促進

需要のある立地での宅地造成や、魅力ある支援策の検討による、若年層の定住化の促進が必要です。

空き家の利活用

空き家の状態により利活用又は除却を進め、空き家数を減らすとともに、空き家所有者に対して空き家情報バンクの認知度を高める必要があります。

遠方勤務地への通勤負担

令和元年実施の未来に向けた「南越前町まちみらいアンケート調査」では、「家から就労・通学先までの移動時間が40分以上の方」は32%となっています。住民が遠方へ通勤・通学する際、時間と費用の負担が大きいことが課題です。



目標実現のために取り組むこと

①町営住宅の改修

- ・長寿命化計画に基づく住戸改修工事により居住環境を整備します。

②町営住宅の建設、宅地の造成

- ・地域性に応じた町営住宅の整備やニーズに沿った宅地造成を実施します。

③宅地の利用促進

- ・全国への情報発信により未契約分譲地の利用促進に努めます。

④空き家の実態把握と活用支援

- ・空き家の実態を把握するとともに、空き家の購入や改修等活用に対する支援を実施し、移住定住の受け入れ体制を強化します。

⑤空き家情報バンクの充実

- ・地域の巡回による利用可能な空き家の把握や、空き家相談会による所有者への積極的な働きかけにより、質の高い空き家の登録数を増やします。

⑥遠方勤務地への通勤負担の軽減

- ・通勤におけるＪＲ定期運賃（６か月）、北陸自動車道利用、電気自動車用充電設備設置に対する補助等、遠方勤務地への通勤に伴う負担軽減促進に向けて検討します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
町営住宅の入居戸数	戸	105	126
長寿命化改修工事の実施（改修工事棟数）	棟	5	6
分譲宅地の利用促進（年度末における契約率）	%	91	92
空き家情報バンクの充実 （年度末における空き家登録数）	件	4	10
20 歳以上 65 歳未満の住民における就業率	%	90	95

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策10 快適な住環境づくり

細施策26

克雪対策の充実

目指すまちの姿

道路除排雪体制の充実や高齢者等への除雪支援により、
冬期間でも雪に対する不安なく安心して過ごせるまち

■現状と課題

消雪施設の整備

機械除雪の困難な狭小路線や住宅連坦地域での、除雪作業の省力化のため、消雪施設の計画的な整備と水源の確保が必要です。

除雪オペレーターの高齢化、後継者不足

除雪力を向上するためには、除雪オペレーターの高齢化、後継者不足等の解決に向け、研修等の開催が必要です。また、除雪の省力化・効率化を図ることも求められます。

高齢者等の安全の確保

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、軽度生活援助事業（雪下ろし、除雪）や住宅通路除雪支援事業による屋根雪下ろしや除雪への支援が必要です。





目標実現のために取り組むこと

①無雪化計画に沿った整備

- ・計画的な消雪施設整備を進め、冬期間の道路交通の確保を図ります。

②除雪機械の整備

- ・除雪ドーザを計画的に整備することにより、適切な除雪体制の維持に努めます。

③小型除雪車の貸与

- ・集落に小型除雪車を貸与し、除雪車では作業ができない狭小路線の除雪を行います。

④GPS等を用いた先進的技術の情報収集

- ・GPS³³を用いた除雪作業位置管理システムや日報整理等活用し、除雪作業における省力化・効率化を図ります。

⑤高齢者等への除雪支援

- ・除雪支援の継続により、高齢者等の安全の確保と安心感を与えるとともに、自立した生活の継続を可能にします。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
除雪路線の延長	m	208,159	209,000
無雪化計画に沿った消雪路線の整備 （消雪路線数）	路線	41	50
小型除雪車の貸与（貸与台数）	台	18	22
除雪路線の延長	m	208,159	209,000

33／GPS：グローバル・ポジショニング・システムの略語で、地球上の現在位置を、人工衛星からの電波で測り知る装置

第2章

基本目標2 安全安心して暮らせるまちづくり

基本施策10 快適な住環境づくり

細施策27

公共交通手段の充実

目指すまちの姿

公共交通サービスが持続されるまち

■現状と課題

住民利用バス利用者数の減少

住民ニーズと地域の実情に合わせたダイヤの改正や新規路線の開設、広報による利用の呼びかけを行うなどの対策を講じていますが、利用者数は減少傾向が続いています。

高齢者等、交通弱者の生活における利便性を確保するとともに、地域で生き生きと活躍できる社会を持続させるため、住民利用バスが担う役割は益々大きくなっています。

王子保河野海岸線の維持

王子保河野海岸線は、福井鉄道株式会社が運営する糠集落と越前武生駅を結ぶ路線です。河野地区には JR が通っていないため、従来から移動手段はバスに依存している状況であり、交通弱者にとって必要不可欠な路線となっています。

利用者数の減少により困難な経営状況が続いていますが、交通弱者の移動手段を確保するために、官民が一体となった路線の維持が必要となっています。

並行在来線の維持

北陸新幹線敦賀開業後、現北陸本線の石川県境から敦賀駅間の経営は第三セクター³⁴に移管されます。町内の多くの高校生がこの並行在来線³⁵を通学に利用しており、通勤や通院にも欠かせない路線です。厳しい経営状況が予測されていますが、利便性の確保や運賃の維持等、官民が一体となって維持していく必要があります。

34／第三セクター：第一セクター（国や地方公共団体）と、第二セクター（民間企業）が共同出資して設立された事業体

35／並行在来線：整備新幹線区間を並行する形で運行する在来線鉄道



目標実現のために取り組むこと

①住民利用バスの利用促進

- ・運行実態の把握・検証・分析、アンケート等による意見の聴取、地域公共交通会議での議論を行うことで、住民ニーズを的確にとらえた路線や時刻表の改正を行います。
- ・集落ごとや希望する利用者のニーズに合わせた、見やすく分かりやすい時刻表を作成します。

②王子保河野海岸線の運行継続

- ・河野地区に住む交通弱者の移動手段を確保するため、路線の継続を支援します。
- ・利用促進と路線の維持を図るため、生活路線バス利用促進事業補助金を継続します。

③並行在来線の利用促進

- ・南条駅前広場を整備し通勤通学時の車の流れを改善することで、パークアンドライド³⁶の促進とともに、乗降者の安全性の向上を図ります。
- ・今庄駅の駅舎から下り線（福井方面）のホームに行く際に、階段を使用しないですむように改修することで、利便性の向上と利用促進を図ります。

④並行在来線の維持支援

- ・並行在来線の経営安定化を支援し、運行の維持を図ります。

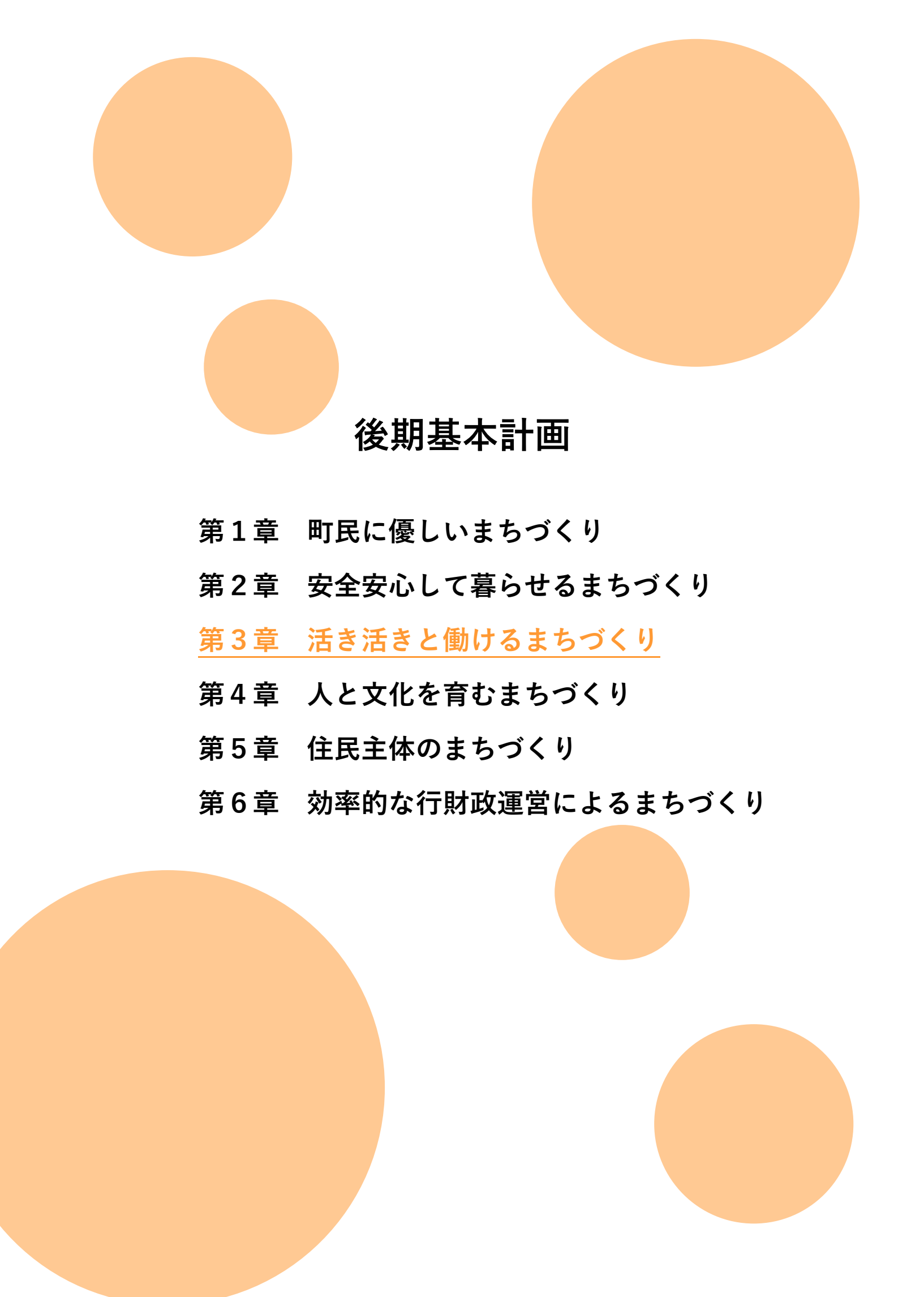
⑤利用促進の呼びかけ

- ・広報、ケーブルテレビ等、町が所有する広報手段を有効に活用した利用促進の呼びかけを継続的にを行います。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
住民利用バスの年間利用者数	人	10,652	13,000
1 日当り乗車人数（町内にある JR の駅）	人	589	620

36／パークアンドライド：自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して、都心部の目的地に向かうシステム



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 生き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

第3章

基本目標3 活き活きと働けるまちづくり

基本施策11 農林水産業の振興

細施策28

農業の振興と基盤の整備・保全

目指すまちの姿

農地を守り、誰もが活き活きと農業を営むことができるまち

■現状と課題

鳥獣による農作物への被害

シカやサルによる被害が増加傾向にあり、農業者の生産意欲の衰退や安定した農業経営に支障が生じるとともに、農地の荒廃が懸念されます。また、有害鳥獣捕獲隊の高齢化及び減少により、捕獲業務に支障が生じる可能性があります。

後継者不在と労働力不足

後継者不在等による農地の荒廃や、農業者の高齢化等により、農産物の生産力低下が懸念されます。

耕作条件不利地の遊休化や農業用施設の老朽化

小区画や不整形等、耕作条件が悪い農地を担い手等が借り受けないケースが増加傾向にあり、農地の遊休化が懸念されます。さらに、農業用施設の老朽化等による農業生産活動への支障も課題となっています。





目標実現のために取り組むこと

①鳥獣害対策支援の充実

- ・ 農業者の生産意欲の向上と農地保全のため、侵入防止柵の整備を支援します。
- ・ 有害鳥獣捕獲隊、集落や担い手と連携し、集落での捕獲や追い払い等の活動を促進します。

②後継者の育成・確保と経営安定化支援の充実

- ・ 後継者不在の担い手等に対し、県等関係機関と連携して農業経営の継承を進めるとともに、法人化や広域化を促進します。
- ・ 県等関係機関と連携し、町内での新規就農の支援や集落営農の組織化および集落内での人材育成・確保のための支援を行います。
- ・ 農業者の経営の安定と発展、農産物の生産促進のための支援を行います。
- ・ 新ゴミ処理施設の余剰電力を活用した園芸施設の整備について調査・研究を行います。
- ・ 南条S A周辺地域振興施設（道の駅）整備等に伴う農産物等の販売支援を行います。
- ・ 農業経営の効率化を図るため、農地の集積・集約化を促進します。

③保全活動支援と基盤整備の実施

- ・ 農地保全と耕作放棄地発生抑制のため、地域や担い手が実施する保全活動等に対して支援を行います。
- ・ 安定した農業生産活動のための基盤整備を実施します。
- ・ 耕作条件不利地における小区画農地の圃場整備（区画整備）を推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
有害鳥獣による農作物への被害額	千円	8,305	4,069
水稻を除く主要農産物（大麦、大豆、そば） 作付面積	ha	108.4	116.1
農用地利用集積率	%	56	65
農業の担い手数	経営体	46	48

第3章

基本目標3 活き活きと働けるまちづくり

基本施策11 農林水産業の振興

細施策29

林業の振興と森林資源の確保

目指すまちの姿

健全な森林整備により、資源豊かで環境保全に資することのできるまち

■現状と課題

森林の荒廃化

世代交代等に伴い、森林境界が不明確となり、森林整備が減退しています。さらに、不在地主や町外地主による森林整備に対する意欲の減退により、森林荒廃の拡大が懸念されます。

林業従事者の減少

木材価格の低迷により、森林経営に対する所有者の意欲が減退しています。このため、森林地主の森林整備への意欲減退や、森林組合等の林業施業体に対する施業の減少による経営の低迷等により、林業従事者が減少しています。





目標実現のために取り組むこと

①造林事業の推進

- ・間伐の実施による、適切な森林管理に努めます。
- ・路網整備により、木材搬出経費の軽減を図り、木材価値の向上に努めます。
- ・森林境界の明確化を促進し、森林整備を進めます。
- ・森林環境税を活用した里山の人工林の把握と、森林整備の意向調査を促進し、森林全体における整備計画の策定を進めます。

②森林組合等の林業施業体の育成

- ・計画的な森林整備による、森林組合をはじめとする林業施業体の育成を推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
林業施業面積（年）	ha	160.2	130.0
間伐材搬出量（年）	m ³	1,314	1,500
作業道（路）の総延長	km	92	127

第3章

基本目標3 活き活きと働けるまちづくり

基本施策11 農林水産業の振興

細施策30

水産業の振興と漁業関連施設の整備・長寿命化

目指すまちの姿

豊かな海洋資源と水産業の恩恵を感じることができるまち

■現状と課題

漁業関連施設の老朽化

昭和50年代から整備されてきた漁業関連施設の老朽化に伴い、施設の長寿命化や改修が求められています。

漁業資源の減少

近年の異常気象等により、漁獲量の増減があり、安定した漁業資源の確保に課題があります。

後継者の不足

少子高齢化等の社会現況に伴い漁業後継者が減少するとともに、所得等により新規就業者が不足しています。





目標実現のために取り組むこと

①漁業関連施設の長寿命化

- ・ 漁港施設を計画的に保全管理し、施設の長寿命化と機能維持に努めます。
- ・ 海岸保全施設等の改修・整備を行います。

②漁業資源の保護と増殖

- ・ 栽培漁業³⁷により漁業資源を増やし、安定的な漁業資源の確保に努めます。
- ・ 大型漁礁の設置を促進します。

③水産業振興および後継者の育成・確保

- ・ 定置網漁業への支援を行います。
- ・ 福井県の水産カレッジ³⁸を活用し、新規就業者確保に努めます。
- ・ 安定した漁獲量の確保等により、漁業後継者確保を促進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
漁獲量（年）	t	716	1,220
新規漁業者	人	0	5

³⁷／栽培漁業：生物を人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、漁業の促進を図るシステム
³⁸／水産カレッジ：福井県で漁業、養殖業に新たに就業を希望する者を対象に、地域で漁業者として生活していくために必要な知識の習得を目的とする研修機関

第3章

基本目標3 活き活きと働けるまちづくり
基本施策12 商工業の振興

細施策31

商工業の振興と雇用の促進

目指すまちの姿

事業者の経営が安定し、新しい事業が生まれ、働く人が活躍できるまち

■現状と課題

労働力の不足

商工会に対する支援や、制度融資による経営強化の支援を進めていますが、人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、事業維持や拡大のための人材の確保が困難になりつつあります。労働力不足により、事業者の安定した経営に支障が生じるとともに、町内への新規企業の参入にも影響が出ています。

後継者の不在

経営者の高齢化や後継者不在等の理由により、事業承継が困難になるケースが増えています。これにより、廃業する店舗が増加し、買い物の場所が減少することで住民の利便性の低下や、町のイメージ低下が懸念されます。

企業の誘致

工業振興条例³⁹による奨励措置（用地取得助成金、工場設置促進助成金、雇用促進奨励金）や空き工場等活用助成金等による支援を進めているものの、町外からの進出は乏しく、雇用の場の創出が停滞している状況です。

また、大規模な用地の確保も容易ではなく、併せて財政負担が大きくなることも課題ではあるものの、企業活動の活性化および安定した雇用の確保に向けた措置が必要です。

南条S A周辺地域振興施設（道の駅）の整備

南条S Aは、北陸自動車道における県内唯一のサービスエリアであり、多くの人に立ち寄られています。南条S Aを貴重な地域資源と捉え、観光振興および地域活性化の拠点として整備・活用していく必要があります。

39／工業振興条例：本町における工業者の育成と企業の立地促進を図るため必要な奨励措置を講じ、もって工業の振興と雇用機会の拡大を図り、本町産業の発展に寄与することを目的とする条例



■ 目標実現のために取り組むこと

①経営安定化支援の充実

- ・町内事業者の安定した経営のため、社会経済状況に即した、必要かつ合理的な設備資金や運転資金の融資や利子補給を実施します。
- ・商工会と連携し、町内での消費喚起や人材確保のための支援を行います。
- ・地域資源を活用した新商品開発等の取組に対する支援を行います。

②事業承継者の育成

- ・後継者不在の町内事業者等に対し、商工会と連携し相談窓口を設置します。また、関係団体にて実施される事業承継に関するセミナーの活用を促進します。
- ・事業承継に伴う新分野への参入や新規創業への支援を行います。

③企業誘致の促進

- ・本町への立地を確実なものとするため、企業動向の把握を行うとともに、充実した優遇措置や立地環境の良さ等、地域の強みを積極的に発信します。
- ・既存事業者への優遇措置を活用した事業拡張への働きかけを促進します。
- ・工業団地造成の検討を引き続き行います。
- ・国内の各自治体と連携し、民間事業者が展開している道の駅併設型のホテル事業を、南条S A周辺地域振興施設（道の駅）への誘致に取り組みます。

④南条S A周辺地域振興施設（道の駅）整備事業の推進

- ・地理的条件を活かし、本町の玄関口および観光拠点として、施設利用による経済収入の確保や地域情報の発信による地域への誘導を図ります。
- ・地元の農林水産物、特産品の販売をはじめ、地域ならではの食も提供することにより、地域の魅力を発信するとともに、地元生産者の所得向上や流通の多様化を進め、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。
- ・安心して利用できる良質な休憩施設を提供するとともに、正確かつ迅速な道路情報の発信に努めます。

■ 成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
町内事業所数	事業所	399	399
町内事業所従業員数	人	2,657	2,657
企業誘致数	件	0	1

第3章

基本目標3 活き活きと働けるまちづくり

基本施策13 観光の振興

細施策32

観光基盤の整備充実と情報発信の強化

目指すまちの姿

観光でこころひとつになり、活力ある地域が創造されるまち

■現状と課題

観光を取り巻く環境の変化

人口減少や少子高齢化等、社会構造の変化が急速に進む中で、本町においても地域の活力の維持・向上が喫緊の課題となっています。その対応策として、経済効果や雇用効果等をもたらす観光への取組が非常に有効であり、観光は「地方創生の切り札」とされています。

本町においては、観光客入込数や宿泊客数の減少に対応すべく、町観光連盟による旅行業の取得、南条観光協会の発足等新しい動きがはじまっています。さらに、北陸新幹線福井・敦賀開業や南条S A周辺地域振興施設（道の駅）整備のほか、大阪・関西万博2025等の大規模な国際イベントの開催等、誘客拡大の好機が到来します。この機を最大限に活かし、地域が一丸となって観光に取り組み、観光客目線の情報発信や受入環境整備等を行う必要があります。





目標実現のために取り組むこと

①観光資源の魅力向上と観光基盤づくりの推進

- ・今庄宿、河野北前船主通り、旧北陸線トンネル群等の観光資源の磨き上げや新たな観光コンテンツの造成等により、旅行先として選ばれる地域になるよう魅力づくりを図るとともに、新たな観光ルートの提案等、観光客の周遊滞在を促進します。
- ・行政や観光関係事業者だけでなく、地域一体となって観光に取り組む基盤づくりを推進します。

②観光資源が持つ歴史的背景等の再認識と情報発信の促進

- ・一つ一つの観光資源が持つ歴史的背景や伝統・文化等、魅力あふれるストーリー（物語）にスポットを当て、観光客の知的好奇心を刺激し、個々のブランド価値を高めます。
- ・観光素材のデジタル情報化、SNS等を活用した発信・拡散を促進することなどにより情報の接触機会を高めるとともに、観光客一人一人のニーズに沿った情報発信を行うことで、観光意欲度を高め、誘客を拡大します。

③インバウンド対策の充実

- ・国や地域ごとに求められる情報の的確な発信や外国人向けの観光コンテンツの開発、多言語化や無料公衆無線LAN環境の整備、町内事業者における受入意識の醸成等、外国人の心をつかむインバウンド施策の展開により、海外からの誘客を拡大します。

④快適な旅行環境の整備

- ・観光地のトイレ洋式化等観光インフラの整備、二次交通の利便性向上等により観光客の快適性を高めるとともに、住民にとっても快適な暮らしにつながる持続可能な観光施策を展開し、地域社会と観光との共生を図ります。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
観光客入込数	人	572,854	780,000
宿泊客数	人	38,487	50,400
観光ボランティアガイド利用者数	人	15,013	18,500
観光情報サイト閲覧者数	人	58,788	75,000
観光情報サイト閲覧回数	回	84,500	150,000
町主催3大イベント（そばまつり・はすまつり・夏まつり）入込客数	人	35,057	59,000

第3章

基本目標3 活き活きと働けるまちづくり

基本施策13 観光の振興

細施策33

公共施設管理公社の利用促進

目指すまちの姿

観光来訪者へのおもてなしができるまち

■現状と課題

公共施設の円滑な管理とサービスの向上

収益施設の効用を最大限に発揮し財政の健全化を図るため、民間委託を推進し、花はす温泉そまやまや鉢伏山一体施設については、指定管理者との相互協力により施設の適正かつ円滑な管理運営に努めています。

町全体では、多くの公共施設の老朽化が進み、維持管理費用は増加の一途を辿る中、厳しい財政状況と人口減少・高齢化による利用需要の変化に対応した最適な配置の実現が求められています。

限られた財源の中で、真に必要とされる公共施設のサービスを継続的に提供していくとともに、観光・文化・レクリエーションの振興に関する事業を実施することにより、施設利用者へのサービスの向上と住民福祉の増進に寄与していくことが求められています。





目標実現のために取り組むこと

①受け入れ環境の整備と充実

- ・歴史・文化遺産や景観等観光拠点と連携を図りながら、食事・宿泊施設や体験プログラムの提供等、滞在型観光に対応できる受け入れ環境の整備・充実を図ります。

②誘客プロモーションの展開

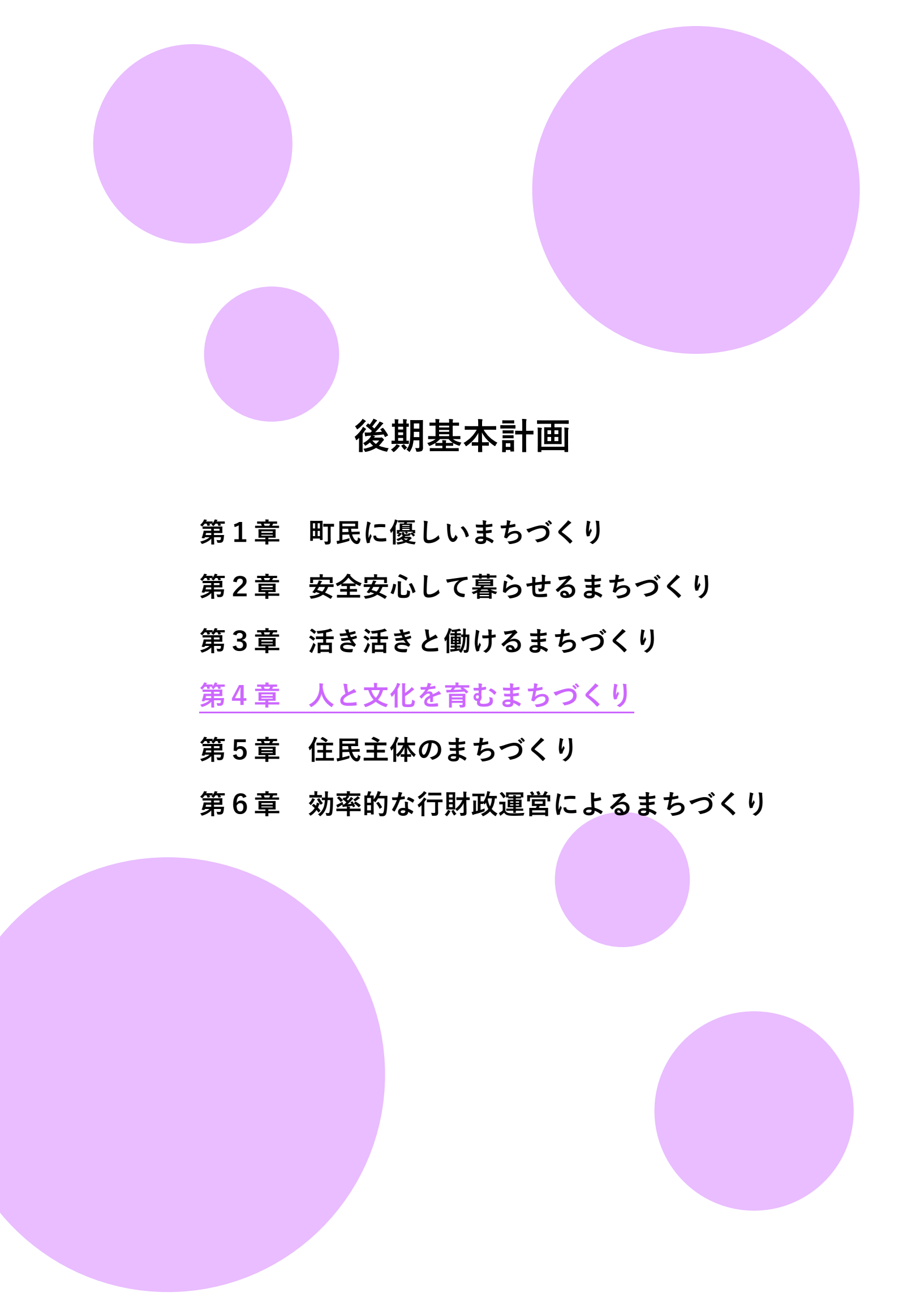
- ・町の魅力を強力に情報発信するため、A Rによる映像や紹介ビデオを制作し、個人旅行者や教育旅行団体等をターゲットにした誘客プロモーションを展開します。
- ・鉄道遺産や山登り等、観光資源の磨き上げを実施し、着地型観光商品の開発に取り組みます。

③状況の変化に応じた適正なサービスの提供

- ・施設の老朽化や人口減少、高齢化等による利用状況の変化に鑑み、施設の維持管理に関する中長期計画を策定します。
- ・今後のサービスのあり方や施設の存続等の検討を継続し、サービスの提供の適正化を図ります。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
7 収益施設の入込数	人	152,792	160,000



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 生き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備

細施策34

就学前の教育・保育の充実と連携の強化

目指すまちの姿

保育と教育が連携して進める取組により、
こころ豊かな子どもたちが育つまち

■現状と課題

幼児教育と小学校教育の連携強化

小学校区ごとに接続推進計画⁴⁰を作成していますが、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を行うためには、保育教諭や保育士と小学校教諭がともに学び、知識や指導技術の向上が必要です。

家庭保育への支援

本町では、共働き世帯の比率が県内でも高く、低年齢児から保育所等に預けることで、乳幼児と保護者が家庭で過ごす時間が減少することにより、家庭保育の力の低下が懸念されます。



40／接続推進計画：保育所・幼稚園が課題や知識、経験を共有し、小学校へと円滑につなげていく取組



目標実現のために取り組むこと

①幼小接続の強化

- ・幼小接続講座⁴¹について校区ごとの保育教諭や保育士、小学校教諭に対し揃っての参加を促し、こども園や保育所等と小学校とのさらなる連携強化を図ります。

②家庭保育への支援

- ・子育て支援センターや保育所等に家庭教育アドバイザーを派遣し、保護者や祖父母等を対象とした研修や支援を行います。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
保育教諭、保育士および小学校教諭の年間研修参加人数	人	16	20
家庭保育の質を高めるアドバイザーの派遣	回	4	8

41／幼小接続講座：福井県内の教育関係者を対象とした、幼小接続に関する講座

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備

細施策35

「生きる力」を育む学校教育の充実

目指すまちの姿

児童生徒が心身ともに健全で、自ら学び考え行動する力を育むまち

■現状と課題

グローバル社会への対応

令和2年度からの小学校における外国語教育の必修化に伴い、外国語教育の充実が求められており、グローバル社会に対応するための国際感覚やコミュニケーション能力を身に付ける必要があります。

不登校や気になる児童生徒への支援

不登校や支援・配慮を必要とする児童生徒の増加がみられるため、学校への復帰や学校生活におけるサポートが必要です。

キャリア教育の推進

学校におけるキャリア教育⁴²は、座学中心の学習が多いため、それに加えて職場体験活動を行うことも大切です。

42／キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自らの役割の価値等を見いだしていく積み重ねの発達を促す教育



■目標実現のために取り組むこと

①外国語教育の充実

- ・生の外国語に触れる機会を提供するため、外国人の外国語指導助手を配置します。
- ・外国語指導助手を有効活用するための教員研修を実施します。

②不登校や気になる児童生徒への支援の充実

- ・教育相談員や支援員（特別支援教育支援員・学習生活支援員）を配置するとともに、不登校対策として適応指導教室⁴³つばさでの指導を行います。

③職場体験事業の実施

- ・将来における職業観を養うことを目的として、町内事業所における職場体験活動『キャリアチャレンジ14』を実施します。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
小学校外国語教育の講師	人	2	2
外国語教育研修の実施回数	回	0	2
長期欠席者の割合	%	1.09	0.33
キャリアチャレンジ14で「充実して仕事を終えた」と感じる生徒の割合	%	77.3	80.0

43／適応指導教室：不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立を支援する施設

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備

細施策36

安全な教育環境の整備

目指すまちの姿

安全安心で、児童生徒が快適に学ぶことができるまち

■現状と課題

ＩＣＴ環境の整備

ＩＣＴ⁴⁴機器の経年劣化やＯＳサポート期間の終了等により、機器の新規導入や更新が必要になるとともに、情報セキュリティの強靱化に向けたＩＣＴ環境の整備が求められます。

多様化する登下校時の対策

スクールバスの安全な運行、通学路の危険箇所に対する関係機関への改善要請、ボランティアによる登下校時の見守り活動等を実施していますが、近年、獣害対策や不審者対策に加え、児童生徒数の減少により通学班の人数を確保できない集落があるなど、考慮すべき事柄が多様化しています。

学校の適正な配置と管理運営

学校の適正な配置と管理運営を行うため、小中学校再編方針の策定を進めています。

学校設備の整備

近年の異常気象を踏まえて、平成30年4月に学校環境衛生基準⁴⁵が改正され、教室等の適正温度は17度以上28度以下が望ましいとされるようになりました。そのため、空調設備の設置の促進が求められます。また、体育館の照明に使用されている水銀灯についても製造終了となるため、ＬＥＤへの更新が必要です。

44／ＩＣＴ：情報通信技術の略語であり、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語

45／学校環境衛生基準：学校における児童生徒等および職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定めた基準



■ 目標実現のために取り組むこと

① I C T 化の推進

- ・学校教育関係法令や文部科学省の整備方針に基づき、計画的に整備を進めます。
- ・機器の整備後においても、更新は随時実施します。
- ・情報セキュリティの強靱化を促進し、より強固な I C T 環境の構築を進めます。

② 登下校時の安全確保

- ・スクールバスの運行範囲は、地域の実情等を考慮した上で、家庭・地域・学校協議会等の場において検討します。
- ・登下校時の見守りについては、ボランティアによる活動の継続を働きかけます。

③ 学校の適正な配置と管理運営の推進

- ・小中学校再編の方針に基づき事業を推進します。

④ 学校設備の整備の促進

- ・すべての教室で適正温度が維持できるよう、空調設備の設置を促進します。
- ・体育館照明機器の L E D への更新を進めます。

■ 成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
学習者用可動式 P C の整備割合	%	0.0	33.3
安全推進会議の開催回数	回	0	1
教室の空調設備の設置割合	%	61.2	100.0

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備

細施策37

地域・家庭教育の推進

目指すまちの姿

学校・家庭・地域の連携プレーにより、
子どもたちへの教育が行き届くまち

■現状と課題

家庭教育講座の開催

こども園、保育所および小学校の各施設において、家庭教育に必要な子どもとの遊び方や接し方等を学ぶ家庭教育講座を年1回開催し、保護者等に家庭教育の大切さを周知しています。

保護者間・世代間交流の実施

こども園や保育所、小学校で行われる行事や児童館で行う放課後子ども教室を通じて、保護者間・世代間交流をそれぞれ実施しています。

補導委員活動の再構築

補導委員の資質向上のため、年1回視察研修を実施していますが、委員の参加が少ない状況です。また、巡回による補導実績はありませんが、活動回数を増やしながら活動内容の充実が大切です。

学校ボランティア登録者数の維持

各学校においてボランティア登録の周知を行い、登録者による読み聞かせ等の活動を行っていますが、児童数の減少とともにボランティアも集まりにくくなっています。



目標実現のために取り組むこと

①家庭教育講座の充実

- ・家庭教育講座を定期的に開催し、保護者同士の交流や親子での研修回数と参加者を増やすことで家庭教育の促進を図ります。

②保護者同士の学び合いの場の提供

- ・こども園や保育所、小学校で行う行事や児童館で行う放課後子ども教室等を通じて、保護者間・世代間交流の場を提供します。

③補導委員の資質向上と巡回補導活動の充実

- ・研修の必要性を周知するとともに、参加しやすい研修内容を構築することにより、研修参加者の増加を図ります。
- ・補導委員による夜間も含めた巡回補導活動を実施しています。

④学校ボランティア活動の充実

- ・児童数は減少していますが、ボランティア数の維持を目標とし、活動の充実を図ります。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
家庭教育講座の開催回数	回	7	8
児童館等における世代間交流の回数	回	12	15
補導委員の知識向上（講習会開催数）	回	1	3
補導委員に不良行為で指導された青少年の数	人	0	0
学校ボランティアの登録者数	人	43	45

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備

細施策38

個々のニーズに応じた教育の充実

目指すまちの姿

障害のある子どもたちが適切な教育支援を受けられるまち

■現状と課題

支援体制の構築

特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対する支援を充実させるためには、保護者をはじめ関係機関や担任の先生等との連携により個々の支援計画を作成することが大切です。

就学時の円滑な移行支援

こども園や保育所等から小学校へ、小学校から中学校への進学時において、移行支援会議⁴⁶は実施されていますが、個別の教育支援計画・指導計画「子育てファイルふくいっ子⁴⁷」を活用した移行支援を積極的に進める必要があります。

46／移行支援会議：入学前の2月～3月に行われている幼保・小、小・中間の支援の引継ぎ

47／子育てファイルふくいっ子：子どもの状態を分かりやすく目にみえる形にすることにより、子どもの傾向や対応を確認するためのファイル。特殊な知識や専門性を必要とせず、客観的な把握が可能で、赤ちゃんから成人まで時間的変化の確認も可能



目標実現のために取り組むこと

①特別支援教育の周知啓発

- ・インクルーシブ教育⁴⁸の充実のため、障害のある児童生徒への支援についての周知啓発を促進します。

②円滑な移行支援の実施

- ・「子育てファイルふくいっ子」を活用した円滑な移行支援を推進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
個別の支援計画・指導計画の作成割合	%	68.8	100.0

48／インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害者と障害のない人が共に学ぶ仕組み

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策14 豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備

細施策39

ふるさと教育の推進

目指すまちの姿

子どもたちがふるさとへの愛着を持ち、
自ら学び、自ら考え、自ら行動するまち

■現状と課題

地域人材を活用したふるさと教育の実施

教育活動サポート人材バンク制度を活用し、地域人材を活かしてふるさと南越前町を学ぶ学習に取り組んでいますが、登録、活動している人材が限られているため、学習の幅が広がりにくくなっています。また、各学校において、合併前の旧町村ごとの伝統的な食文化や郷土芸能に関する体験学習は行っていますが、さらに町全体についての体験学習にも取り組み、ふるさと南越前町の魅力を知ることが大切です。

グローバルな視野を持った人材の育成

中学校において、地域課題を発見・解決する学習を行っていますが、さらに国際感覚やコミュニケーション能力を養うための体験学習を行い、国際社会からみたふるさと南越前町のすばらしさを学ぶことが必要です。





目標実現のために取り組むこと

①ふるさと教育のさらなる充実

- ・教育活動サポート人材バンクの登録人材の充実および積極的な活用を図ります。
- ・人材バンクの講師や地域の方を招き、伝統文化に関する体験学習の一層の充実を図ります。
- ・各地区の歴史や文化の体験や部活動間の交流等、南越前町全体で子どもたちが交流する場の提供を進めるとともに、異年齢交流や世代間交流に至る支援も推進します。
- ・ふるさと南越前町での暮らしや食について考える機会を提供します。
- ・小学校でふるさと南越前町を学ぶための副読本「わたしたちの南越前町」の見直しを行います。

②グローバルな人材の育成

- ・国際感覚やコミュニケーション能力を養い、広い視野を持ってふるさと南越前町を考える人材を育てるために、友好交流協定を締結している台湾・台南市白河区との交流を実施します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
人材バンク派遣回数	回	67	80
学校間の交流回数	回	24	26
子どもとお年寄りの交流回数	回	12	15
友好交流協定締結都市との中学生同士の交流回数	回	0	隔年に 1 回実施

目指すまちの姿

住民みんなが積極的に学習意欲を持ち、より豊かな人生を求めるまち

■現状と課題

図書館の利用促進

平成30年度に図書館システムを更新し、システムを介したスムーズな資料や情報の提供を行っています。住民の知的好奇心や読書意欲に応える選書、必要とする文献や参考図書の照会や検索対応の充実、移動図書館の実施等により、さらなる利用促進を図ることが必要です。

子どもの読書活動の推進

近年は、若い世代の読書離れが懸念されており、子どものうちから読書に親しむ習慣をつくることが重要です。図書館司書による読み聞かせや、ブックスタート⁴⁹等の取組を通して、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

郷土に関する資料の収集

町の財政状況の厳しさから、地域の公共図書館が率先して収集すべき地域資料が十分に購入できていない状況にあり、貴重な資料の散逸が懸念されます。地域における情報・文化拠点として、継続して積極的・網羅的な地域資料の収集、整理、保存、提供に努めることが必要です。

生涯学習講座の内容について

生涯学習講座の参加者は、60歳以上が大半を占めており、若年層・生産年齢層の参加が少ない現状で、講座内容に工夫を凝らす必要があります。

公民館の利活用

公民館は、住民相互の親睦や生きがいづくりに大きな役割を果たしています。今後は、公民館を拠点に住民が主体的に地域に参画することにより、地域住民の多様なニーズに沿った活用を進めることが求められます。

49／ブックスタート：乳児健診時に絵本を配本することにより、赤ちゃんの時から本に接してもらうことで、言葉と心を育てようとする活動



目標実現のために取り組むこと

①図書館システム更新

- ・令和5年度に図書館システムを更新し、効率的・効果的な図書館サービスの提供を継続します。

②ブックスタート事業

- ・子どもの読書を習慣づけるため、乳幼児の頃から本に親しむブックスタート事業を実施します。

③地域資料の収集

- ・地域に関わる貴重な資料を継承していくために、地域資料の積極的・網羅的な収集に努めます。

④誰もが参加したくなるような生涯学習講座の選定

- ・社会教育委員等、幅広い意見を集約し、誰もが参加したくなるような講座を選定するとともに、若年層や生産年齢層が講座に参加しやすい日時や内容を設定します。

⑤公民館の利活用と施設整備の基本的な計画の策定

- ・運営管理も含めた公民館のあり方を検討し、それに基づき整備の基本的な計画を策定します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
人口一人あたりの年間貸出冊数	冊	4.3	4.9
図書館の利用促進（年間来館者数：三館合計）	人	20,776	24,500
子どもの読書活動の推進 （移動図書館の年間実施回数）	回	135	135
子どもの読書活動の推進 （読み聞かせ・おはなし会の年間実施回数）	回	19	20
生涯学習講座の生産年齢層の参加率	%	12.0	30.0

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策15 生涯にわたる学習社会の充実

細施策41

生涯スポーツの振興

目指すまちの姿

住民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、
いつでもどこでもスポーツを楽しめるまち

■現状と課題

生涯スポーツの推進

地域における自主的なスポーツ活動の展開として、スポーツ競技団体やスポーツ少年団、老人クラブ等が多種多様なスポーツ活動を行っています。また、町スポーツ協会やスポーツ推進委員等との連携により、各種スポーツ大会や教室を開催しています。

競技スポーツの推進

誰もがスポーツに親しめる環境を構築するため、競技スポーツの育成を進めるとともに、県や町のスポーツ協会主催のリーダー講習会や実技研修会等に参画し、指導者や審判員の育成に取り組んでいます。

体育施設の整備

地域の要望に応じた競技用具の購入、老朽化した競技用具の更新等を計画的に進めることで、地域におけるスポーツ活動を促進します。また、既存の体育施設には老朽化が進んでいる施設もあり、適正に維持管理を行うことが必要です。





目標実現のために取り組むこと

①ニュースポーツの促進

- ・子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツ⁵⁰の大会や講習会を開催することにより、身体を動かす機会を提供します。

②競技スポーツの支援・育成

- ・スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめとした関係団体を支援し、選手・指導者の育成に努めます。

③体育施設の維持管理

- ・地域におけるスポーツ活動の場を確保するため、体育施設の維持管理を適切に行い、住民が気軽に運動できる環境づくりを進めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
ニュースポーツ講習会の参加者数	人	219	350
町内小学校児童数に対する スポーツ少年団加入者の割合	%	38	41
花はす早朝マラソンの参加申込者数	人	2,985	3,000
町民スポーツ祭の参加者数	人	375	360

⁵⁰／ニュースポーツ：グラウンドゴルフ、インディアカ、スティックリング等、新しいスポーツ種目の総称で、体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰もがができるスポーツ

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策16 歴史文化の継承と芸術文化の振興

細施策42

歴史・伝統文化の保存と継承

目指すまちの姿

歴史・文化や景観を守り育て、活動・イベント等により活用し、
身近に感じることができるまち

■現状と課題

文化財保存の担い手不足

地域固有の優れた歴史・伝統文化を文化財として指定するとともに、保存継承活動を担う団体等の支援をしています。しかし、人口減少により文化財保存の担い手が不足しつつあり、保存継承活動の弱体化が懸念されます。

歴史の道・史跡・文化的景観の保存と活用

本町は古くから交通の要所であったことから、北陸道や馬借街道といった歴史の道や数多くの城跡が残っており、木ノ芽峠や湯尾峠、馬借街道、杣山城跡等の整備を行っています。また、越前海岸の水仙畑等、優れた文化的景観の保存と活用に努めています。

歴史的建造物の保存と活用

街道の宿場町として発展した今庄宿や板取宿、北前船の海運業に従事した河野浦の船主集落に残る歴史建造物の保存・活用を図っています。今庄宿では、伝統的建造物群保存対策調査、歴史資料調査を、国重要文化財の指定を受けた中村家住宅では、保存修理に関する事業、歴史資料調査をそれぞれ実施しています。

板取宿に残る4棟の茅葺き民家と木ノ芽峠前川家については、屋根の差し茅等部分的な修復を繰り返してきましたが、整備後20年以上が経過していることから老朽化が進んでいます。入居者の生活にも支障をきたすおそれがあるため、屋根全面の葺き替え等本格的な修繕が必要です。歴史的建造物の老朽化により、保存・活用が十分に図られないまま取り壊され、地域の歴史文化資源が失われることも懸念されます。



■ 目標実現のために取り組むこと

①文化財ネットワークの構築

- ・文化財を中心としたネットワーク構築のため、文化財保存継承団体や個人に対して、文化財サポーターへの登録の呼びかけや交流活動を進め、文化財保護思想の普及を図ります。

②歴史の道・史跡・文化的景観の整備・活用の推進

- ・国指定史跡杣山城跡では、地域の歴史遺産の中核として適切な保存と効果的な整備・活用を図ります。
- ・城主の居館跡や山頂の山城跡においては、遺構の復原整備や解説板の設置等の整備を行います。
- ・越前海岸の水仙畑と農村景観については、重要文化的景観の選定後に、関係部局とも連携して水仙栽培の継承や獣害対策に取り組めます。

③歴史的建造物の保存・活用の推進

- ・歴史的建造物を地域の歴史文化資源として次世代に継承していくため、歴史的建造物の保存・活用を推進します。
- ・今庄宿では、重要伝統的建造物群保存地区⁵¹選定後に、修理・修景事業を実施し、地区全体に対し一体的な保存・整備を行います。
- ・中村家住宅では、保存修理工事とともに保存活用計画を策定し、公開活用に向けた整備を行い、北前船主の館右近家とともに歴史文化資源の面的・一体的整備を実施します。
- ・板取宿および木ノ芽峠一帯については、保存管理方針を検討し、茅葺き民家の適切な保存と活用とともに旧街道沿いの景観や歴史文化資源の維持に努めます。

■ 成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
杣山城跡の来訪者数	人	86	200
今庄宿（重伝建地区への）来訪者数	人	22,172	30,000
中村家（公開）入館者数	人	1,116	16,000
文化財サポーターの登録者数	人	20	85

51／重要伝統的建造物群保存地区：城下町、宿場町、門前町等、全国各地に残る歴史的な集落・街並みで、特に価値が高いものとして国が選定した地区

第4章

基本目標4 人と文化を育むまちづくり

基本施策16 歴史文化の継承と芸術文化の振興

細施策43

芸術・文化の振興

目指すまちの姿

住民みんなが、心身ともに豊かな芸術文化にふれあえるまち

■現状と課題

文化会館の運営維持

南条文化会館は、町内外の各種団体の発表会や研修会のほか、町外の中学校や高校の吹奏楽部による強化練習での長期利用等、文化芸術の拠点施設としての役割を担っています。

一方、施設および設備の老朽化に伴い、大規模修繕や大規模改修が想定されるため、施設利用への影響が懸念されます。

自主事業公演の設定

住民の文化芸術に対する関心を高めるために、小さい子どもから老若男女が楽しめるさまざまなジャンルの公演を実施しています。しかしながら、集客にムラがあるため、住民や観客のニーズに沿った演目の設定が必要です。

文化芸術活動の推進

文化協議会⁵²では、主体的な文化芸術活動を行っていますが、会員の高齢化による脱会・新規会員の加入減等により会員数が減少しているとともに、既存サークルの休会・退会によりサークル数も減少しているため、活動の衰退が懸念されます。

⁵²／文化協議会：町の文化活動の拡がりを目的とした協議会



目標実現のために取り組むこと

①文化会館の延命対策と利用促進

- ・計画的な修繕の実施と維持管理に努め、施設の延命化を図ります。
- ・文化芸術の拠点施設として、町内外の利用者に対しさらなる利用促進を図ります。

②自主事業公演の実施

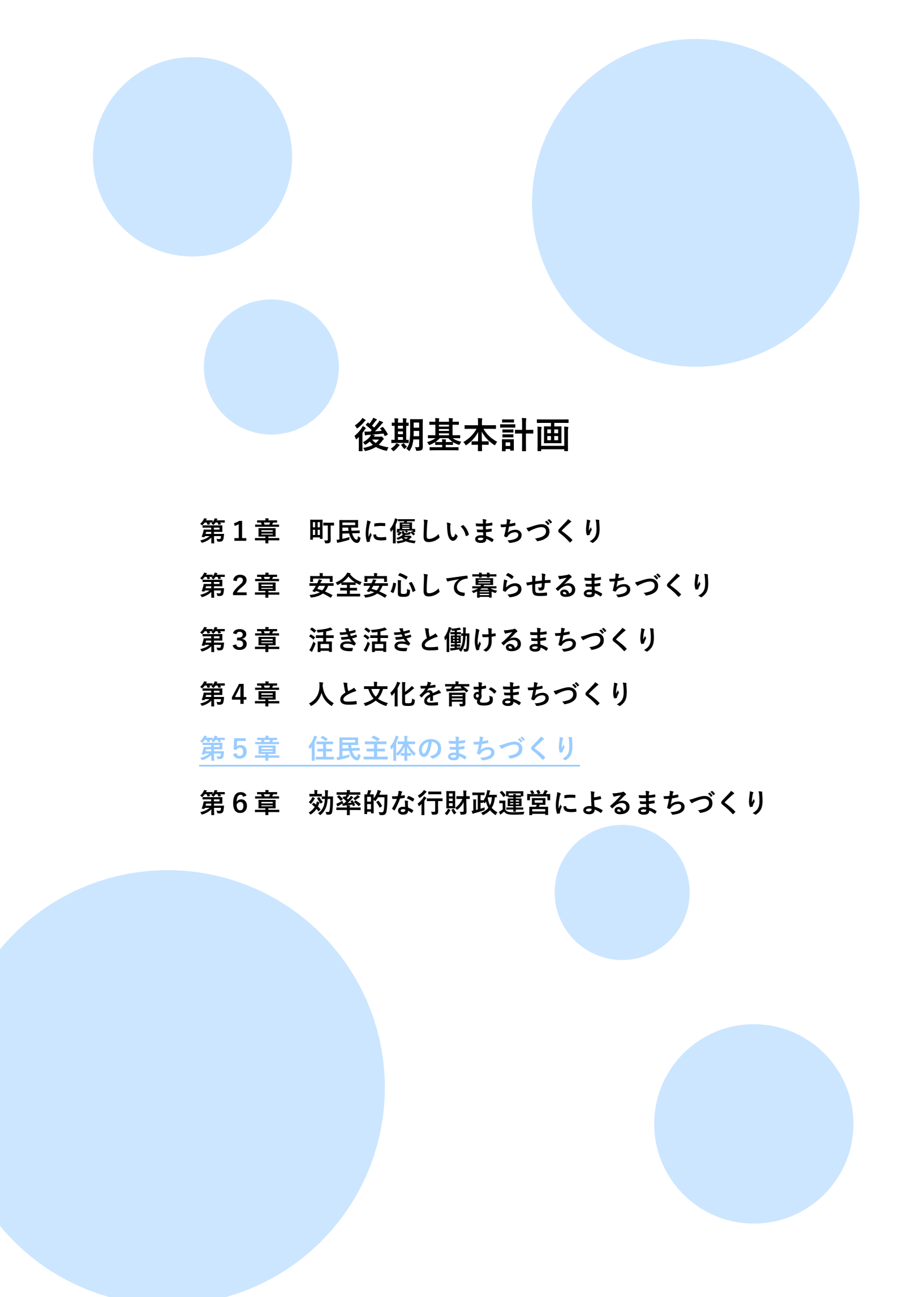
- ・観客のニーズに沿い、魅力ある文化芸術作品の自主事業公演を実施します。

③文化協議会の活動支援

- ・文化協議会の啓発活動を推進します。
- ・既存会員による新規会員の勧誘を行います。
- ・生産年齢層の加入が見込めるようなサークルの創設を促進します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
文化会館大ホール・ロビー展示等の 延べ利用日数	日	110	114
自主事業公演集客率 （総客席数に対する入場者数割合）	%	72	80
文化協議会加盟団体数	団体	53	53



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 生き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

目指すまちの姿

住民と行政が協働して地域課題の解決に取り組むまち

■現状と課題

住民の意見・意向の把握

町の政策立案過程において、さまざまな地域、年代、立場の人から意見を求め、把握する取組が不足しています。特に、子育て世代、若年層の意見を聞く機会が少ない現状です。

NPO・ボランティア活動団体の維持

少子高齢化により、NPO⁵³・ボランティア活動の縮小が懸念されます。

住民主体のまちづくりの促進

高齢化集落の増加に伴い、集落の小規模化が進行することで、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、空き家の増加等が問題になるなど、地域コミュニティの環境は厳しい状況にあります。そのため、これまでの「行政主導」から「住民主体」の地域づくりを促進させる必要があります。集落内の課題に対して住民自らが立ち上がり行動を起こせるよう、地域住民の意識の喚起が必要であるとともに、各地域において活動する人づくりや次世代のリーダーとなる人材の育成が求められます。

小規模・高齢化集落の増加

若者の流出や高齢者だけの世帯の集落が増加する中、担い手の不足により集落活動は、困難な状況となり、集落機能の低下も著しく、将来に大きな不安をもたらしています。

中高生が交流できる場の形成

小中学校でのふるさと学習により郷土愛が育まれています。町内に高校がないため、中学校を卒業後は、町内を離れ通学します。町内での交流の場がないことから、ふるさとから目が離れていく現状です。

53/NPO：特定非営利活動の略語で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称



目標実現のために取り組むこと

①積極的な住民の意見・意向の把握

- ・ 審議会等の委員選定の際に、積極的に公募枠を設けます。
- ・ 対象や目的を絞ったアンケートや意見交換会等を行い、広い範囲からの意見や意向の把握を行います。

②NPO・ボランティア活動団体の促進

- ・ 表彰制度を活用し、団体に対する活動意欲の向上を図ります。

③次世代の集落の担い手を育成する講座の開催

- ・ 集落の課題解決や活性化の手法について学ぶ講座を開催し、自発的にまちづくりに関わることのできる人材の育成を目指します。

④自治会（集落）機能の維持

- ・ 地域で生き生きと暮らすため、地域住民の意欲喚起と住民主体の活動が継続して実施できるよう、集落と行政が対話や連携を進めながら、これからも住み続けたいと実感できる活力のある自治会（集落）機能の維持、存続を図ります。

⑤若者が主役の場を形成

- ・ 町内の中高生等の若者が集える場を形成することにより、自分たちが生活している町について考え、自分ごととしてまちづくりに参加できる仕組み等を検討します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
アンケートや意見交換会等の回数	回	0	5
活動団体に対する表彰	回	0	5（累計）
次世代の集落の担い手を育成する講座の受講者数	人	0	100（累計）
自治会（集落）数	集落	74	74
同世代の交流の場に参加している割合	%	16.7	20.0

第5章

基本目標5 住民主体のまちづくり

基本施策17 住民と行政の協働によるまちづくり

細施策45

行政情報の積極的な発信

目指すまちの姿

効果的に情報が発信され、住民理解と協働が得られるまち

■現状と課題

広報内容の充実

年3回～4回の特集記事を企画するとともに、カラー紙面を増やすことにより、魅力ある広報紙づくりを行っています。親しみやすい連載を企画することで愛読者を増やしていますが、今後は、さらに必要な情報を的確に分かりやすく、適時に発信していくことが必要です。

S N S による情報発信

町公式ホームページは平成25年に再構築してから、平成28年に公式フェイスブックを開設し、発信媒体の多様化を図りました。しかし、積極的な情報発信にばらつきがみられます。

自主放送番組の充実

CATV 自主放送「南えちぜんチャンネル」では、行政情報の告知だけでなく、町の身近な話題や行事、保育施設や小中学校の活動風景を週替わりで放送するとともに、大きなイベント等は時間を拡大した特別番組として放送しています。また、「レッツ！マイビデオ」のコーナーでは「ふるさと特派員（一般住民）」が制作した投稿番組を放送するなど、他の自治体にはないような、身近な町の情報の発信を行っています。

住民からは一定の評価や親しみを持って視聴していただけていますが、制作する番組の固定化やふるさと特派員からの投稿数が減少傾向にあること、放送機器の老朽化等が課題となっています。



■目標実現のために取り組むこと

①広報意識の向上

- ・戦略的な情報発信を図るため、広報委員の意識向上に努めます。

②SNSによる効果的な情報発信

- ・利用しやすい魅力的なホームページにリニューアルすることによって、住民理解を促進する効果的な広報に取り組みます。

③住民との距離が身近な自主放送

- ・文字放送による行政情報の発信に加え、職員が出演して短時間でわかりやすく情報発信する番組を制作するなど、新規の番組を企画し、情報発信力の向上を図ります。
- ・ふるさと特派員のモチベーションアップを図り投稿本数を確保するため、活動に尽力された特派員の表彰を行います。また、事前打ち合わせや研修会等を通して、特派員のスキルアップを図ります。
- ・計画的な機器の更新・メンテナンスにより安定した放送の継続を図ります。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
特集記事の掲載回数	回	3	4
H P アクセス件数	件	60,256	62,000
年間自主放送番組数	番組	168	180

第5章

基本目標5 住民主体のまちづくり

基本施策18 共に活躍できる人づくり、まちづくり

細施策46

人権を尊重する教育、啓発の推進

目指すまちの姿

子ども、女性、高齢者、障害のある人、
外国人等すべての人の人権が尊重されるまち

■現状と課題

多様な場面での人権教育の必要性

人権問題についての理解を深めるため、家庭・学校・地域社会等との連携を強めるとともに、多様な場や機会を通じて人権教育を進めることが必要です。

人権に関する啓発

人権問題に対する理解と関心を深めるため、啓発活動を強化することが必要です。

■目標実現のために取り組むこと

①幼児期における人権教育の推進

- ・保育所等において、紙芝居やお絵描き教室等の交流の機会を設けることにより、人権の大切さを学んでもらい、幼児期における人権教育を促進します。

②学校教育における人権教育の推進

- ・小中学校において、人権ポスターや作文に取り組む機会を設けることにより、自分自身を見つめ直し、人権を大切に作る心を醸成します。

③人権啓発活動の推進

- ・まちづくり大会、今庄そばまつり、河野梅まつりや産業物産フェア等のイベントに合わせて啓発物を配布し、啓発活動に取り組みます。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
啓発活動の回数	回	3	4

第5章	基本目標5 住民主体のまちづくり 基本施策18 共に活躍できる人づくり、まちづくり
細施策47	男女共同参画の推進

目指すまちの姿	男女が共に助け合い、地域・職場・学校で 性別にとらわれず活躍できるまち
---------	--

現状と課題

女性の社会参画の推進

行政委員会等の委員において、男女比40%が確保されている委員会は約20%であり、地域をみても、区長をはじめとした各種団体においては依然として男性中心に組織されており、政策や方針決定に女性の意見が反映されにくい現状です。

男女共同参画意識の浸透

若い世代では男女共同参画意識が浸透しつつあり、家事・育児についてもともに助け合うことが増えてきていますが、年齢の高い世代ほど固定的役割分担の意識が根強く、意識改革のハードルが高いことが課題です。

目標実現のために取り組むこと

①南越前町男女共同参画計画の推進

- ・男女共同参画計画に基づく各種事業を実施するとともに、女性の社会参画推進に向けた取組を進めます。

②男女共同参画意識の向上

- ・各種啓発活動、講演会や次世代育成セミナー等を開催し、若い世代を含めた幅広い世代で男女共同参画意識の向上を図り、さらなる男女共同参画の推進に努めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成30年）	目標値（令和6年）
行政委員会構成率（総数における男女比40%）	%	21	30

目指すまちの姿

老若男女が世代を超えて地域ぐるみでまちづくりを担うまち

■現状と課題

社会教育団体の育成と活動の支援

少子化やライフスタイルの多様化に伴い、各社会教育団体⁵⁴の会員数は減少しています。今後は、各社会教育団体が自主的に活動しやすいように支援を継続するとともに、新たな支援体制、組織活性化の方法を模索していく必要があります。

青年団体組織の設立

青年の集まりやつながりは地域力の源であるという認識のもと、青年期での出会いやふれあいはもとより、仲間と協力し、議論をする場として青年団体組織が立ち上がるように支援していますが、町域での組織化には至っていません。



54／社会教育団体：社会教育に関する事業を主たる目的とする団体



目標実現のために取り組むこと

①社会教育団体への助成

- ・子ども会、壮年会、女性団体等、社会教育団体の自主活動を支援することにより、団体活動の継続・拡充に努めます。

②交流の場・機会の創出による青年団体組織の設立

- ・青年が交流できる場の提供を行い、青年団体組織が立ち上がるよう支援します。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
社会教育団体数	団体	3	4

第5章

基本目標5 住民主体のまちづくり

基本施策18 共に活躍できる人づくり、まちづくり

細施策49

交流・移住の促進

目指すまちの姿

多彩な人が集まり、活躍できるまち

■現状と課題

転入の促進

移住相談窓口の設置、オンライン移住相談、移住ホームページの開設等、移住希望者が情報を把握しやすい環境の整備に取り組んでいます。しかし、つながりのない地域への移住はハードルが高く、相談件数が少ない現状です。また、移住検討段階から移住に至るまでには時間を要することから、継続的な取組が重要です。

活躍できる場の形成

日本全体が人口減少の局面を迎えていることから、転入促進のみでは移住者の奪い合いとなり、本町だけが移住者を増やすことは困難です。住み続けたい、住んでみたいと思えるよう、豊かな人とのつながりやチャレンジしやすい場の形成等、総合的・戦略的な取組が必要です。

地域への多様な関わり方の顕在化

働き方・暮らし方の多様化が進んでおり、町外に暮らしながらも町に関わる人（関係人口）や関心を寄せる人が増加しています。社会動向を踏まえながら、町に関わる人の裾野を広げるにより、地域内外の多彩な交流を促進し、地域の課題解決や魅力向上に結びつけていく必要があります。



目標実現のために取り組むこと

①新たな暮らしの促進

- ・本町の多様な魅力を発信するとともに、移住希望者に対する相談・受入態勢の充実に取り組みます。
- ・地域外の若者を積極的に誘致し、地域への定着を図る地域おこし協力隊活動を支援します。

②地域内交流の促進

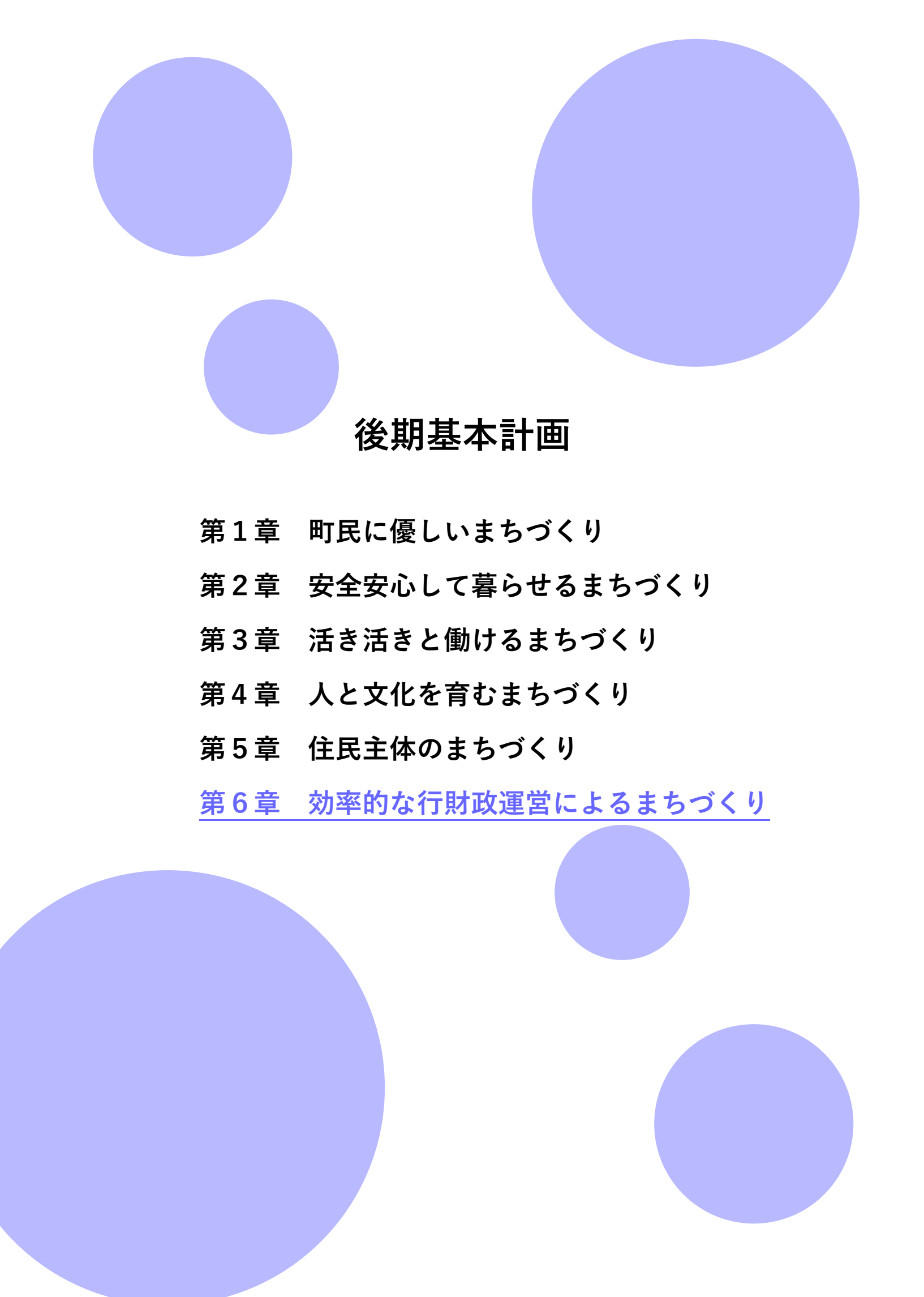
- ・若い世代を含め、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちとなるよう、多彩な人が活躍できる場の形成支援等を検討します。
- ・中長期滞在者から移住希望者までの幅広い層の多様なニーズに対し、仕事を含めた暮らしを総合的に支援できるよう、関係団体との連携により地域産業等の情報を収集・整理し、マッチングを促進します。また、求人情報等仕事にかかる情報の可視化についても検討します。

③都市・地域間交流の促進

- ・より深く、継続的に地域に関わる関係人口を受け入れる枠組みとして、中長期・反復型の滞在を推進します。
- ・大学との連携を図ることにより、知的・人的交流を継続し、地域の活性化につなげます。
- ・民間事業者等と包括的な連携を図ることにより、ノウハウを活用した地域の活性化につなげます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
年度ごとの町外からの移住者 ※移住定住施策による移住者	人	3	10
定住・移住・交流の促進の満足度	%	25（令和元年）	35



後期基本計画

第1章 町民に優しいまちづくり

第2章 安全安心して暮らせるまちづくり

第3章 生き活きと働けるまちづくり

第4章 人と文化を育むまちづくり

第5章 住民主体のまちづくり

第6章 効率的な行財政運営によるまちづくり

第 6 章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり
基本施策 19 住民の視点に立った行政サービス

細施策 50

行政サービスの充実

目指すまちの姿

充実したサービスを提供し住民から信頼されるまち

■現状と課題

行政ニーズの多様化・高度化

目まぐるしく変化する社会情勢に伴い、行政ニーズも多様化し、行政サービスの質の向上が求められています。さまざまな行政サービスを提供するため、窓口で対応する業務内容の見直しを進めており、今後も各課との連携を適切に図る必要があります。

マイナンバーカードの活用促進

マイナンバーカード⁵⁵については、時間外交付窓口の開設を継続し、申請から交付までスムーズに行える体制を整えていますが、活用する機会は、コンビニエンスストアにて住民票の写し、納税証明書の取得時等に限定されていることが課題です。

行政課題の解決に向けた取組

社会情勢の変化に対し限られた人員で対応するため、効率的な組織づくりや、住民や各種団体等との役割分担を進めることが必要です。また、職員一人一人が、働く意欲と使命をもって、住民とともに課題解決に取り組む姿勢が強く求められます。

施策・事務事業に対する住民の評価について

第2次南越前町総合計画に基づく施策・事務事業については、年1回進捗状況や達成度の調査を行っています。総合計画の着実な推進を図るため、調査結果の公表を行い、住民意見を施策に反映することが課題です。

⁵⁵／マイナンバーカード：マイナンバーを証明するとともに顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、本人確認のための身分証明書として利用できるカード



■目標実現のために取り組むこと

①各課連携による多様化対策と職員研修による高度化対策

- ・集約すべき窓口業務を見直し、各課との連携を図り、一人一人に合わせたきめ細やかなサービスを目指します。
- ・職員研修を実施し、業務の成果を高める改善と効率化を進めるとともに、法令順守の徹底を図ります。

②マイナンバーカード活用機会の充実

- ・マイナンバーカード交付の手順を見直し、交付に要する時間を短縮します。
- ・自治体ポイント⁵⁶を含めたマイナンバーカードの独自利用事務を拡充します。

③職員による事業提案の継続

- ・行政課題の解決に向け、職員による事業提案を継続することにより、課題解決への取組を継続します。

④情報の公表

- ・総合計画の進捗状況や達成度の調査結果をホームページ上で公表し、施策に反映させるために住民からの意見を募ります。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
マイナンバーカードの申請延べ件数	件	1,449	3,000
マイナンバーカード独自利用事業	事業	0	3
総合計画の進捗状況調査の公表回数	回	0	1

56／自治体ポイント：クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージ等を、「自治体ポイント」に交換・合算することで、地域の商店やオンラインショップから全国の特産品を購入できるシステム

第6章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり
基本施策 19 住民の視点に立った行政サービス

細施策 51

ＩＣＴ化の推進と活用

目指すまちの姿

ＩＣＴによる住民の利便性の向上と効率化を推進するまち

■現状と課題

戸籍システムの維持

戸籍システムを維持するためには、機器借上料、保守委託料、ソフトウェア使用料等を支払うとともに、5年ごとの戸籍システムの機器更新（次回、令和4年度予定）や、新たなサービスに対応するためのシステム構築も必要です。

各種支払いのキャッシュレス化

キャッシュレス決済を国が推進していますが、町内民間店舗における支払い方法は、現金のみの場合があり、対応が遅れている状況です。

また、町においては、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・上下水道使用料はキャッシュレス決済が可能です。施設等使用料における支払方法は現金のみであり、町全体のキャッシュレス化に課題があります。

事務のＩＣＴ化

多様化し増大する行政ニーズに的確に対応するとともに、行政事務の効率化を図るためには、事務のＩＣＴ化を推進する必要があります。

個人情報の保護

ＩＣＴ化を進めるためには、情報セキュリティ対策の徹底や個人情報の漏洩防止策の徹底が重要です。



目標実現のために取り組むこと

①安定した戸籍管理

- ・戸籍法の一部改正により、マイナンバー制度を利用した新たなサービス等がはじまるにあたり、行政サービスの低下につながらないよう、今後も機器更新を行い、安定した戸籍システムの維持に努めます。

②各種支払いのキャッシュレス化の促進

- ・民間店舗においてクレジットカード、電子マネー、自治体ポイントでも支払いを可能とするための支援を行います。
- ・キャッシュレス決済利用促進の意識啓発広報を進めます。
- ・町の施設等使用料の支払いのキャッシュレス化に向けた検討を行います。

③事務の ICT 化の推進

- ・ふく e-ねっと⁵⁷を活用し、行政手続きのオンライン化を推進します。

④個人情報の保護の徹底

- ・自治体クラウド⁵⁸の更新事業を行い、引き続き住民情報の安全安心な管理を行います。
- ・情報通信機器の更新を行い、安定した情報通信基盤を確保します。
- ・情報セキュリティポリシー⁵⁹の研修・監査を行うことにより、新たな問題への対応や職員の意識啓発の促進に努めます。

成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
キャッシュレス事業者率 （町商工会加盟事業者）	%	10	70
公共料金キャッシュレス化事業	事業	0	3
ふく e-ねっと利用件数	件	26	50
情報セキュリティインシデント ⁶⁰ 報告件数	件	0	0

57／ふく e-ねっと：24 時間 365 日「いつでも」、「どこでも」、インターネットを利用して、県や市町への手続きの申請・届出や公共施設の予約を行うことができる行政サービス

58／自治体クラウド：クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用し、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るシステム

59／情報セキュリティポリシー：企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針

60／情報セキュリティインシデント：情報システムの運用において、コンピュータウイルス等の感染、不正アクセス、アカウント乗っ取り、情報漏洩、情報機器や記憶媒体の紛失や盗難等の事件や事故

第 6 章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり

基本施策 20 効率的な財政運営の推進

細施策 52

効率的な財政運営の確立

目指すまちの姿

規律ある財政運営による安定した行政サービスの提供

■現状と課題

財政健全化

少子高齢化、人口流出等により自主財源の確保や地域活性化への影響が懸念される中、規律ある財政運営による財政健全化が重要です。

公債費減少ピークの終了

年間発行額に制限を設けることで、年間償還額が年間発行額を上回り地方債残高は減少傾向ですが、そのピークが終了するため、今後は地方債残高が増加していくことが懸念されます。





■ 目標実現のために取り組むこと

①安定した財政運営による財政指標の健全化

- ・年度毎の予算方針や、財政計画を強く意識した予算配分と適切な執行管理により、安定した財政運営を行い、財政健全化指標の向上を図ります。

②効果的な地方債の発行と抑制

- ・地方債公債費の事業費の平準化とともに、世代間負担の公平化を図るため、地方債の発行を計画的に実施するとともに、発行額に制限を設けることで公債費率の抑制に努めます。

■ 成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
財政力指数	—	0.28	0.29
普通会計地方債残高	億円	62.7	62.0 以下
実質公債費比率	%	9.1	7.0 以下
経常収支比率	%	90.7	88.0 以下
住民 1 人当たり投資的経費	千円	155	145

第6章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり
基本施策 20 効率的な財政運営の推進

細施策 53

安定した税収と自主財源の確保

目指すまちの姿

自主財源の安定的確保による魅力ある住民サービスを展開できるまち

■現状と課題

税収の確保

少子高齢化や若者流出による人口減少が続く中、定住や企業誘致、農林水産業振興、労働政策等により、就業者数の増加や所得の向上等の取組が必要です。

税収納率の向上

税収納率の向上に努めていますが、財産のない滞納者の処分については頭打ちの状態です。

債権管理の強化

公債権を一元化し、債権回収に取り組んでいますが、介護保険料の滞納者については、時効の問題があるため、取り組む期間が短い状況です。

自主財源の確保

地方交付税⁶¹の減少や厳しい納税環境の中、効果的な財政運営を図るためには、公正・適正な受益者負担・料金徴収が必要です。また、ふるさと納税については、近年、大きな増加はみられないため、魅力ある制度とし、寄附額の向上を図る必要があります。

61／地方交付税：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水
準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配
分する地方税



■目標実現のために取り組むこと

①地域活性化施策の実施による課税客体の増加

- ・子育て世帯を対象とした子育て支援策、住宅団地や公営住宅の整備等による定住対策、雇用促進のための企業誘致施策の実施等により地域の活性化を促すことで、個人住民税、法人税、固定資産税等の税収面へも高い波及効果をもたらすよう、各事業を積極的に展開します。
- ・生きがいのある生活環境づくり、農林水産業振興、労働政策等による働きがいのあるまちづくり等、魅力ある施策の展開により、まちの活性化を促進します。

②システム構築による税収納率の向上

- ・債権管理システムの導入による厳格な滞納整理を実施します。
- ・口座振替を推進し、収納率の向上に努めます。
- ・福井県地方税滞納整理機構との徴収体制の連携を一層強化し、財産調査や差押え等の滞納処分の速やかな執行に努めます。

③専門的部署の設置による債権管理の強化

- ・介護保険料等を含む公債権の一元管理を行う専門的部署を設置し、迅速な滞納整理に努めます。
- ・債権管理システムを導入し、滞納管理事務の機能強化を図ります。
- ・専門的知識を習得した職員の育成を図り、税制度の啓発に努めます。

④適正な受益者負担

- ・事業実施による受益者負担や利用料については、住民の公平負担を原則としつつ、事業の効果・成果を鑑みた上で公正・適正な価格を転嫁し徴収します。
- ・ふるさと納税制度を実施施策と合わせ有効に活用することで、寄附額の向上に努めます。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
一般会計歳入決算額における自主財源比率	%	26.8	27.5
税収納率の向上 収納率（現年）	%	99.4	99.5
税収納率の向上 収納率（滞納）	%	24.7	30.0
口座振替割合	%	61.3	100.0
介護保険料等を含む公債権（収納率）	%	47.6	50.0

第 6 章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり

基本施策 20 効率的な財政運営の推進

細施策 54

積極的な歳出改革と効果的財源運用

目指すまちの姿

積極的な歳出改革と効果的財源運用により安定した財政運営が行えるまち

■現状と課題

歳出の抑制と財源運用

限られた財源の中で、普通建設事業費や維持補修費の増加が続き、将来的な財政運営が厳しいものになることが予想されます。定住対策や子育て施策の展開により、税收確保や自主財源確保に取り組むとともに、歳出予算を抑制・改革することで将来的に安定した財政運営を行い、必要不可欠な住民サービスを確保することが必要です。

補助金等の抑制

限られた財源を効率的・効果的に住民サービスへ反映させる必要があります。補助金・交付金については、団体や住民に対しての直接的な支援であることから、公益性・公平性・効果性等を検証し実施することが必要です。

公共施設の適正な運営管理と出資団体等の指導

公共施設の効率的な運営かつ適正な管理を行うために、指定管理者制度による指定管理者への委託を行っています。施設の老朽化や設備の更新等で維持管理経費が増加傾向であり、町の財政負担も大きいため、公共施設の統廃合や最適な指定管理者の選定、運営に関する積極的な指導が必要です。

また、出資団体に関しては、それぞれの事業目的・役割の達成支援等、健全運営のための指導・監査を行っています。今後も適正な経費負担が求められます。

行政サービスのための事業の財源確保

安定した住民サービスの提供や地域活性化への波及効果をもたらす政策事業を積極的に行うためには、財源の確保が必要です。歳出削減を通じた財源確保は避けては通れません。



■ 目標実現のために取り組むこと

①歳出の抑制と財源運用

- ・補修・保全業務の計画的実施、委託業務等の直営実施、施設等の運営方法の見直し、公共施設の統廃合、大型事業の抑制、財産購入の抑制、各種施策の適正規模での実施等、自主的な歳出見直しを図り、限られた財源の効果的な使用に努めます。

②補助金等の整理合理化の取組

- ・補助交付金制度は、住民サービスの向上に資する重要な事業を進めますが、新設・拡充するものについては、補助金整理合理化検討委員会において公益性・公平性・効果性・適正性・独創性を検証した上で実施します。また、効果の低い事業については廃止・統合・見直し等を行います。
- ・効果性の低い制度や目的を達成した制度については統廃合を行い、補助金・交付金にかかる一般財源を増加させることなくサービスの向上につなげます。

③指定管理者への経費負担や出資団体等への指導

- ・公共施設のあり方の検討を行い、類似施設や老朽化施設、経営状況が悪化している施設については統廃合を進め、運営管理に関しては効率的かつ効果的な運営を行える指定管理者を選定することで、施設の有効活用を行います。特に、公共施設管理公社の施設運営に関しては、町が積極的に関与し指導を行い、指定管理委託料の抑制を図ります。
- ・出資団体に関しては、過剰な余剰金の発生や留保資金の保有等が起きていないか、厳正に確認するとともに効率的かつ円滑な事業遂行を行うよう指導します。

④財政調整基金の活用

- ・歳出の抑制による住民サービス低下を防ぐとともに、将来的に効果のある事業を適正時期に実施するため、制限を設けた上で財政調整基金⁶²を財源とし、必要な事業を実施します。

■ 成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
経常経費充当一般財源（普通会計）	億円	45.7	44.5
普通建設事業費充当一般財源（普通会計）	億円	7.6	7.0
補助交付金における一般財源	億円	3.9	3.8
財政調整基金残高	億円	21.2	15.0 以上

62／**財政調整基金**：自治体が財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害等必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するための貯金

第 6 章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり
基本施策 21 チャレンジする組織改革

細施策 55

職員の意識改革

目指すまちの姿

意欲ある職員があふれるまち

■現状と課題

人事評価制度の精度向上

平成 28 年度より本格運用している人事評価制度については、評価項目の見直しにより、人事評価の精度を高める必要があります。また、人事評価制度に対する信頼性を向上させるため、評価者・被評価者に対する研修の継続が必要です。

■目標実現のために取り組むこと

①人事評価制度における評価項目等の見直し

- ・人事評価制度の評価項目等については、必要に応じ見直しを行います。

②評価者、被評価者に対する研修の継続

- ・毎年、継続的に評価者と被評価者に対する研修を実施します。

第6章

基本目標 6 効率的な行財政運営によるまちづくり
基本施策 21 チャレンジする組織改革

細施策 56

行政組織の見直し

目指すまちの姿

活力ある組織づくりを推進するまち

■現状と課題

定員適正化計画と人材育成

現行の定員適正化計画は令和元年度が終期であり、計画期間の5年間において定員管理目標13人としたましたが、1年前倒しで目標を達成しています。一方、大量退職により世代間の職員数が不均衡であり、また、専門的スキルを持った職員が少ないことが課題です。

労務管理

途中退職者や心身の故障による休職者が、毎年発生している現状です。

■目標実現のために取り組むこと

①定員適正化計画の策定

- ・将来を見据えた新たな定員適正化計画を策定し、人材育成が可能な範囲で新規採用を実施します。

②メンタル面のフォロー体制の強化

- ・安全衛生委員会の機能向上を図り、休職者の発生予防対策を検討するほか、メンタルヘルスに関する研修を適宜実施します。

目指すまちの姿

必要とされる公共施設が適正に管理されているまち

■現状と課題

老朽化する公共施設と減少する人口

公共施設の建築年数が経過するにつれ維持管理費用は増加しており、今後は、老朽化の激しい公共施設の改修や建替えの必要性が高まることで、多額の更新費用が必要となる見込みです。また、少子高齢化により義務的経費は増加し、地方交付税や税収は減少するなど、財政状況は厳しくなる状況の中、行政に対する住民ニーズも大きく変化しています。将来にわたり必要とされる行政サービスを継続的に提供できるよう、住民ニーズの多様化と厳しい財政状況に対応した、公共施設の最適な配置の検討が必要です。

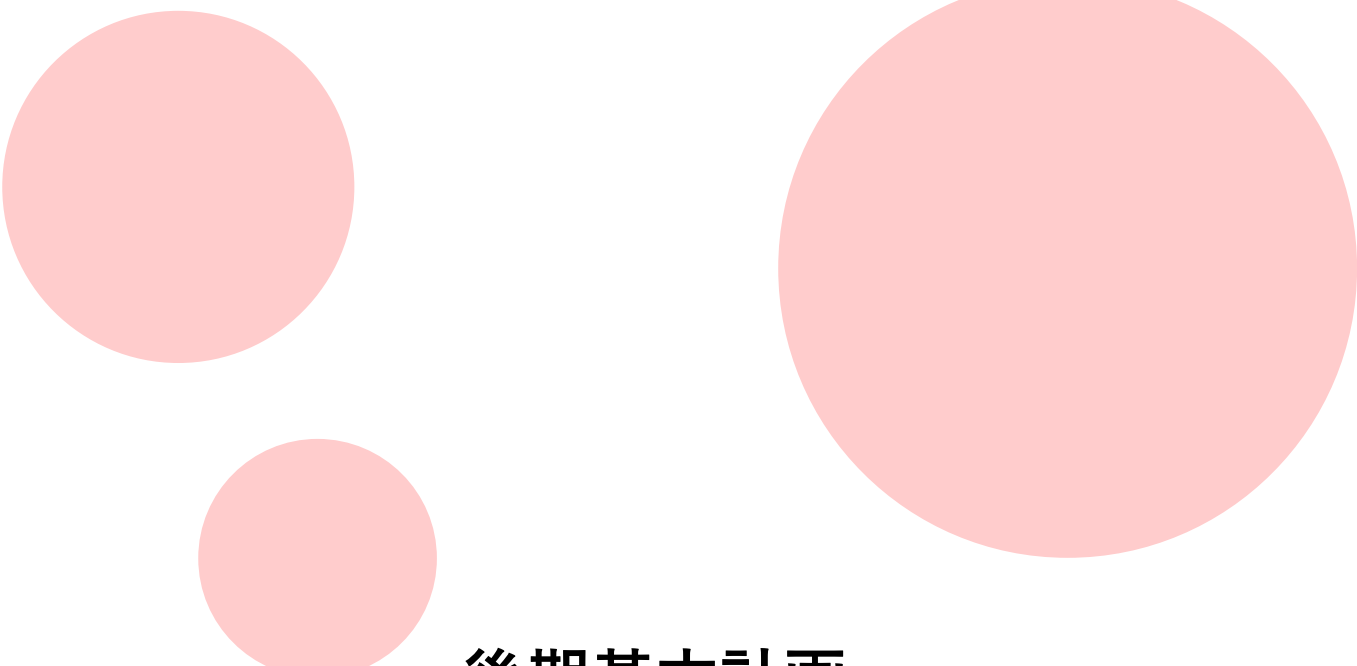
■目標実現のために取り組むこと

①公共施設の最適配置と適正管理

- ・必要とされる行政サービスの継続的な提供と財政負担の軽減のため、公共施設個別施設計画を策定し、長期的な視点による公共施設の統廃合を進め、公共施設の最適な配置を実現します。
- ・更新費用の縮減と平準化のため、公共施設個別施設計画を策定し、計画的な予防保全による施設の長寿命化を推進するとともに、耐震化や省エネ化、バリアフリー化を積極的に進め、効率的で適正な公共施設の管理に努めます。
- ・保有する未利用財産の売却を積極的に進め、利活用可能財産の有効活用を推進します。

■成果指標

指 標	単位	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 6 年）
公共施設個別施設計画に基づく 施設統廃合の実施率	%	0	50



後期基本計画

未来づくりプログラム
(戦略的取組のまとめ)



■ 未来づくりプログラムの考え方

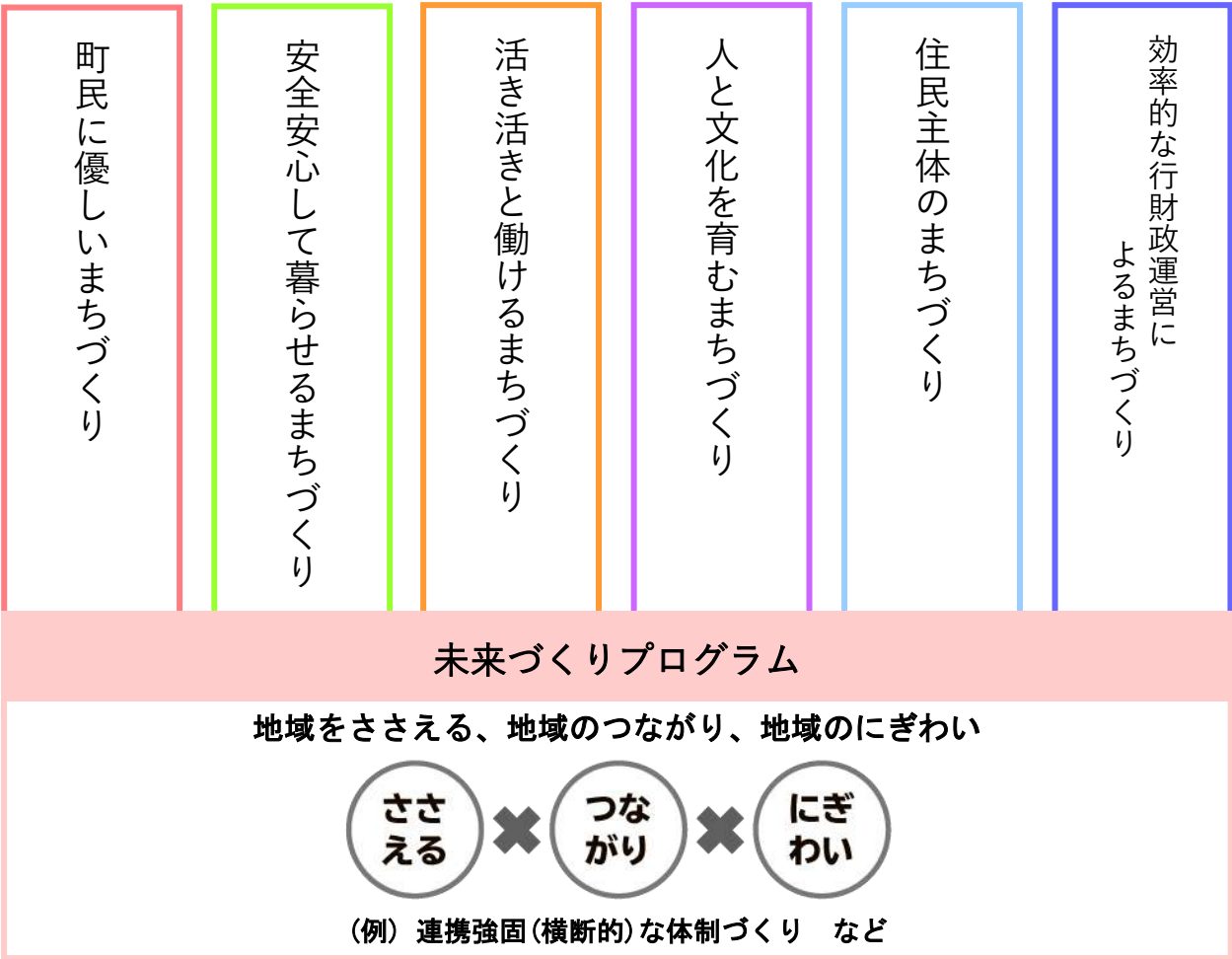
本町では、町の将来像「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に向けて、6つの基本目標を定めています。町の将来像と基本目標に沿い、計画を体系化し、21の基本施策を掲げています。後期基本計画の施策・事業の中で、特に戦略的に取り組むものについては、特定分野のみでの対応が難しいため、施策・事業の垣根を越えた分野横断的連携として「未来づくりプログラム」と位置づけ、計画全体の実施をリードするとともに、将来像と基本目標の達成を目指します。

■ 未来づくりプログラムと基本構想（将来像・基本目標）との関係

町の将来像

海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町

基本目標



SDGs（持続可能な開発目標）の導入による「未来づくりプログラム」の最大化

高齢化や人口減少等、後期基本計画の中で、特に戦略的に取り組むものについては、分野横断的な連携に加え、課題解決の新たな切り口としてSDGs（持続可能な開発目標）を活用することで、「未来づくりプログラム」の最大化を図ります。

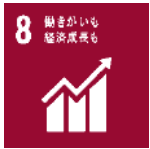
SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会・経済・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

日本としても積極的に取り組んでおり、国・地方自治体の取組が推進されているほか、企業の取組も活性化しています。

◆持続可能な開発目標の詳細

	目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標4【教育】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標8【成長・雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		目標9【イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		目標10【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。		目標11【都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		目標12【生産・消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。		目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。		目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。		目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
--	---	--	--	---	---	---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

地域をささえる

暮らしを支える基盤が維持され、安定した暮らしを実感できる地域に

交通、自然、住宅、教育環境を支える取組により、住み続けられる豊かな地域を維持します。

公共交通の確保

- 住民利用バスのニーズを踏まえた運行などにより利便性を確保するほか、王子保河野海岸線の路線継続を支援します。
- 並行在来線の利用促進を図るとともに、並行在来線の経営安定化を支援し、運行の維持を図ります。

細施策 27



防災減災の強化

- 防災関係施設の整備・充実、防災組織などの結成促進により、防災体制の強化を図ります。
- 原子力防災訓練の実施や原子力防災の普及・啓発に取り組みます。
- 安全で快適な道路交通を確保するための対策を講じます。
- 計画的な消雪施設整備、適切な除雪体制の維持などにより、冬期間の道路交通の確保を図ります。

細施策 14、15、19
20、26



自然・環境との共生促進

- 地域や担い手が実施する農地などの保全活動などに対して支援します。
- 間伐、路網整備、森林境界の明確化の促進による森林整備を進めます。

細施策 28、29



住環境の整備

- 地域性に応じた町営住宅の整備やニーズに沿った宅地造成を実施します。
- 通勤に対する補助を行うことで、遠方勤務地へ通勤に伴う負担の軽減を促進します。

細施策 25



学校の適正な管理・運営

- 小中学校再編の方針に基づき事業を推進します。

細施策 36



地域のつながり

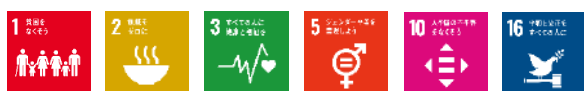
多様な人と人とのつながりがあり、住み続けたい地域に

多様な世代や立場の方の交流促進により、人が主役の住み続けたい環境を構築します。

子育て環境の充実

- 妊娠から子育て期まで、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。
- 出生から18歳年度末までの子ども医療費の無料化を継続して実施します。
- 保育士等の働きやすい職場環境を整備し、保育士の確保を図ります。

細施策 2、9、10



高齢者の活躍

- 高齢者が身近に集える場所の充実と、はつらつと活動できる機会を増やすことにより、継続的な介護予防活動を支援します。
- 住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう見守り・支え合いの体制づくりを推進します。
- 高齢者向けの交通安全教室の実施やドライブレコーダー取付への補助により、事故防止に努めます。

細施策 3、5、6、17



多彩な交流の推進

- ふるさと教育について、伝統文化に関する体験学習の充実、子どもの交流の場の提供、異年齢・世代間交流の支援の推進を図ります。
- 友好交流協定を締結している台湾・台南市白河区との交流を実施します。
- 多彩な人が活躍できる場の形成支援等を検討します
- 地域内外の方のニーズを踏まえ、地域内交流や都市・地域間交流を促進します。

細施策 39、49



集落機能の維持・担い手の育成

- 青年が交流できる場の提供を行い、組織化のための支援を行います。
- まちづくりに関わる人材の育成を推進するとともに、自分ごととしてまちづくりに参加できる仕組み等を検討します
- 自治会機能の維持・存続を図ります。

細施策 44、48



地域のにぎわい

地域の多彩な資源が活かされ、魅力あふれる地域に

地域固有の豊かな歴史・文化資源の価値を最大化し、受入態勢の整備や情報発信により、観光交流を促進します。魅力ある情報発信により、農林水産業や商業の担い手確保を図ります。

南条 S A 周辺地域の振興

- 本町の玄関口・観光拠点とし、南条 S A 周辺地域振興施設（道の駅）の整備を行います。
- 当施設において、町の農林水産物・特産品の販売、食の提供に関する支援を行うとともに、地域情報の発信を行います。

細施策 28、31



職業の多様化と雇用の創出

- 農林水産業において不足する担い手の確保に取り組みます。
- 商工業における事業承継や創業の支援に取り組みます。
- 企業動向の把握を行うとともに、充実した優遇措置や立地環境の良さ等、地域の強みを積極的に発信します。

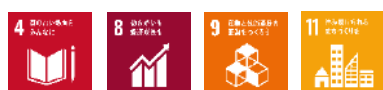
細施策 28、29、30、31

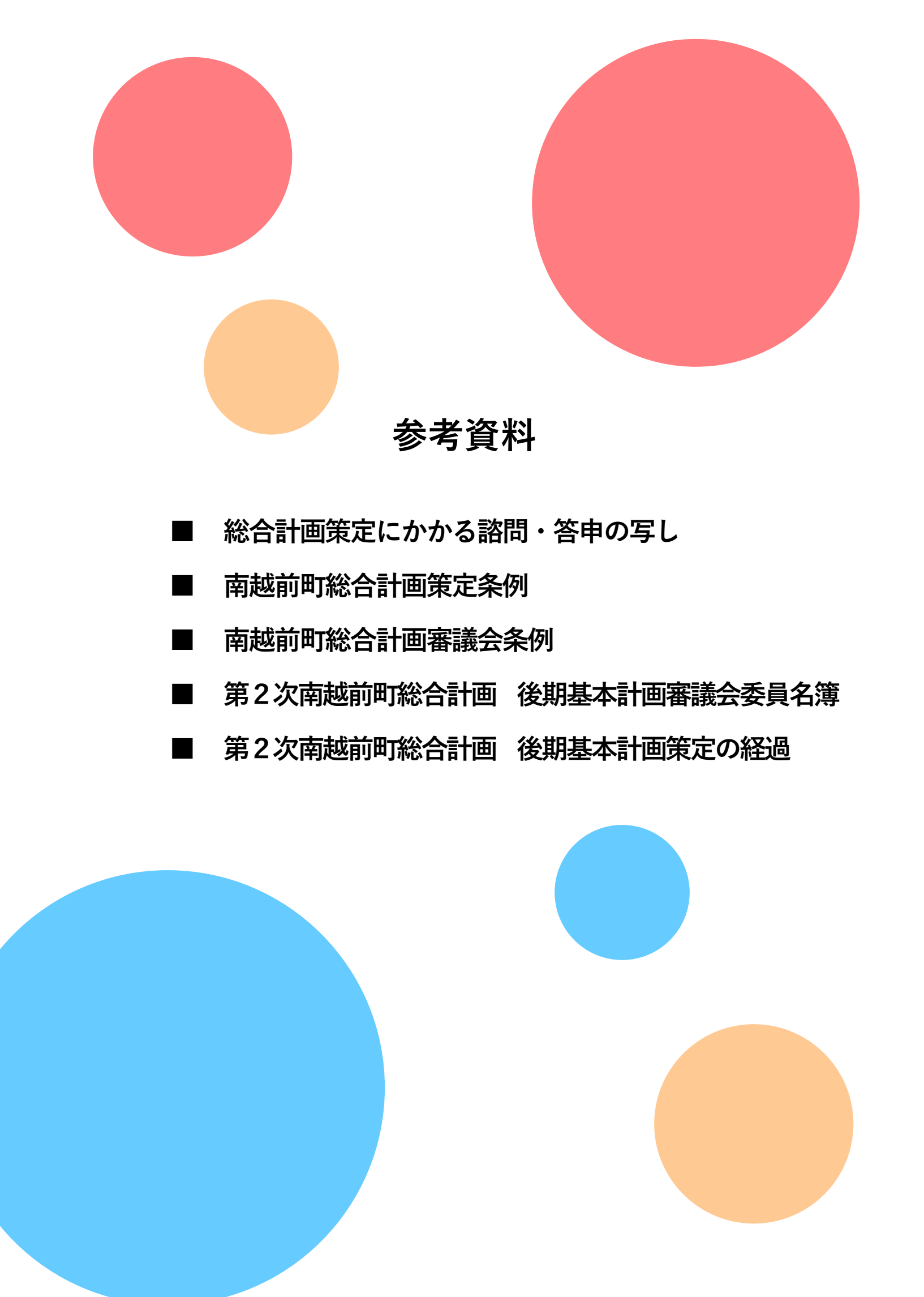


歴史・文化・景観の保存活用

- 杣山城跡、今庄宿、中村家住宅をはじめとする地域固有の歴史・文化・景観について、保存・活用を図ります。
- これらを活かし、滞在型観光を促進する取組を強化します。
- また、外国人観光客を含めた観光客の受入体制の充実を図ります。

細施策 32、42





参考資料

- 総合計画策定にかかる諮問・答申の写し
- 南越前町総合計画策定条例
- 南越前町総合計画審議会条例
- 第2次南越前町総合計画 後期基本計画審議会委員名簿
- 第2次南越前町総合計画 後期基本計画策定の経過

■ 総合計画策定にかかる諮問・答申の写し

南観発第 334号

令和元年 8月21日

南越前町総合計画審議会 会長 様

南越前町長 岩倉 光弘

「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」の策定について（諮問）

南越前町総合計画策定条例第4条の規定に基づき、南越前町の長期展望に立った町政運営の総合的な指針となる「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたく、南越前町総合計画審議会条例第2条の規定により諮問します。

1 諮問の趣旨

本町は平成27年度から10年間を計画期間とする第2次南越前町総合計画の基本構想に掲げた町の将来像である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に向けて、平成27年度からの5年間を計画期間とする前期基本計画に基づき、様々な施策に計画的、重点的に取り組んできました。

この前期計画が令和元年度に終了することから、これまでの成果や課題を検証し、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めて行く必要が有ります。

このことから令和2年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す後期基本計画策定に関して諮問し、審議いただくものです。

2 答申の希望時期

「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」の審議にあたりましては、それぞれの項目について審議いただけるよう適時、提案いたしますので、令和2年3月上旬を目途に答申いただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月25日

南越前町長 岩 倉 光 弘 様

南越前町総合計画審議会
会 長 中 山 義 壽

「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」について（答申）

令和元年8月21日付け南観発第334号で当審議会に諮問されました第2次南越前町総合計画（後期基本計画）の策定について、別添のとおり答申します。

南越前町においては、平成27年度以降、第2次南越前町総合計画に基づき、住民の誰もが豊かに暮らすことができる環境づくりに向け、総合的に施策を進めてこられました。当審議会では、十分な社会潮流の検証と本町の現状や課題の洗い出しのもと、人口減少や少子高齢化社会に対応した、第2次南越前町総合計画（後期基本計画）について、慎重に審議を重ねてまいりました。

計画の推進にあたっては、下記の事項及び審議の過程で提起された各委員の意見についても十分に配慮されるよう要望するとともに、町の将来像である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に取り組んでいただくよう要請いたします。

記

- 1 計画の推進にあたっては、広く住民の理解や協力が得られるよう、様々な機会を通して説明に努めるとともに、住民参加を促すほか、住民が主体性を持って活躍できる仕組みづくりに留意して取り組まれない。
- 2 すべての住民が健康で元気に暮らすことができるよう、医療・介護・福祉の連携の強化を推進するとともに、子どもたちが健やかに成長することができるよう、子ども・子育て支援の充実を図られたい。
- 3 防災減災の強化や公共交通の確保など、安定した暮らしに繋がる環境整備を推進されたい。
- 4 地域の多彩な資源を活用し、農林水産業や商業の振興を進めるとともに、地域固有の豊かな歴史・文化資源の価値を最大化し、観光交流を促すことで、地域の活性化を進められたい。
- 5 豊かな人間性を育む教育のさらなる充実に取り組むとともに、住民一人一人がこれからも住み続けたいと実感できるようなまちづくりを促進されたい。
- 6 当審議会において総合計画と併せて審議した、人口減少対策に特化した計画である「第2期南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組に注力し、各施策を有機的に連携させ、見直しを行いながら具体的な取組を実行されたい。
- 7 現在、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、これまで経験のない事態に直面した際も、安心して暮らすことができるよう、社会情勢の変化に的確に対応しながら取組を展開されたい。

■ 南越前町総合計画策定条例

平成25年3月25日
南越前町条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿及び進むべき方向に関する基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町が目指すべき将来像及びこれを実現するための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づく具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づく施策を実現するための事務事業の実施について示すものをいう。

(基本計画及び実施計画の策定)

第3条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、南越前町総合計画審議会条例（平成17年南越前町条例第196号）第1条に規定する南越前町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■ 南越前町総合計画審議会条例

平成17年 9 月16日 南越前町条例第196号

改正 平成25年12月24日条例第26号

平成28年 3 月25日条例第 1 号

(設置)

第1条 南越前町の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、南越前町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議をし、答申を行う。

- (1) 南越前町が定める総合計画に関すること。
- (2) その他町長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体代表者 5人以内
- (2) 住民 5人以内
- (3) 学識経験者 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条第2項第1号の規定により委嘱された者がその職を失ったときは、同時に委員の職も失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、観光まちづくり課に置き、事務局長は、観光まちづくり課長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

■ 第2次南越前町総合計画 後期基本計画審議会委員名簿

南越前町総合計画 審議会条例第3条 第2項による区分	氏名	所属役職
(1) 公共的団体代表者	中 野 光 雄	南越前町区長会連合会会長
	四ツ木 善 一	南越前町男女ネットワーク会長
	今 村 ゆみ子	南越前町民生委員児童委員協議会会長
	上 島 信 敬	南越前町社会福祉協議会会長
	谷 崎 信 雄	南越前町商工会会長
(2) 住民	小 林 朝 子	小中学校保護者代表
	丸 岡 里 美	保育所等保護者代表
	井 上 英 之	南条地区代表
	嶋 田 宣 行	今庄地区代表
	二之宮 和 晴	河野地区代表
(3) 学識経験者	中 山 義 壽	福井県立大学名誉教授
	京 藤 壽 雄	南越前町教育長職務代理者

■ 第2次南越前町総合計画 後期基本計画策定の経過

総合計画審議会 開催経過

回数	開催日	区 分	内 容
1	令和元年8月21日	審議会（第1回）	委嘱状交付、会長の選任、諮問、総合計画の策定方針等の説明
2	令和元年10月30日	審議会（第2回）	前期基本計画検証結果について まちみらいトーク実施結果について 後期基本計画骨子案について 総合計画と総合戦略の関係について 人口ビジョン素案について アンケート調査結果（速報版）について
3	令和元年12月23日	審議会（第3回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画素案について 連携プログラム素案について アンケート調査結果について 第2期総合戦略骨子案について
4	令和2年1月31日	審議会（第4回）	実施計画素案について 第2期総合戦略素案について
5	令和2年3月24日	審議会（第5回）	後期基本計画素案について 後期実施計画素案について 人口ビジョン（改訂版）・第2期総合戦略素案について 答申案について

総合計画策定委員会 開催経過

回数	開催日	区 分	内 容
1	令和元年7月19日	策定委員会（第1回）	策定方針、策定体制、分科会の開催計画について
2	令和元年10月1日	策定委員会（第2回）	前期基本計画検証結果について まちみらいトーク実施結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 重点取組について
3	令和元年10月18日	策定委員会（第3回）	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 連携プログラムの設定について 総合計画と総合戦略の関係について 第2期総合戦略骨子案について 人口ビジョン素案について
4	令和元年12月5日	策定委員会（第4回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画案について 連携プログラム案について まちみらいアンケート調査結果について 第2期総合戦略骨子案について
5	令和2年1月22日	策定委員会（第5回）	実施計画素案について 第2期総合戦略素案について
6	令和2年2月28日	策定委員会（第6回）	後期基本計画素案について 後期実施計画素案について 人口ビジョン（改訂版）・第2期総合戦略素案について

総合計画策定分科会 開催経過

回数	開催日	区 分	内 容
1	令和元年 8 月 2 日	策定分科会（第 1 回）	後期基本計画の策定方針について 総合戦略策定について
2	令和元年 9 月 19 日	厚生教育分科会（第 2 回）	前期基本計画検証方法について 後期基本計画細施策新旧一覧表について
3	令和元年 9 月 19 日	産業建設分科会（第 2 回）	前期基本計画検証方法について 後期基本計画細施策新旧一覧表について
4	令和元年 9 月 20 日	総務企画分科会（第 2 回）	前期基本計画検証方法について 後期基本計画細施策新旧一覧表について
5	令和元年 10 月 9 日	産業建設分科会（第 3 回）	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 後期基本計画細骨子案について
6	令和元年 10 月 15 日	総務企画分科会（第 3 回）	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 後期基本計画細骨子案について
7	令和元年 10 月 15 日	厚生教育分科会（第 3 回）	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 後期基本計画細骨子案について
8	令和元年 11 月 13 日	総務企画分科会（第 4 回）	アンケート結果等について 後期基本計画について 連携プログラムについて
9	令和元年 11 月 15 日	厚生教育分科会（第 4 回）	アンケート結果等について 後期基本計画について 連携プログラムについて
10	令和元年 11 月 18 日	産業建設分科会（第 4 回）	アンケート結果等について 後期基本計画について 連携プログラムについて
11	令和元年 11 月 28 日	厚生教育分科会（第 5 回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画について
12	令和元年 11 月 28 日	産業建設分科会（第 5 回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画について
13	令和元年 11 月 29 日	総務企画分科会（第 5 回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画について

意見交換会 意見募集

回数	開催日	区 分	内 容
1	令和元年 9 月 8 日	まちみらいトーク	南条地区公民館において、公募による 24 人が参加し、まちづくりに関するワークショップを実施
2	令和 2 年 2 月 3 日～2 月 18 日	町民意見募集	南越前町ホームページ及び本庁・今庄事務所・河野事務所において、後期基本計画素案を公表し、意見を募集



第2次南越前町総合計画 後期基本計画

発 行：令和2年3月

発 行 者：南越前町

編 集・印 刷：南越前町 観光まちづくり課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

電 話 番 号：0778-47-8013（直通）

ファックス：0778-47-3261

U R L：https://www.town.minamiechizen.lg.jp

E - m a i l：kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp